

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会（第9回）	参考資料 3
令和7年7月24日	

参考資料（第二分冊） 【福祉サービス共通課題への対応】

厚生労働省老健局

目次

- ① 福祉サービスとの共通課題（概要） 2
- ② 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性 4
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性 60

① 福祉サービスとの共通課題（概要）

福祉サービスとの共通課題（概要）

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」 検討会 中間とりまとめ（抜粋）

○ サービス需要が減少する中、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更していく必要がある。介護保険施設の一部で障害福祉サービス、保育等を行う場合に、元々の補助金の目的範囲外での返還を求められることのないよう、地域密着の施設から広域型施設への転用、10年以内の一部転用の緩和等を行うなど、柔軟な制度的な枠組みの検討が必要との意見があった。この点は、他の福祉サービスの共通課題でもあり、本検討会において引き続き議論を深めていく。

○ （中略）地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自立して暮らしていくためには、その地域にいる障害者、こどもなど様々な主体を含め、地域共生社会を推進していくことが重要である。その際、様々な福祉に関わる人材が介護を含め、地域の現場で働けるよう、引き続き、検討を深めていく必要がある。

→ 第6回検討会（5/9）で議論

○ 地域のサービスを維持・確保するためには、地域のサービス主体が今後も事業を継続できるための支援体制に加え、新たなサービス主体が地域に参入しやすい仕組みづくりが必要である。「社会福祉連携推進法人」制度も活用し、事業者の連携のあり方を弾力化するための方策について、本検討会において引き続き議論を深めていく。

○ 経営支援等について、介護のみならず、障害福祉やこどもといった他の福祉分野においても共通の課題であり、社会福祉法人などへの支援も重要である。その際、法人の特性に応じた支援や施策を考えていくべきであり、福祉医療機構（WAM）等による資金融資の強化といった手法も考えられる。こうした法人への支援や法人間の連携のあり方は、福祉分野共通の課題として引き続き議論を深めていく。

→ 第7回検討会（5/30）で議論

中間とりまとめの方向性	福祉サービスとの共通課題
人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の状況に応じたサービス提供体制等の在り方</u>は共通課題 ・ 上述の通り、<u>既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等）</u>は共通課題
介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人材確保（プラットフォームの充実等）</u>は共通課題（上述の点を含む） ・ <u>生産性向上（DX）・経営支援等</u>は共通課題
地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、障害、こども、それぞれ固有の課題・論点であるため、本検討会では議論しない。

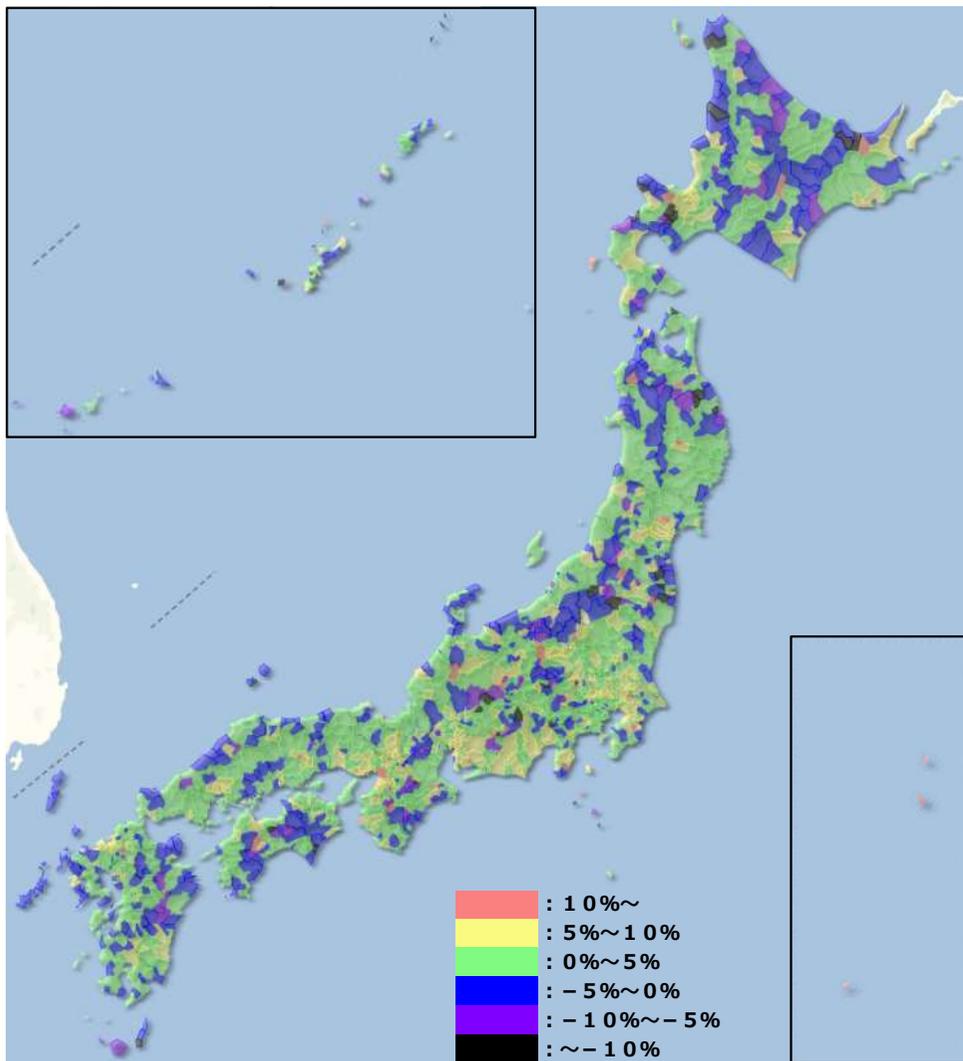
② 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

障害福祉サービス等の需要・供給の状況

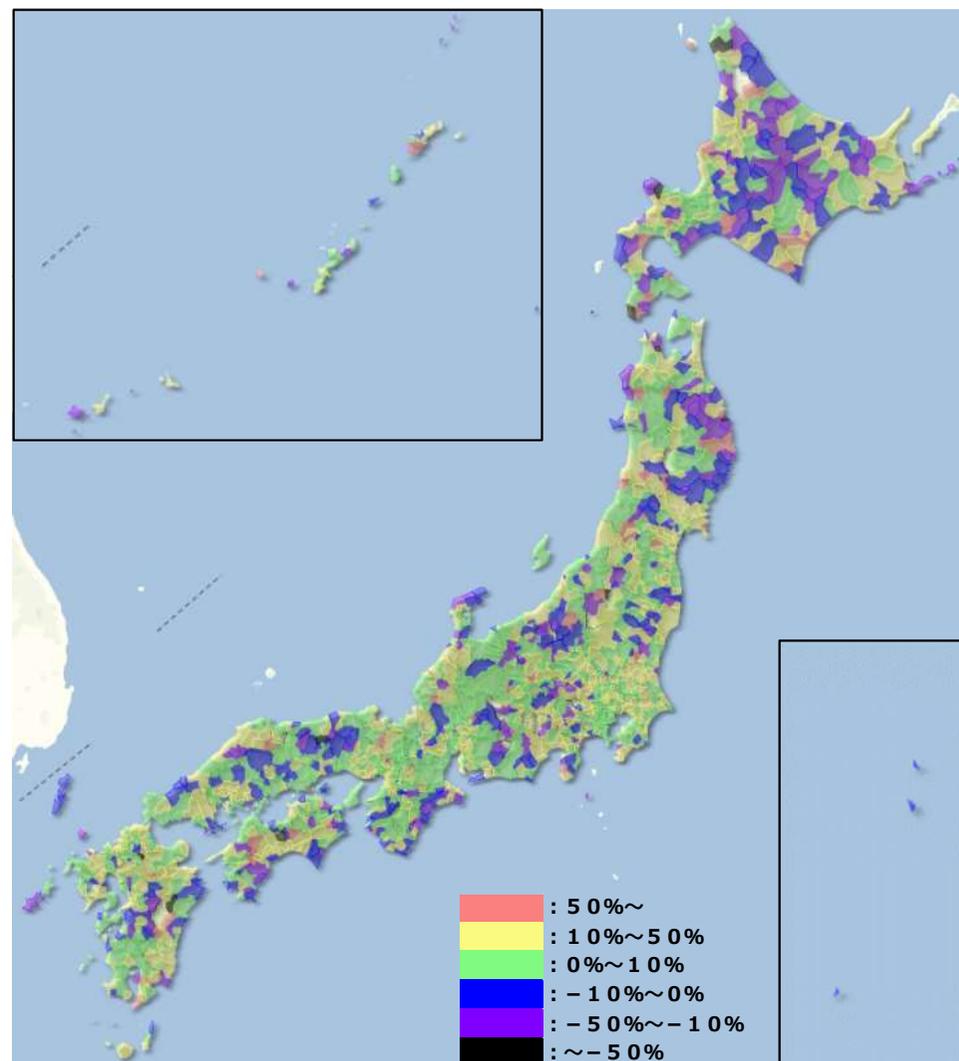
障害福祉サービス等の利用者数の状況

- 障害福祉サービス等の利用者数について、自治体別で見ると、都市部やその周辺部では増加傾向にあるが、中山間地域や小規模自治体では減少傾向にある。

令和6年下半期対前年同期伸び率（障害福祉サービス）



令和6年下半期対前年同期伸び率（障害児支援サービス）



(注) 複数サービスを受けている利用者数については、重複して計上している。伸び率については、障害児入所支援系サービスの利用者を集計対象外としている。

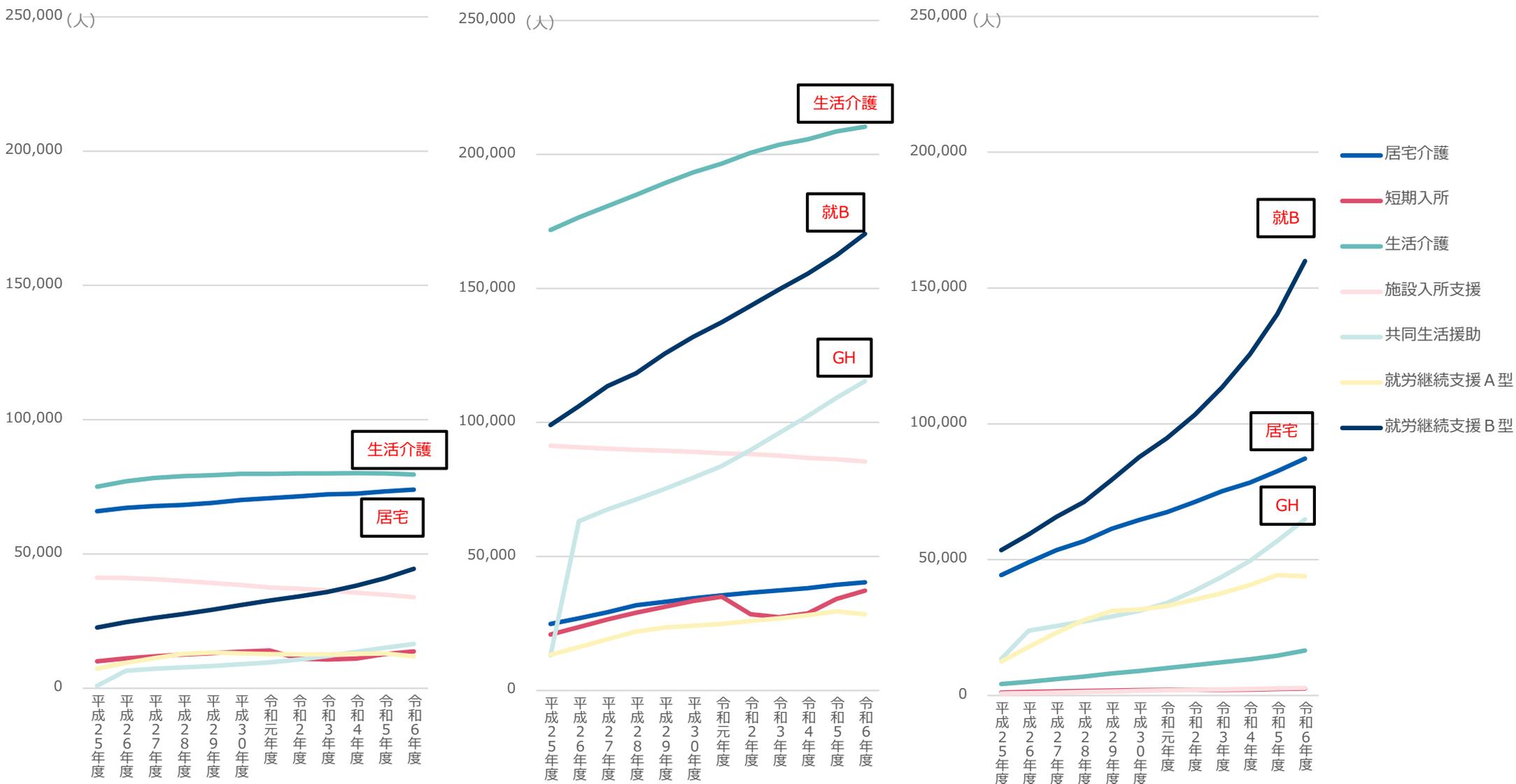
(出典) 障害福祉サービスデータベースより作成。

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

身体障害者

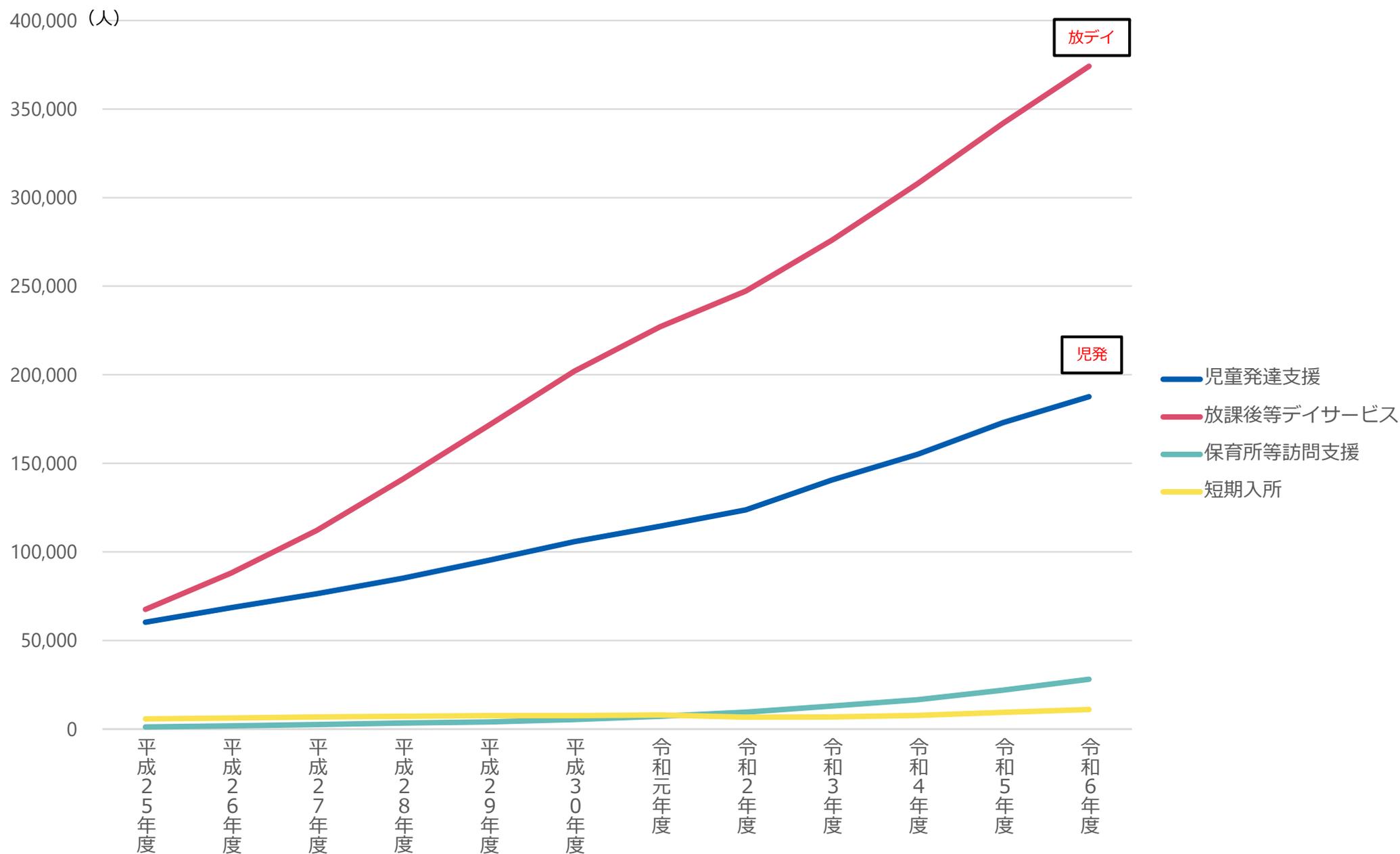
知的障害者

精神障害者



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。(平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。)

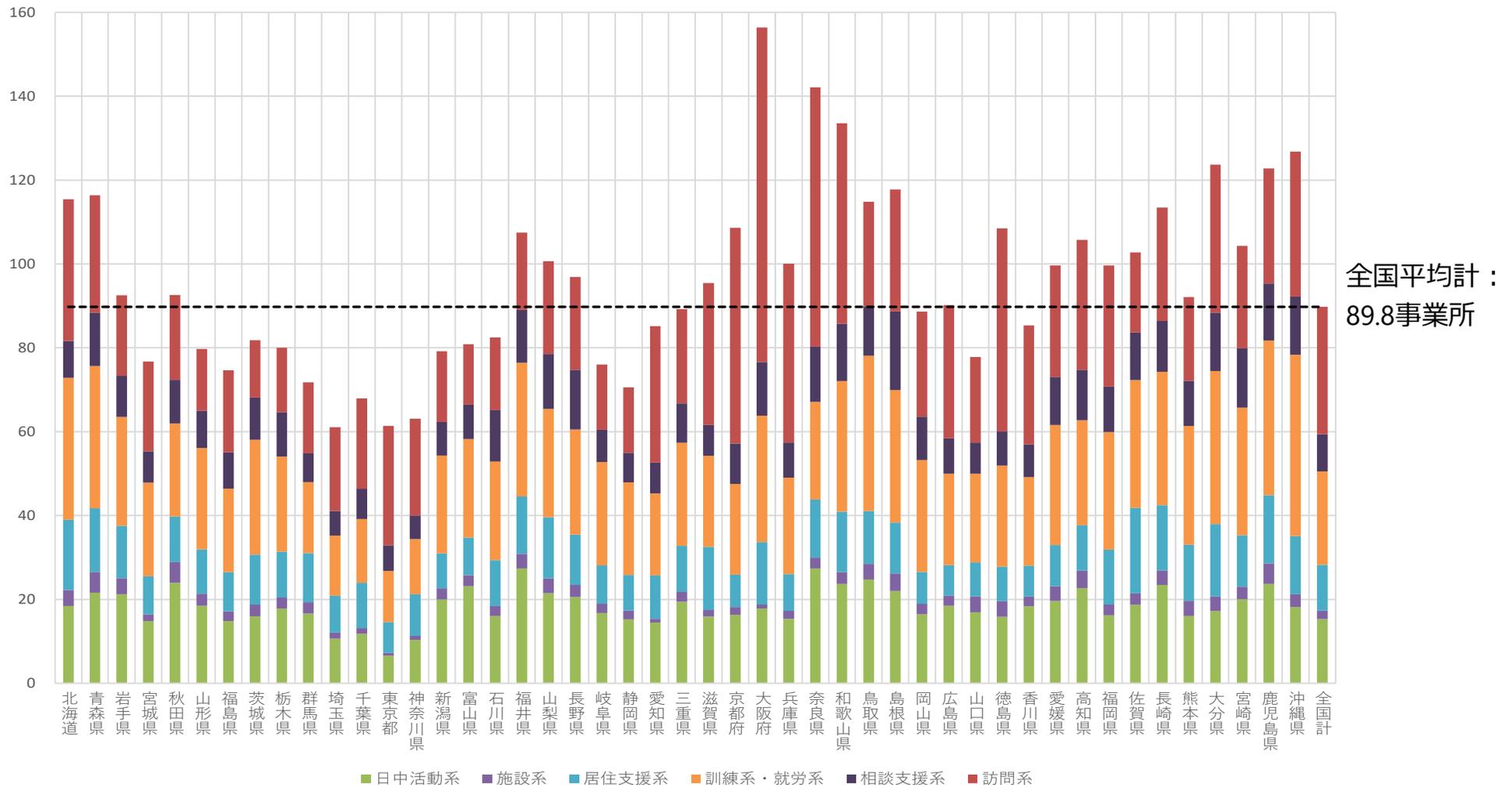
障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

障害福祉サービス事業所の数や分布の地域差

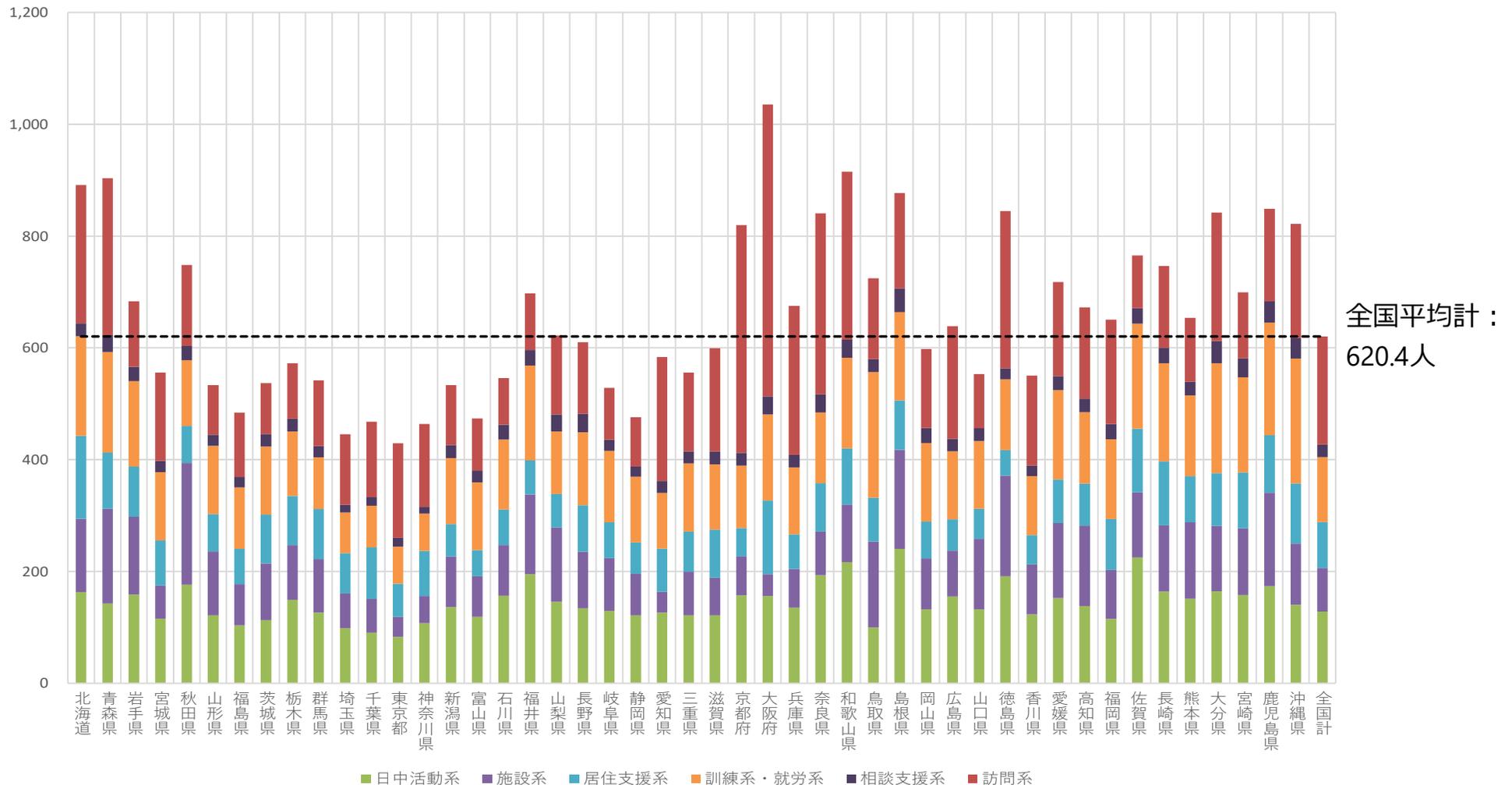
- 人口10万人当たり障害福祉サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、奈良県、和歌山県が大きく、埼玉県、東京都、神奈川県が小さい。
 - 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、奈良県、京都府が大きく、茨城県、富山県、山形県が小さい。



(出典) 「国保連データ」(令和5年10月サービス提供分) 及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。

障害福祉サービス従事者の数や分布の地域差

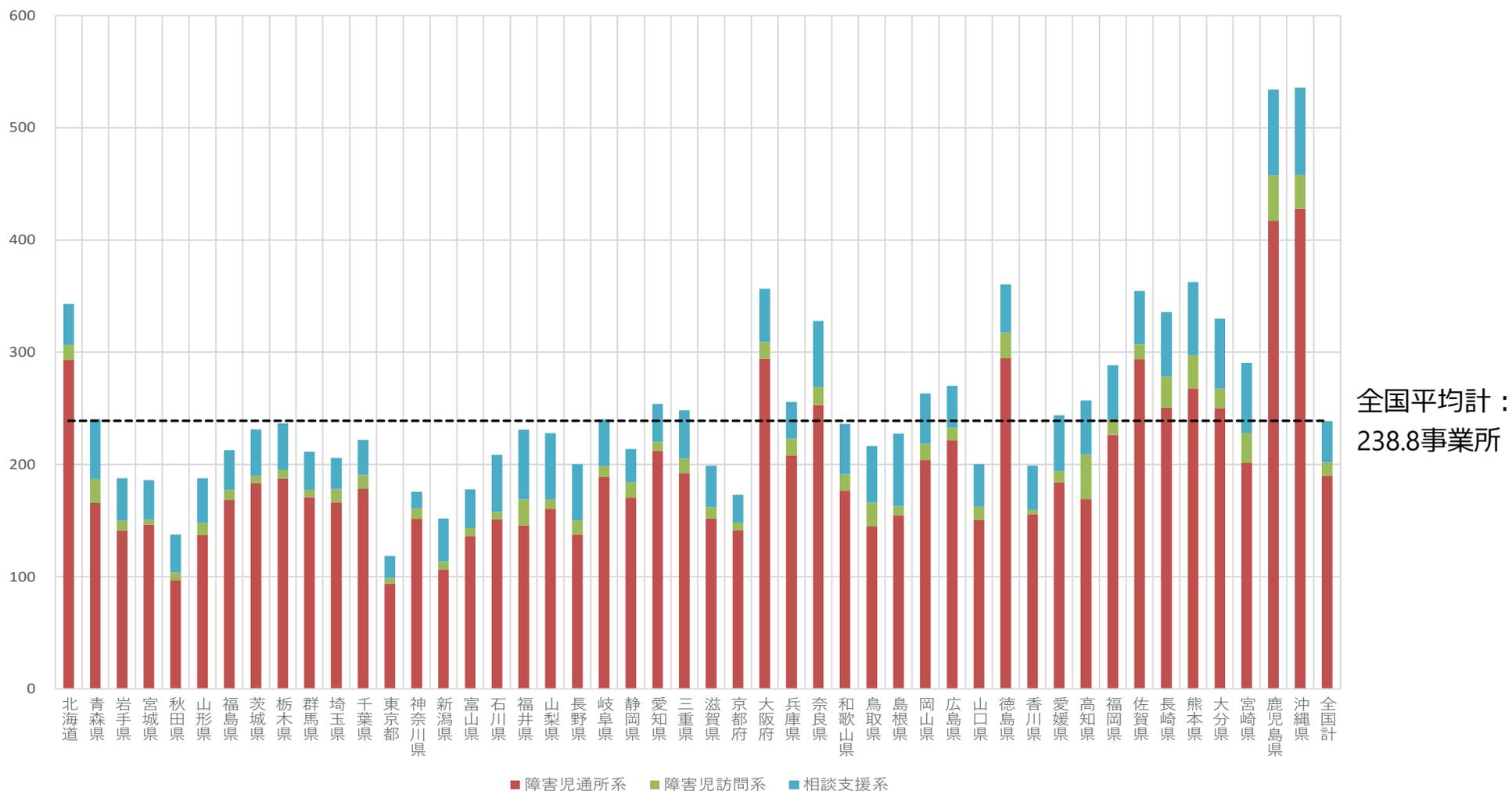
- 人口10万人当たり障害福祉サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - 障害福祉サービス事業所全体でみると、大阪府、和歌山県、青森県が大きく、東京都、埼玉県、神奈川県が小さい。
 - 訪問系サービス事業所に限ると、大阪府、京都府、奈良県が大きく、石川県、静岡県、山形県が小さい。



(出典) 厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。

障害児支援サービス事業所の数や分布の地域差

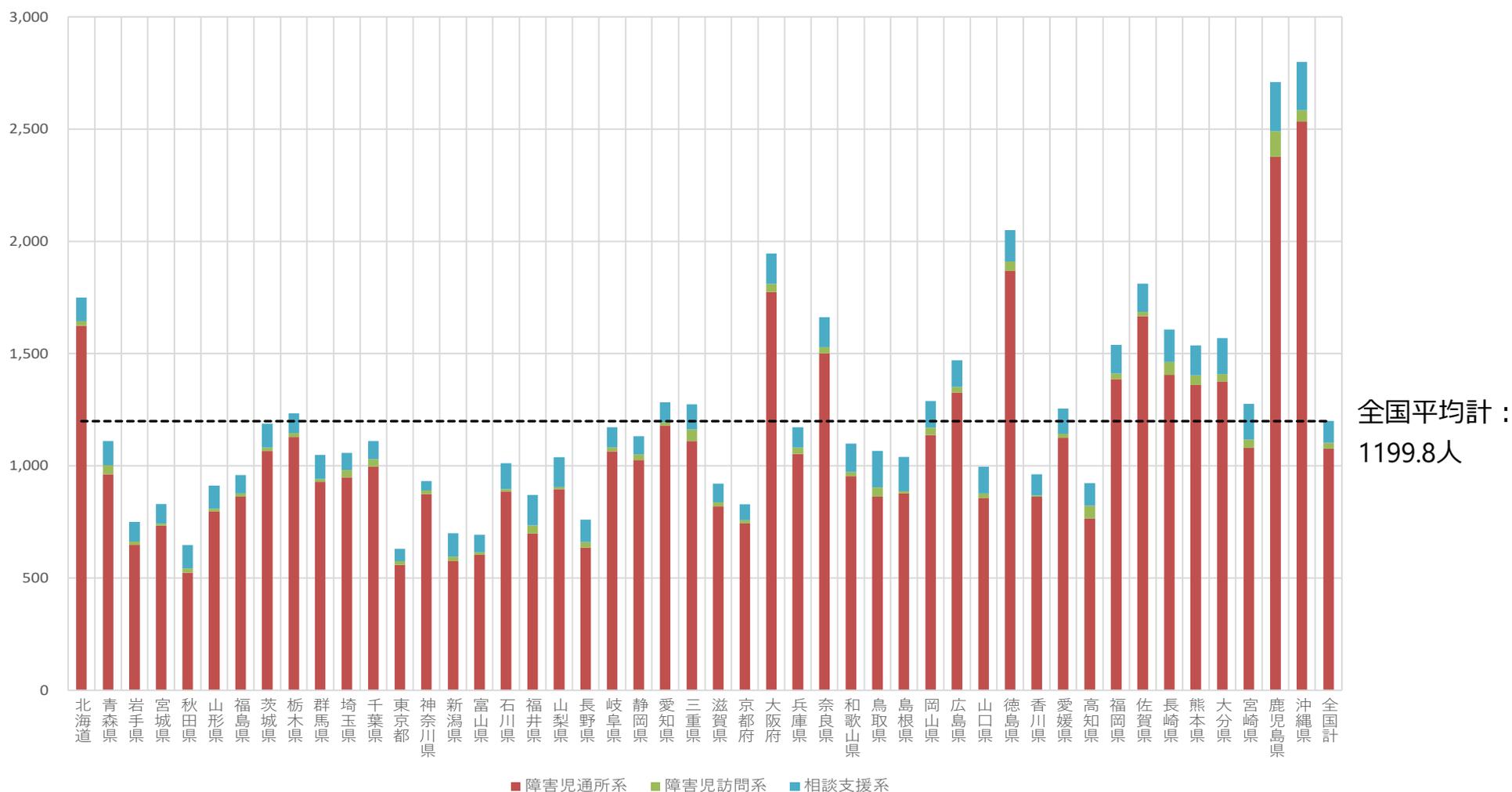
- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス事業所数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、熊本県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。
 - 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、新潟県が小さい。



(出典) 「国保連データ」(令和5年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。18歳未満人口については、「人口推計」より推計。

障害児支援サービス従事者の数や分布の地域差

- 18歳未満人口10万人当たり障害児支援サービス従事者数を都道府県別にみると、以下のような地域差が認められた。
 - 障害児支援サービス事業所全体でみると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、東京都、秋田県、富山県が小さい。
 - 障害児通所系サービス事業所に限ると、沖縄県、鹿児島県、徳島県が大きく、秋田県、東京都、新潟県が小さい。



(出典) 厚生労働省「令和5年社会福祉施設等調査」及び総務省統計局「人口推計」(2023年(令和5年)10月1日現在)より作成。18歳未満人口については、「人口推計」より推計。

障害福祉サービス等や計画等の概要

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	211,234	22,606
	重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,664	7,547
	同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,729	5,675
	行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	16,692	2,345
	重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	38	11
日中活動系 施設系	短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	61,059	6,551
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	21,122	259
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	303,316	12,990
施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	121,375	2,527
居住支援系	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,216	287
	共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	201,258	14,363
訓練系・就労系 訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,146	182
	自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	15,392	1,379
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,815	2,828
	就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	84,808	4,371
	就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	383,882	18,621
	就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	18,510	1,710

(注) 1.表中の「**者**」は「障害者」、「**児**」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 7 年 2月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数											
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">児童発達支援</td> <td>センター</td> <td rowspan="2">児</td> <td>地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</td> <td rowspan="5">206,860</td> <td rowspan="5">13,872</td> </tr> <tr> <td>センター以外</td> <td>児</td> <td>日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う</td> </tr> </table>	児童発達支援	センター	児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	206,860	13,872	センター以外	児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う	373,877	22,730		
		児童発達支援		センター		児			地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	206,860	13,872				
	センター以外		児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う											
	放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う												
	訪問系	居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	386	131									
保育所等訪問支援		児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	29,747	2,442										
入所系		福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,282	183									
	医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,711	201										
相談支援系	相談支援に係る給付	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">計画相談支援</td> <td rowspan="2">者</td> <td rowspan="2">児</td> <td>【サービス利用支援】</td> <td rowspan="4">245,425</td> <td rowspan="4">10,613</td> </tr> <tr> <td>・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</td> </tr> <tr> <td>・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</td> </tr> <tr> <td>【継続利用支援】</td> </tr> <tr> <td>・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</td> </tr> <tr> <td>・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</td> </tr> </table>	計画相談支援	者	児	【サービス利用支援】	245,425	10,613	・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成	・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成	【継続利用支援】	・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）	・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	88,079	6,898
		計画相談支援				者			児	【サービス利用支援】	245,425	10,613			
			・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成												
		・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成													
【継続利用支援】															
・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）															
・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨															
障害児相談支援	児	【障害児利用援助】													
・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成															
・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成															
【継続障害児支援利用援助】															
地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	698	337											
地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,569	544											

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

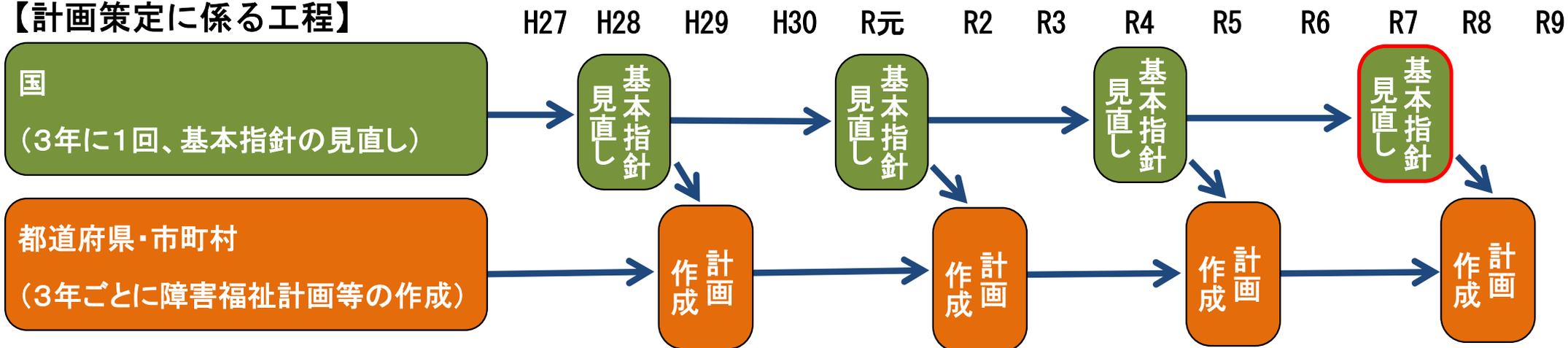
（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和7年2月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

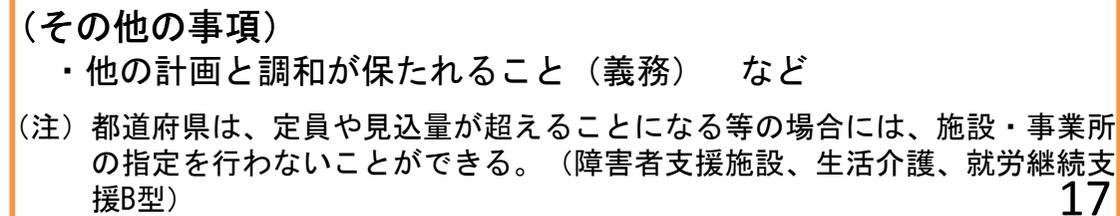
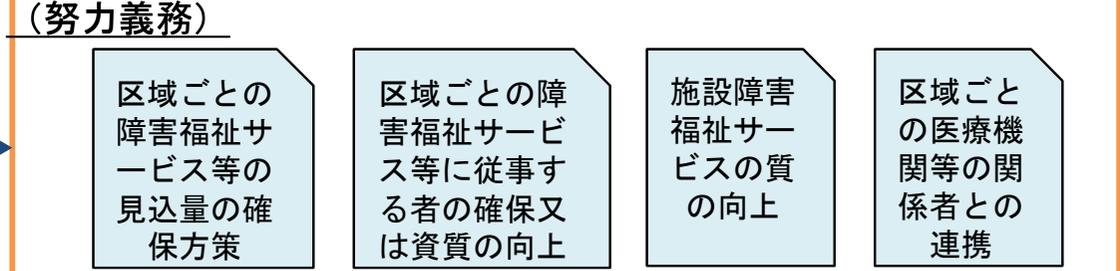
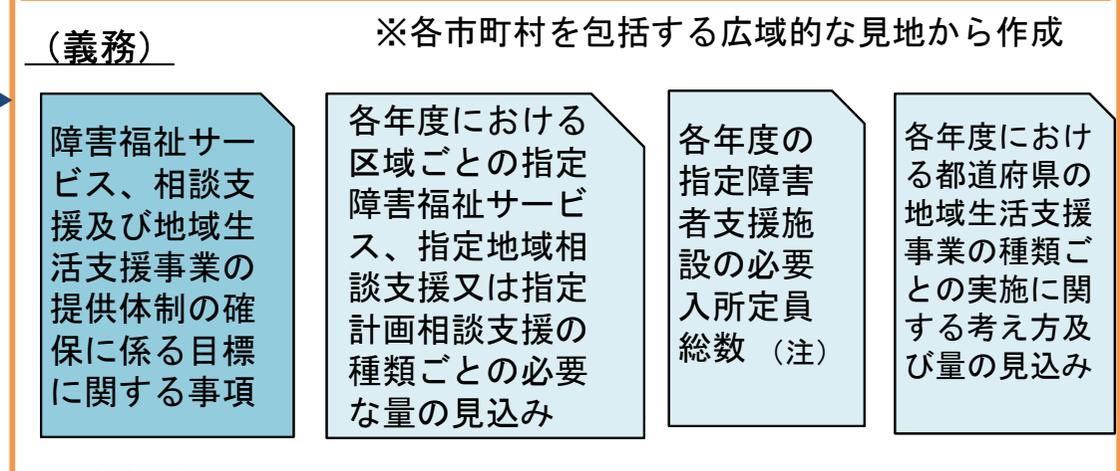
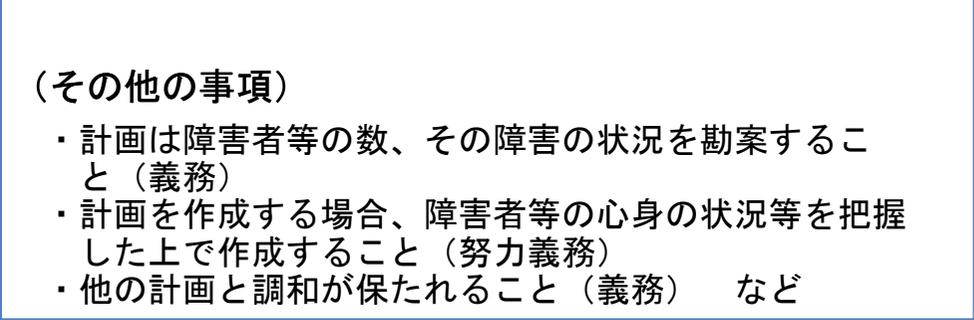
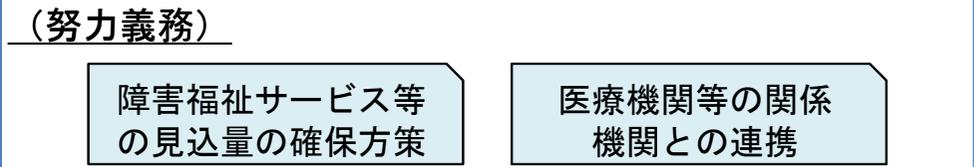
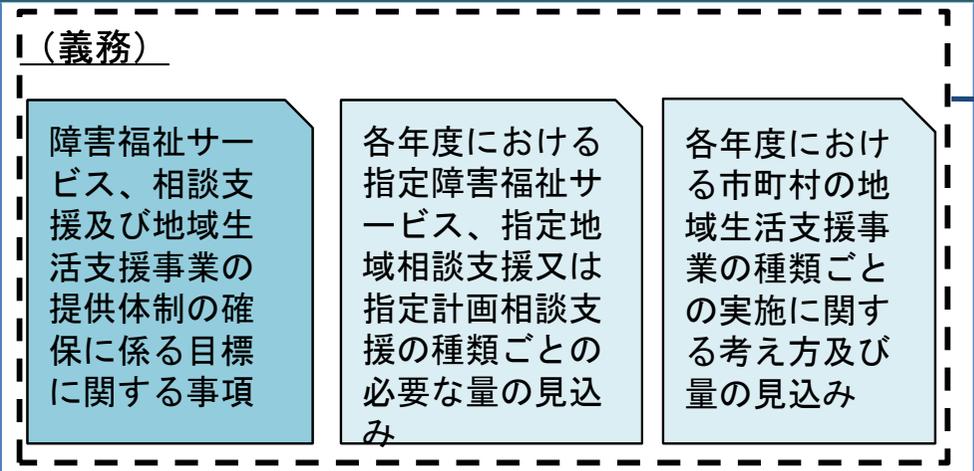
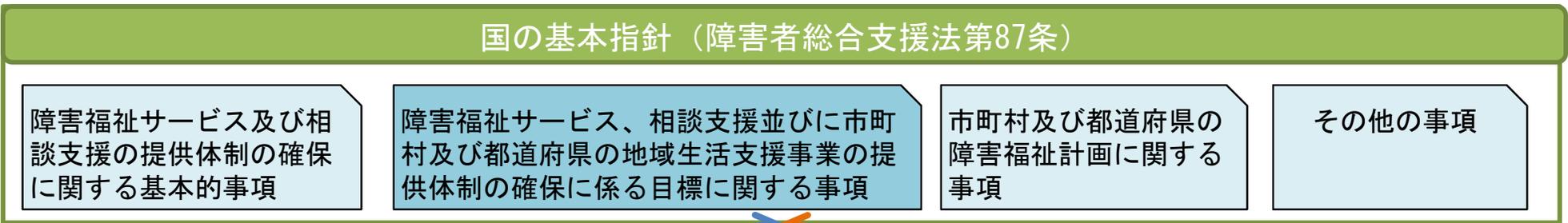
- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

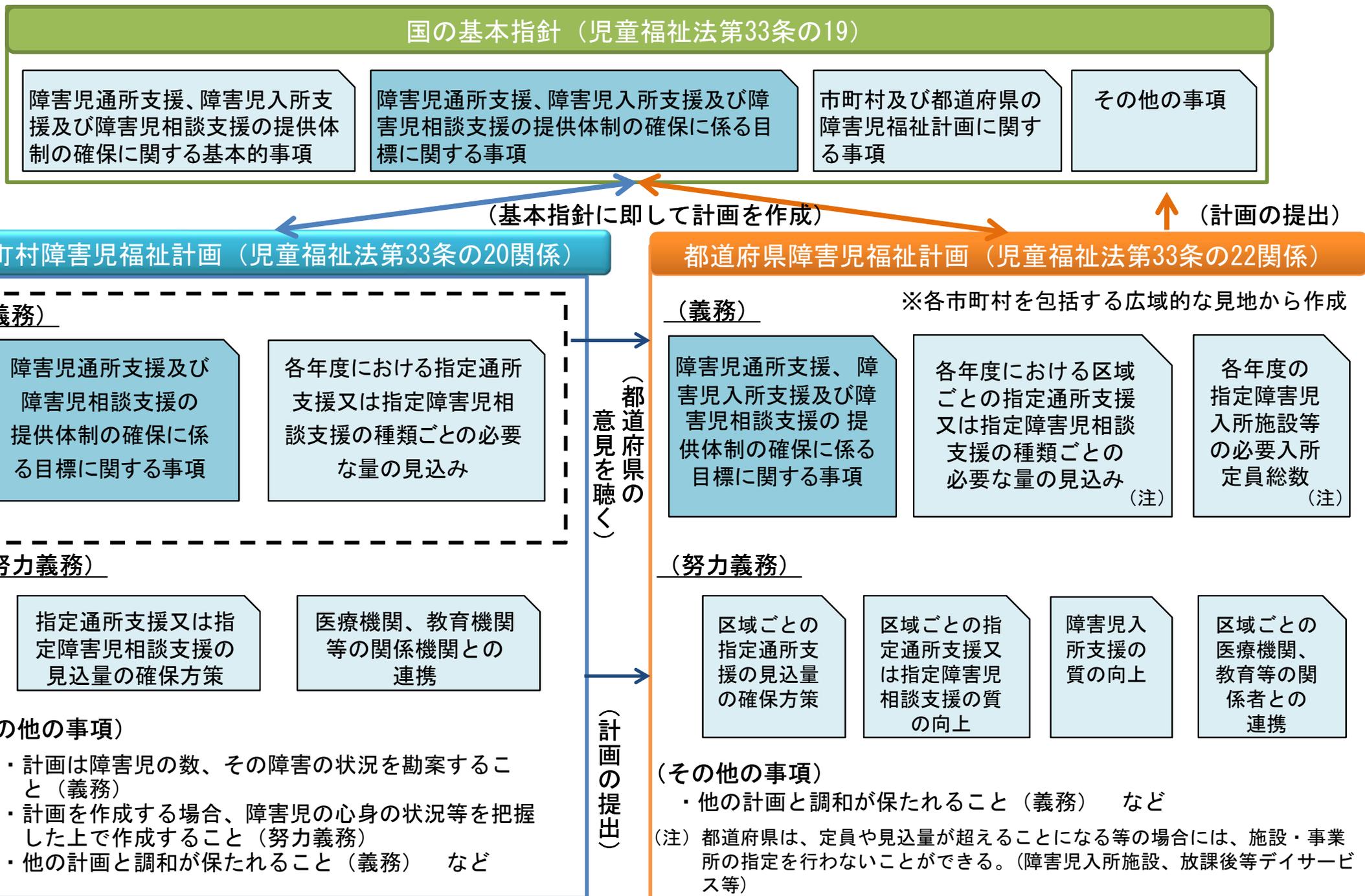
(参考) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

(参考) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造



(参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

障害福祉計画におけるサービス量の見込み等

令和5(2023)年度
実績値 ※1

令和8(2026)年度
見込量 ※2

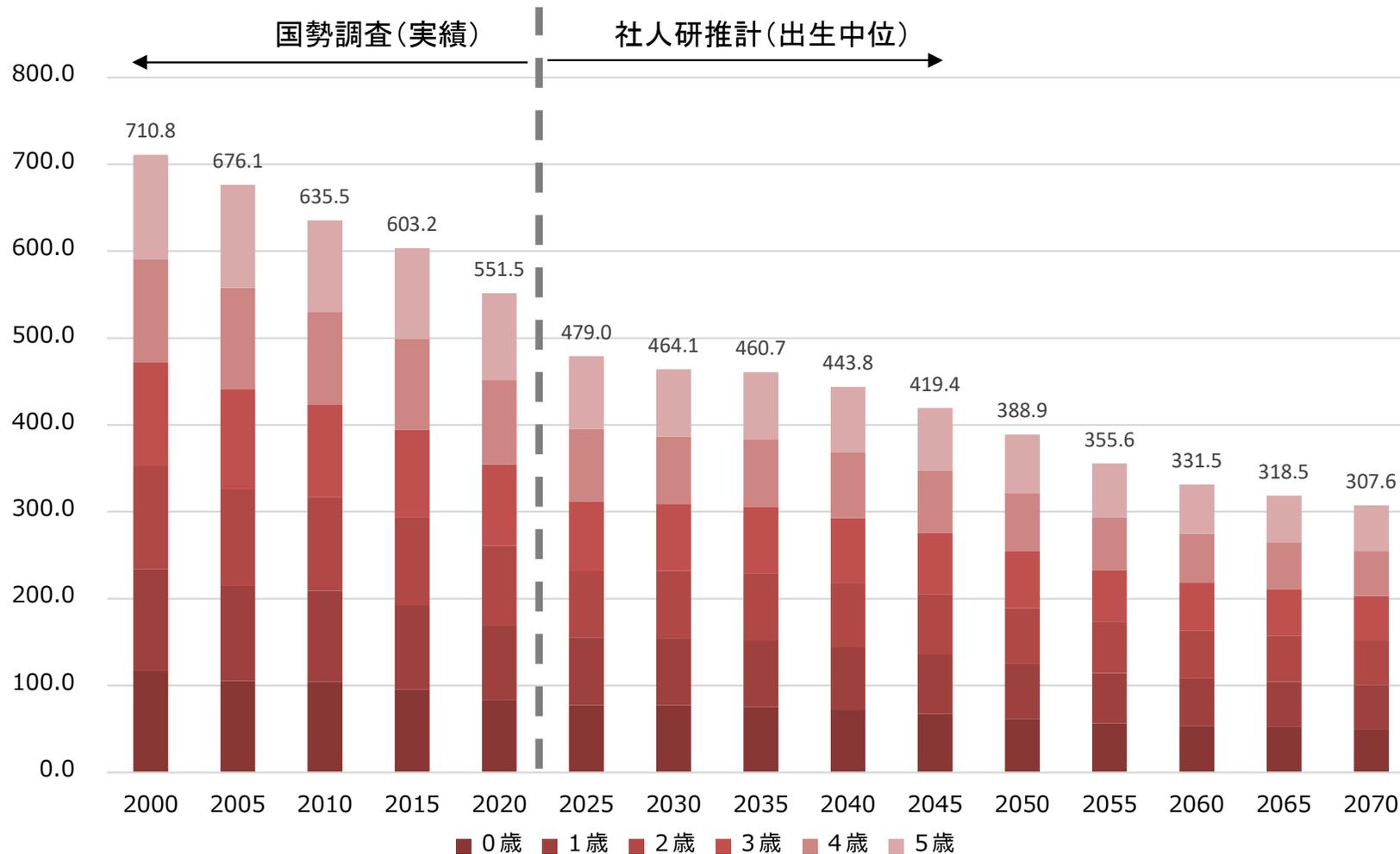
訪問系サービス				
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	26万人		31万人	(19%増)
日中活動系サービス				
生活介護	30万人		33万人	(10%増)
就労移行支援	3.6万人		4.7万人	(31%増)
就労継続支援(A型)	9.0万人		11万人	(22%増)
就労継続支援(B型)	35万人		42万人	(20%増)
短期入所	5.9万人		7.5万人	(27%増)
居住系サービス				
共同生活援助	19万人		22万人	(16%増)
施設入所支援	12万人		12万人	
相談支援				
計画相談支援	26万人		49万人	(88%増)
地域移行支援	0.1万人		3.0万人	(300%増)

※1) 第6期障害福祉計画における実績のとりまとめ結果。
 ※2) 第7期障害福祉計画における見込量のとりまとめ結果。

保育の需要・供給の状況

0～5歳人口の推移（将来推計）

- 0～5歳人口については、2000年以降、減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- 2040年における0～5歳人口については、2020年に対して約80%程度と見込まれている。

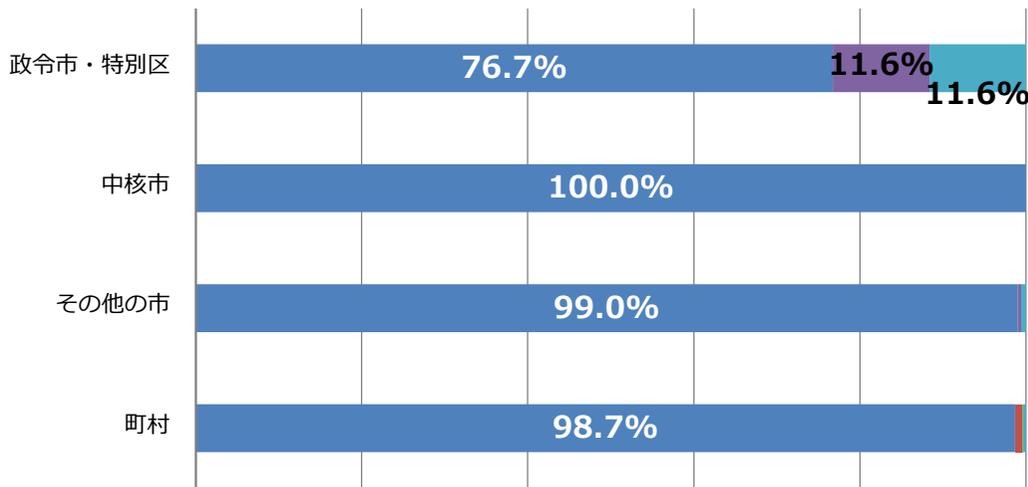


0～5歳人口の推移(将来推計)

- 0～5歳人口については、一部の政令市・特別区を除き、ほとんどの自治体において2020年にピークを迎えており、今後は減少し続ける見込み。
- また2040年における0～5歳人口の2020年に対する増減割合は、政令市・特別区については2割以上が現在より増加する見込みであるが、その他の地域ではほとんどが減少する見込みであり、特に町村においては約3割が現在の半数未満となる見込み。

0～5歳人口が最大となる年

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 2020年 ■ 2025年 ■ 2030年 ■ 2035年 ■ 2040年

増減率: 2020を100としたときに2040どうなるか。

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 50未満 ■ 50以上75未満 ■ 75以上100未満 ■ 100以上125未満 ■ 125以上

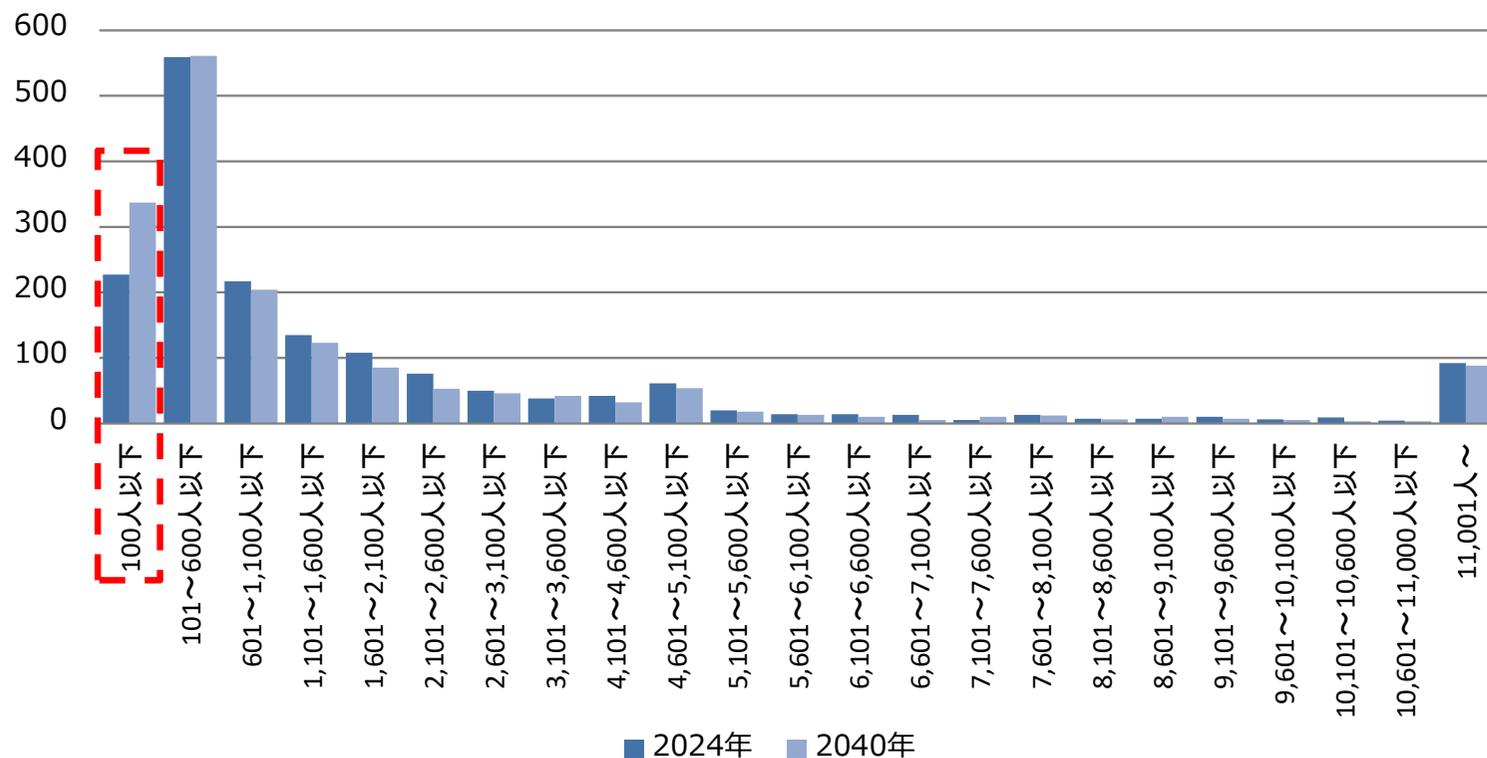
※社人研推計をもとに保育政策課で推計

※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2020年を含め除いている。

0～5歳人口ごとの自治体数の分布（2024年・2040年比較）

- 2024年と2040年ともに0～5歳人口が101～600人以下の自治体が最も多くなっている。
- 2040年における0～5歳人口が100人以下の自治体については、2024年と比較して30%程度増加する見込み。

自治体数



（100人以下の自治体数の内訳）

	2024年	2040年
0～9人	7	15
10～49人	85	142
50人～100人	135	180
計	227	337

※2024年はR6新子育て安心プラン実施計画より作成。2040年は社人研推計をもとに保育政策課で推計。

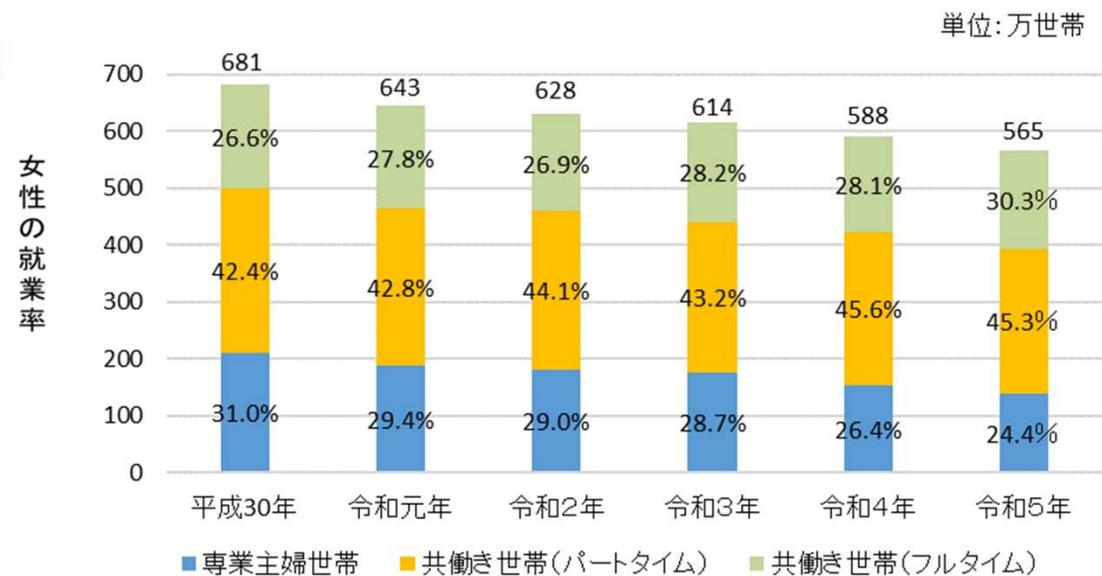
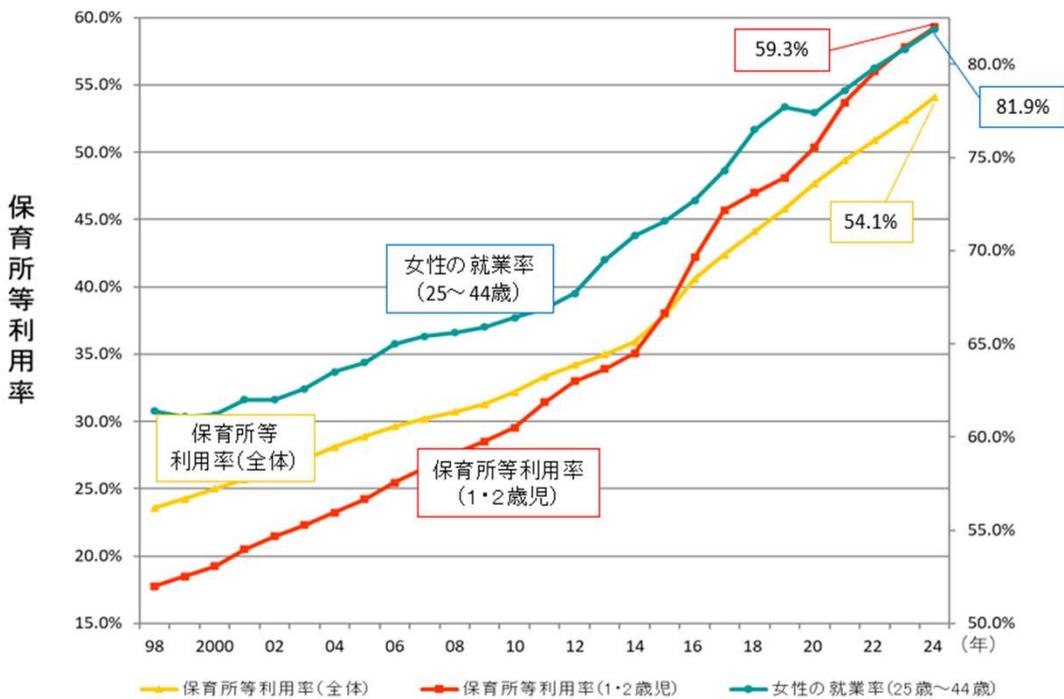
※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2024年を含め除いている。

女性就業率と共働き世帯数の推移

- 女性の就業率（25～44歳）は2000年以降上昇傾向にあり、保育所等利用率も上昇している。
- 共働き世帯について、平成30年の69.0%から令和5年度は75.6%まで割合が増加している。

女性の就業率と保育所利用率の推移

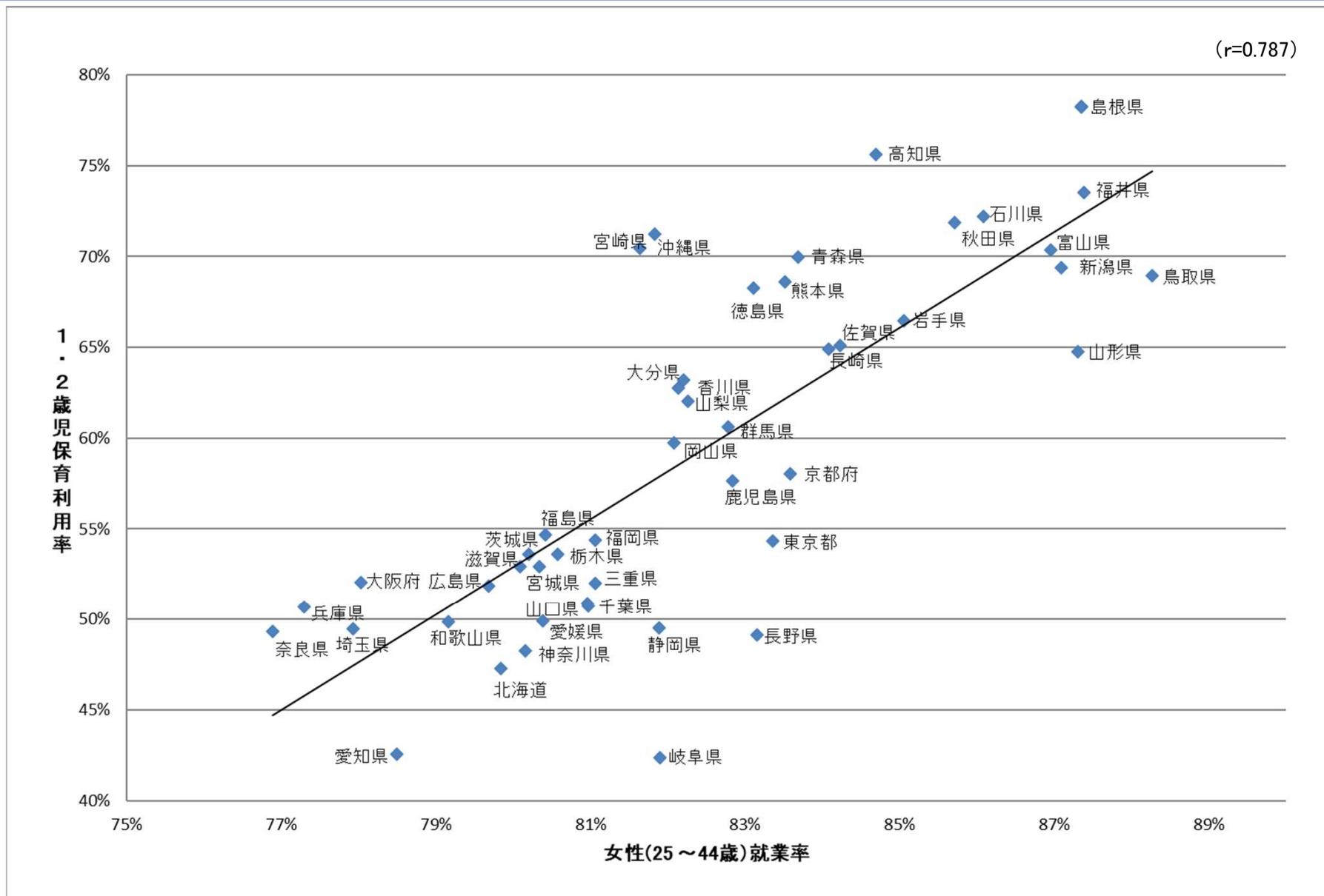
共働き世帯数の推移



出典:総務省「労働力調査」等を基にこども家庭庁保育政策課で作成

女性就業率と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



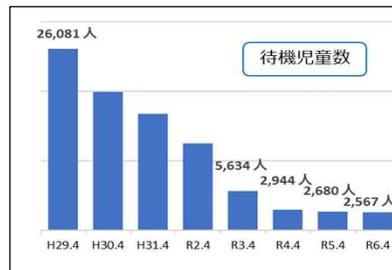
出典:総務省「R4就業構造基本調査」(令和4年10月1日時点)及び待機児童数調査(令和5年4月1日現在)を基にこども家庭庁保育政策課で作成

令和6年4月の待機児童数調査のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：2,567人 (対前年▲113人)

- ・約**87.5%**の市区町村（1,524自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**と横ばい。
(ただし、**100人以上**の自治体は**2自治体**に増加。)



待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1~49人	50~99人	100人以上
R6年度		1,524	211	4	2
		87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年		14	▲14	▲2	2
R5年度		1,510	225	6	0

② 待機児童数について

令和6年4月の待機児童数については、

- ・ **保育の受け皿拡大**
- ・ **就学前人口の減少**

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・ **申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
- ・ **保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**



などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。

③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・ **女性就業率（25～44歳）の上昇傾向**（R4:79.8%→R5:80.8%※）
- ・ **共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5:75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域の事情**についても注視が必要。

※ 総務省「労働力調査」

今後の取組方針

- 令和3年度からの「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い**、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- 一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R6は見込み）

	令和3年度 【実績】	令和4年度 【実績】
受け皿 拡大量	2.5万人	0.3万人
	令和5年度 【実績】	令和6年度 【見込み】
受け皿 拡大量	▲0.8万人	2.1万人

4か年合計の
必要見込み量
4.2万人

(参考)
新子育て安心プラン
(R2.12公表)
約14万人

令和6年4月1日時点の待機児童数について

- 令和6年4月1日時点の待機児童数は2,567人（対前年▲113人）。
- 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から7年連続で減少しており、平成29年の10分の1以下となっている。

	待機児童数	
	4月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
2024(令和6)年	2,567人	▲113人

都道府県別保育所等利用状況（令和6年4月1日）

○ 全国の保育所等利用定員は3,044,678人であり、定員充足率（利用児童数／保育所等利用定員）は88.8%。

令和6年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
全国	3,044,678人	2,797,199人	2,705,058人	2,567人	88.8%
(参考)令和5年度	3,050,928人	2,804,678人	2,717,335人	2,680人	89.1%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
北海道	93,745人	86,414人	83,593人	28人	89.2%
青森県	32,107人	27,611人	27,196人	0人	84.7%
岩手県	31,069人	27,066人	26,614人	22人	85.7%
宮城県	47,130人	44,595人	43,772人	18人	92.9%
秋田県	23,754人	19,771人	19,478人	2人	82.0%
山形県	29,011人	24,558人	24,289人	0人	83.7%
福島県	38,737人	34,170人	33,587人	17人	86.7%
茨城県	66,965人	60,954人	58,976人	4人	88.1%
栃木県	45,345人	40,083人	39,353人	0人	86.8%
群馬県	50,308人	44,930人	44,347人	12人	88.2%
埼玉県	147,274人	143,485人	136,241人	241人	92.5%
千葉県	137,363人	127,887人	123,909人	83人	90.2%
東京都	339,926人	322,578人	307,446人	361人	90.4%
神奈川県	180,346人	182,503人	173,663人	188人	96.3%
新潟県	64,901人	54,451人	54,114人	0人	83.4%
富山県	32,417人	26,937人	26,559人	0人	81.9%
石川県	38,158人	31,674人	31,541人	0人	82.7%
福井県	27,849人	23,007人	22,811人	0人	81.9%
山梨県	24,234人	18,759人	18,568人	0人	76.6%
長野県	61,367人	47,210人	46,817人	30人	76.3%
岐阜県	43,998人	35,588人	35,350人	1人	80.3%
静岡県	77,213人	69,127人	66,966人	16人	86.7%
愛知県	194,564人	162,200人	158,243人	57人	81.3%
三重県	44,765人	39,066人	37,982人	108人	84.8%

都道府県	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
滋賀県	39,537人	38,667人	36,405人	353人	92.1%
京都府	60,410人	55,789人	54,434人	14人	90.1%
大阪府	194,059人	195,518人	184,676人	111人	95.2%
兵庫県	118,548人	119,098人	112,840人	256人	95.2%
奈良県	29,103人	26,848人	25,337人	135人	87.1%
和歌山県	21,493人	18,894人	18,634人	22人	86.7%
鳥取県	19,132人	15,622人	15,521人	0人	81.1%
島根県	22,402人	20,100人	19,986人	0人	89.2%
岡山県	50,494人	47,098人	45,810人	31人	90.7%
広島県	73,958人	63,714人	62,216人	0人	84.1%
山口県	29,273人	26,829人	26,017人	14人	88.9%
徳島県	18,098人	15,446人	15,173人	0人	83.8%
香川県	26,422人	22,360人	22,019人	3人	83.3%
愛媛県	29,265人	25,091人	24,655人	0人	84.2%
高知県	23,275人	18,643人	18,588人	5人	79.9%
福岡県	130,172人	125,090人	120,456人	57人	92.5%
佐賀県	26,068人	23,493人	23,136人	6人	88.8%
長崎県	37,873人	34,673人	34,191人	0人	90.3%
熊本県	55,707人	52,173人	51,166人	4人	91.8%
大分県	28,562人	26,564人	25,539人	0人	89.4%
宮崎県	33,167人	30,521人	30,328人	0人	91.4%
鹿児島県	41,260人	39,009人	37,606人	12人	91.1%
沖縄県	63,854人	61,335人	58,910人	356人	92.3%

保育所等における都道府県別の定員充足率（5ヶ年）①

- 定員充足率は全国的に逓減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように4月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

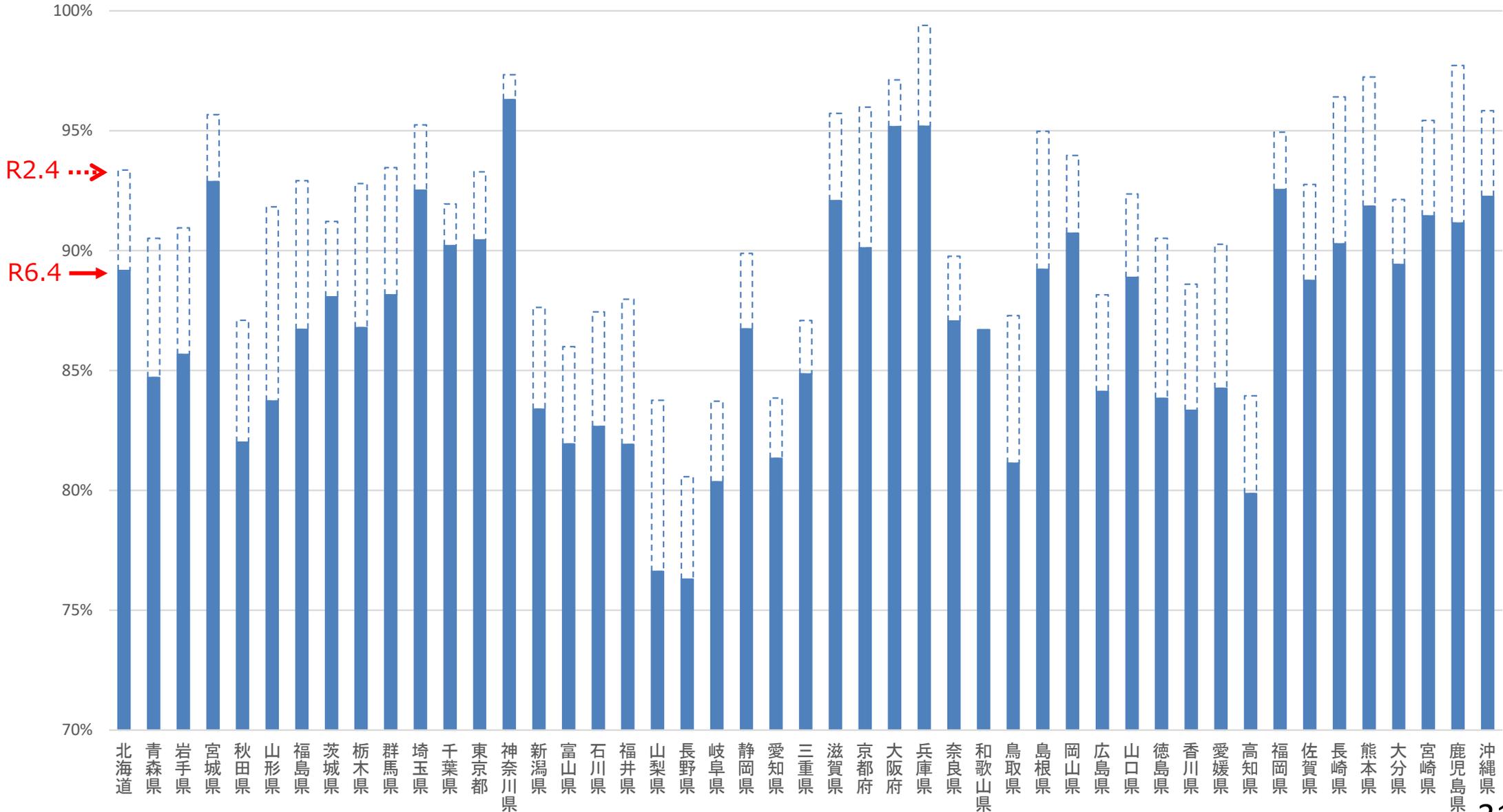
	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%

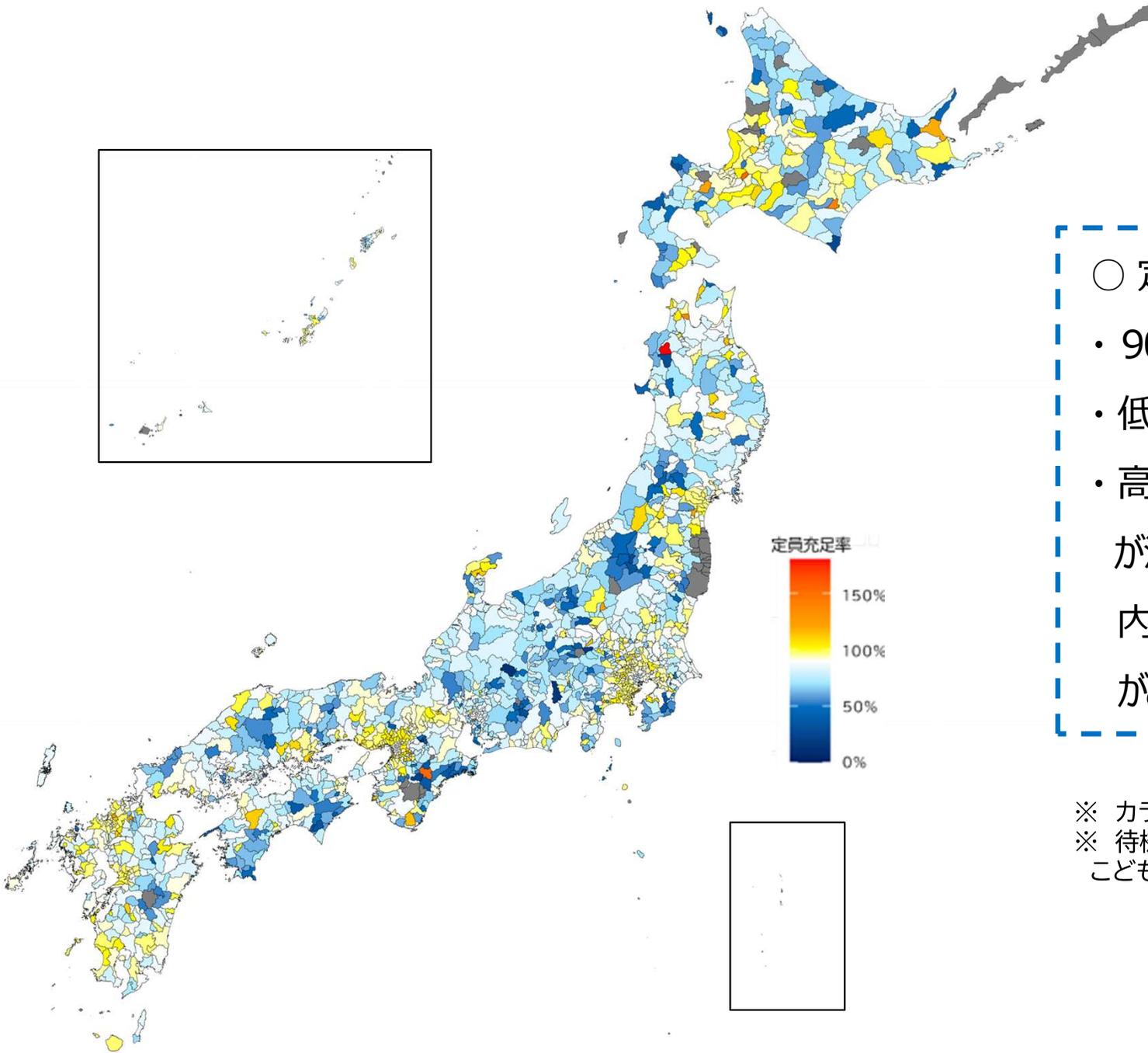
都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%

保育所等における都道府県別の定員充足率（5ヶ年）②

○ 令和6年4月時点の定員充足率を令和2年4月時点と比較すると、ほとんどの都道府県で減少しているが、減少幅については地域差がある。



保育所等における市町村別の定員充足率（令和6年4月1日）



○ 定員充足率が

- ・ 90%程度の市町村（白色）
- ・ 低い市町村（青色）
- ・ 高い市町村（黄色～赤色）

が混在しており、同一都道府県内でも定員充足率にはばらつきがある。

※ カラースケールは90%が白色となるよう設定。
※ 待機児童数調査(令和6年4月1日現在)を基に
こども家庭庁保育政策課で作成。

保育や計画等の概要

子ども・子育て支援法に関する事業の概要（令和7年度）

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援

施設等利用費

施設型給付を受けない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業（事業追加）
 - ②延長保育事業
 - ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
 - ⑤放課後児童健全育成事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑧・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ・子育て世帯訪問支援事業
 - ・児童育成支援拠点事業
 - ・親子関係形成支援事業
 - ⑨地域子育て支援拠点事業
 - ⑩一時預かり事業
 - ⑪病児保育事業
 - ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ⑬妊婦健診
 - ⑭産後ケア事業
 - ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ※令和7年度限り

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

- ①企業主導型保育事業
- ②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- ③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

児童手当等交付金

〔児童手当法に基づく児童手当等の給付〕

- | | | | | |
|-----------|-------|------|-------|------|
| ・3歳未満 | 第1、2子 | 15千円 | 第3子以降 | 30千円 |
| ・3歳～高校生年代 | 第1、2子 | 10千円 | 第3子以降 | 30千円 |

妊婦支援給付費

〔子ども・子育て支援法に基づく妊婦への給付〕

- ・妊婦への支給認定時 50千円
- ・こどもの人数届出時 50千円×こどもの人数

現物給付

現金給付

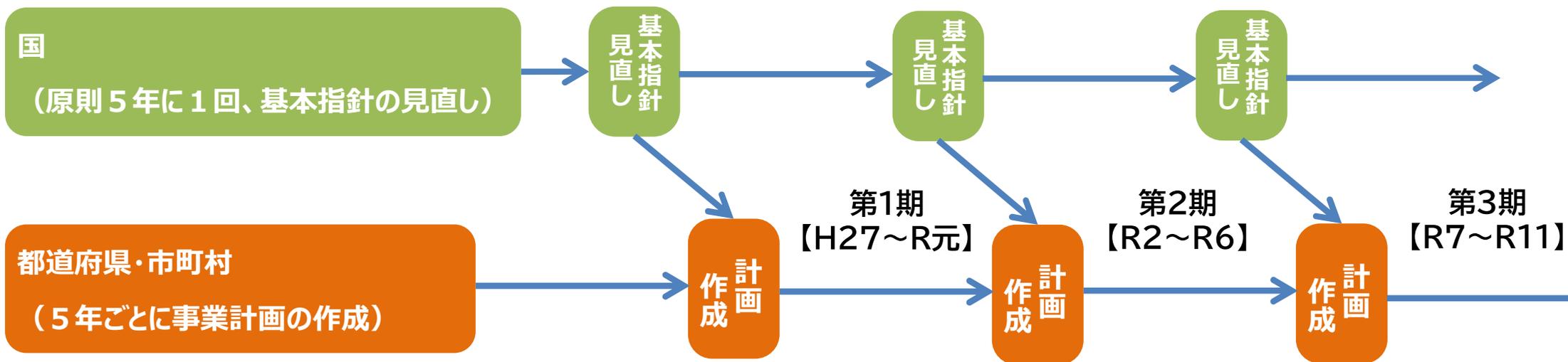
子ども・子育て支援事業計画について

- **市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画**は、国が示す基本指針（※）に即して、**5年間の計画期間**における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「**量の見込み**」及びそれに対応する「**提供体制の確保の内容**」「**実施時期**」等を定めるもの。

注) 子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画、障害者計画、障害児福祉計画などの計画と調和が保たれたものとする必要がある。

※ 地方自治体の事業計画の作成指針として、国が策定するもの。子ども・子育て支援の意義や、市町村子ども・子育て支援事業計画・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項などを定めている。

【計画策定に係る工程】



※ 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、地域の実情に応じ中間年を目安として、計画を見直す（中間年見直し）。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児保育事業

放課後
児童クラブ

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
(例)平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

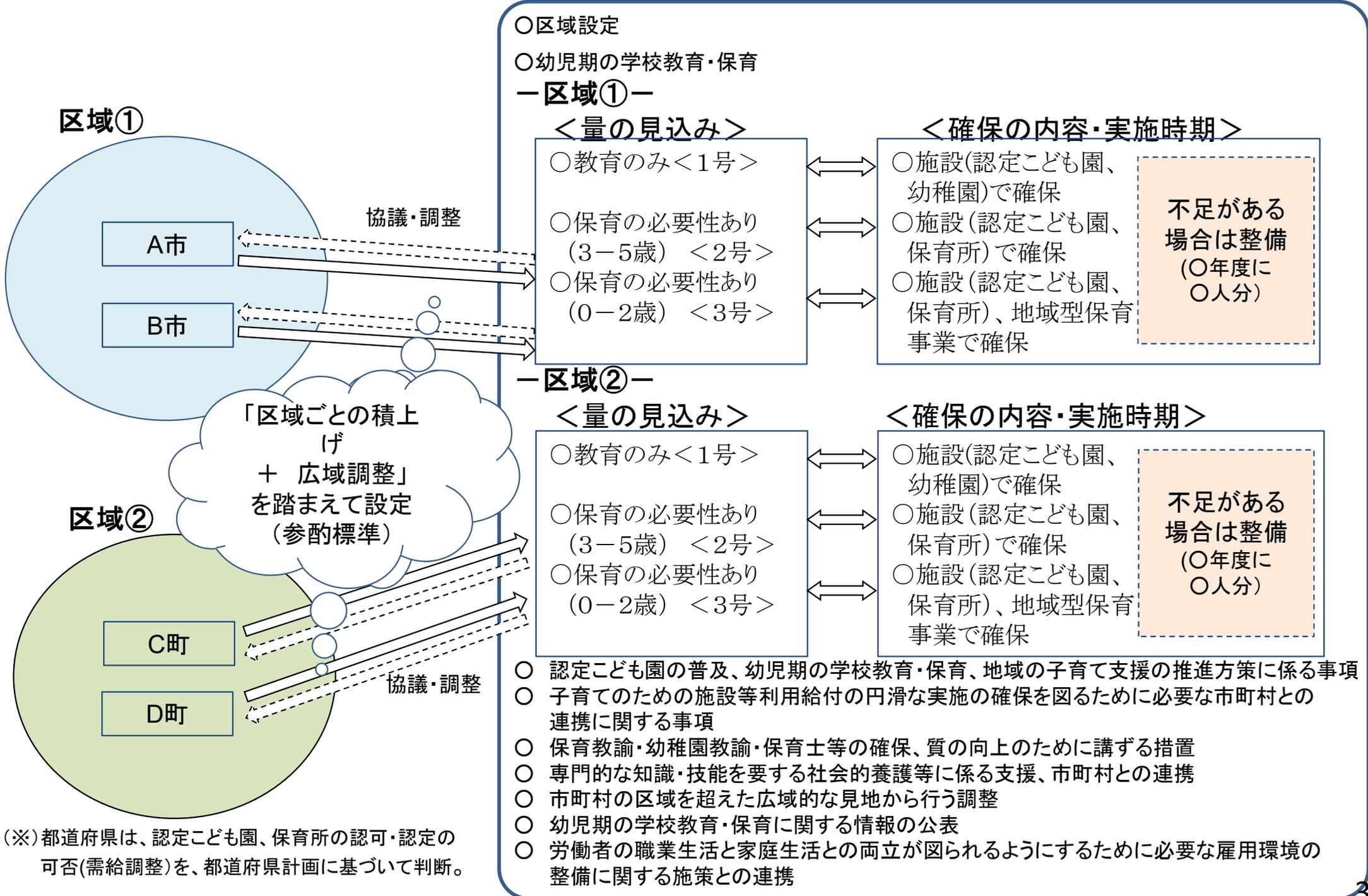
確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ

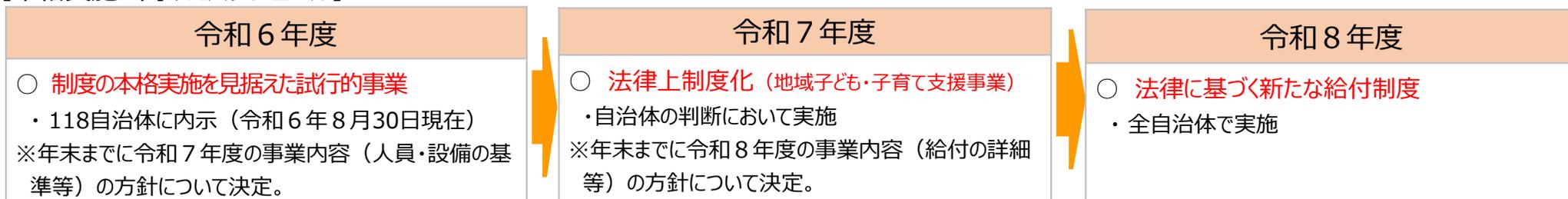


こども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】



令和7年度予算等における対応

- **令和7年度から、法律に基づく事業として実施**
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円）
- **自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める**

第2期子ども・子育て支援事業計画(市町村計画) 全国集計

教育・保育の提供体制の確保

※第3期(令和7年度～)については、現在集計中。

①1号認定、2号認定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293.8万人	290.3万人	283.7万人	278.1万人	275.1万人
1号認定	113.0万人	109.7万人	105.3万人	102.3万人	99.9万人
2号認定	180.8万人	180.7万人	178.3万人	175.9万人	175.2万人
幼児期の学校教育の利用希望が強い者 ※1	32.6万人	32.3万人	31.6万人	31.4万人	31.4万人
その他 ※1	148.2万人	148.4万人	146.7万人	144.4万人	143.8万人
確保方策	345.9万人	347.0万人	346.0万人	345.8万人	345.1万人
1号認定	163.2万人	161.5万人	159.2万人	158.0万人	156.6万人
幼稚園等 ※2	90.5万人	91.3万人	91.2万人	91.0万人	90.6万人
確認を受けない幼稚園 ※2	67.2万人	64.4万人	62.3万人	61.5万人	60.5万人
幼稚園及び預かり保育 ※2 (長時間・通年)	5.6万人	5.7万人	5.6万人	5.6万人	5.5万人
2号認定	182.7万人	185.5万人	186.8万人	187.8万人	188.5万人
保育所等 ※3、4	173.1万人	175.9万人	177.3万人	178.3万人	178.9万人
幼稚園及び預かり保育 ※3 (長時間・通年)	7.4万人	7.4万人	7.4万人	7.3万人	7.5万人
認可外保育施設等 ※3、5	2.3万人	2.2万人	2.1万人	2.1万人	2.1万人

※1 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として整理

※2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼稚園等」として整理

※3 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「保育所等」として整理

※4 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

※5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

※第3期(令和7年度～)については、現在集計中。

②3号認定		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		128.6万人	129.6万人	130.8万人	131.1万人	131.1万人
確保方策		132.6万人	136.1万人	138.7万人	140.0万人	140.9万人
0 歳	量の見込み	25.3万人	25.5万人	25.6万人	25.7万人	25.8万人
	確保方策	28.4万人	29.1万人	29.6万人	29.9万人	30.1万人
	特定教育・保育施設 ※1、3	25.0万人	25.6万人	26.0万人	26.2万人	26.4万人
	特定地域型保育事業所 ※1	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人	2.8万人
	認可外保育施設 ※1	1.0万人	1.0万人	1.0万人	1.0万人	0.9万人
1 ・ 2 歳	量の見込み	103.3万人	104.1万人	105.2万人	105.4万人	105.3万人
	確保方策	104.2万人	107.1万人	109.1万人	110.1万人	110.8万人
	特定教育・保育施設 ※2、3	93.2万人	95.5万人	97.1万人	97.8万人	98.3万人
	特定地域型保育事業所 ※2	7.7万人	8.3万人	8.7万人	9.0万人	9.4万人
	認可外保育施設等 ※2、4	3.4万人	3.3万人	3.3万人	3.3万人	3.2万人

※1、2 事業計画上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「特定教育・保育施設」として整理

※3 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

※4 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

これまでの取組事項（障害福祉サービス等）

障害福祉制度における基準の特例等

地域性やサービスの提供実態等に応じ、基準の特例や各種配慮措置を講じている

主な制度	概要
共生型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする、また、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として設けられた制度
基準該当型障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当している場合に、基準該当障害福祉サービスとしてサービス提供が可能 <ul style="list-style-type: none"> ・特に日中活動サービスにおいては、地域においてサービス事業所がない等の場合、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供が可能 ・さらに、離島等地域においては、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、指定基準より人員配置基準や利用定員の特例を設けている
従たる事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の要件を満たす場合に、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを1の事業所として指定可能とするもの
多機能型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス等の2以上の事業を一体的に行うものであり、利用定員や人員配置基準の特例が設けられているもの
中山間地域等への配慮措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域や離島等の過疎地域について、報酬や補助金において配慮措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特別地域加算（加算率15%）：サービスを提供時の移動費用が相当程度必要なことを踏まえた加算 ・社会福祉施設等施設整備補助金：補助単価を8%加算（離島）

※ 上記の他、福祉サービスを総合的に提供する上で、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱等について、現行制度で運用上対応可能な事項を整理してガイドラインで提示（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）。

共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

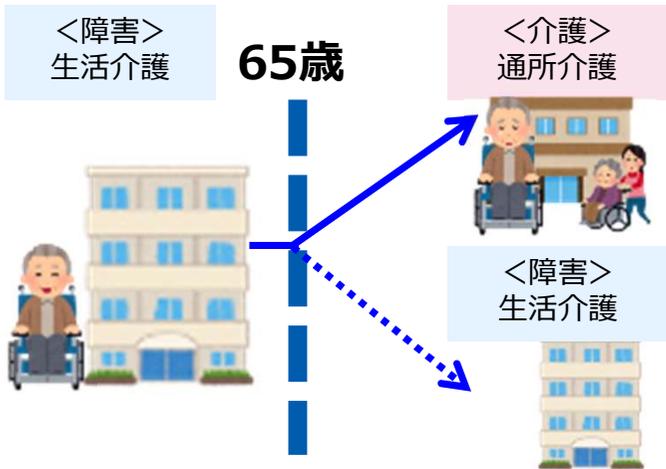
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

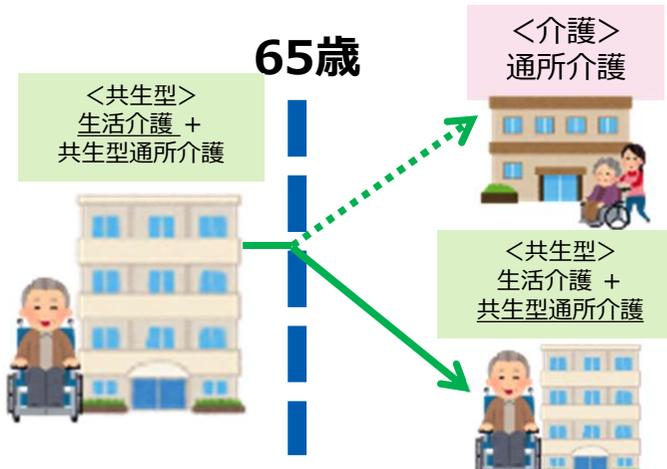
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	↔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	↔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	↔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 通い	→	○ 短期入所
	□ 泊まり	→	

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの請求事業所数

(介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合)

(令和6年11月審査分(10月サービス提供分))

種類	指定を受けている 介護保険サービス(※)	共生型の 請求事業所数	(参考)サービス全体の 請求事業所数
【障害福祉サービス】		1,245	—
居宅介護	指定訪問介護事業所	281	22,551
重度訪問介護	指定訪問介護事業所	75	7,618
短期入所	指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)、 (看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の 「泊まり」部分	91	6,533
生活介護	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	729	12,950
自立訓練(機能訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	45	185
自立訓練(生活訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	24	1,377
【障害児通所支援】		168	—
児童発達支援	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	28	13,209
放課後等デイサービス	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護) 小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	140	22,416
合計		1,413	—

(出典) 国保連合会保有給付実績情報に基づき、障害保健福祉部にて任意集計を実施。

(※1) 「指定を受けている介護保険サービス」毎の「共生型の請求事業所数」の内訳は把握できていない。また、介護保険サービス以外に、指定生活介護は共生型障害児通所支援の指定が、障害児通所支援は共生型生活介護の指定が可能であり、件数に含まれている。

(※2) 「サービス全体の請求事業所数」は令和6年11月審査分(10月サービス提供分)。

共生型サービスの請求事業所数

(障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受ける場合)

(令和6年11月審査分(10月サービス提供分))

種類	指定を受けている 障害福祉サービス	共生型の 請求事業所数 (※2)	(参考) サービス全体の 請求事業所数
訪問介護		17	35,045
	(内訳) 指定居宅介護事業所	8	-
	指定重度訪問介護事業所	9	-
通所介護(※1)		168	42,574
	(内訳) 指定生活介護事業所	155	-
	指定自立訓練事業所	11	-
	指定児童発達支援事業所	0	-
	指定放課後等デイサービス事業所	2	-
短期入所生活介護		8	10,651
	(内訳) 指定短期入所事業所	8	-
合計		193	-

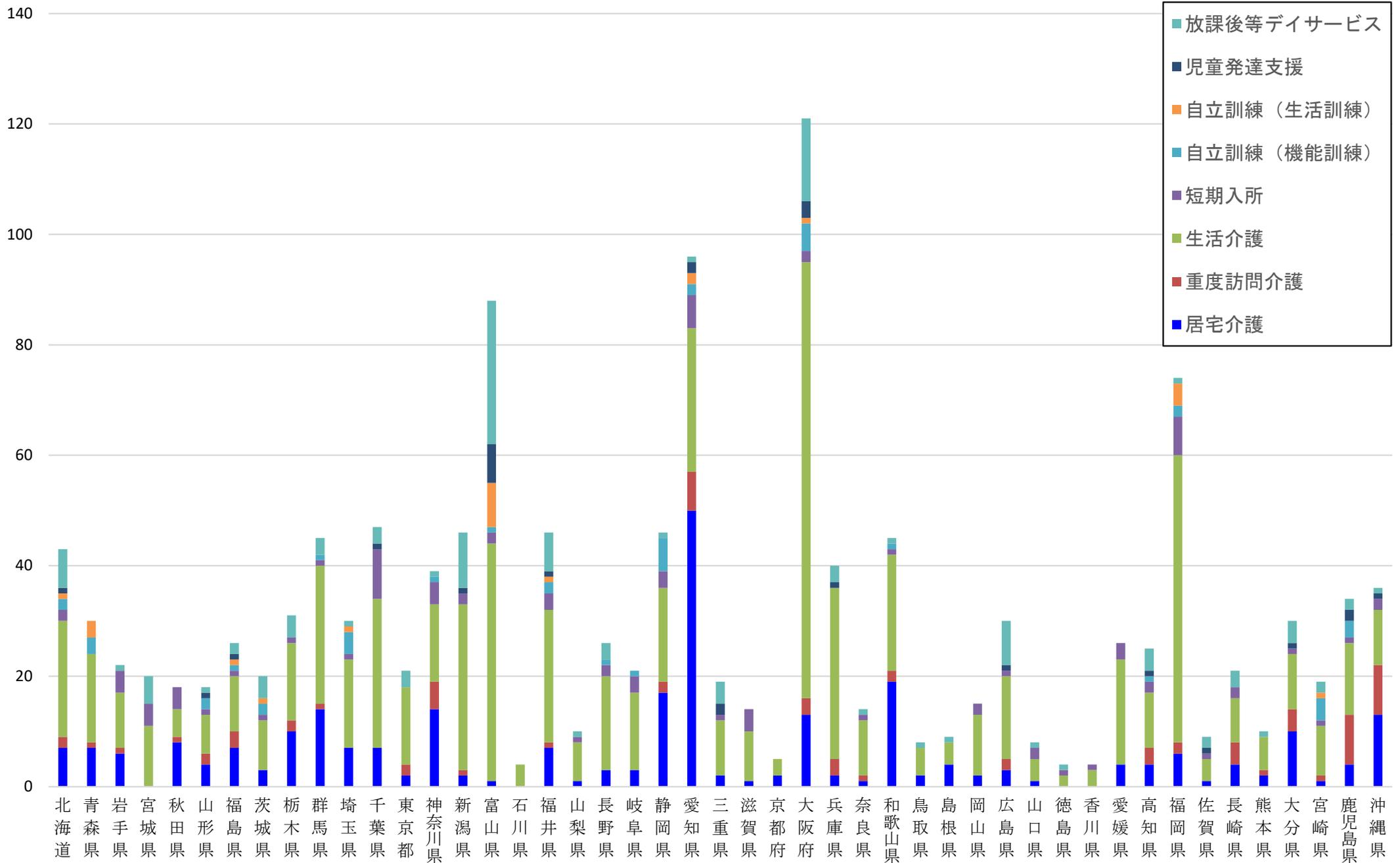
(出典) 国保連合会保有給付実績情報について、介護保険総合データベースの任意集計を実施。

(※1) 通所介護は地域密着型通所介護を含む件数。

(※2) 同一事業所において、複数のサービスから算定されている事業所を含む。

共生型サービスの請求事業所数

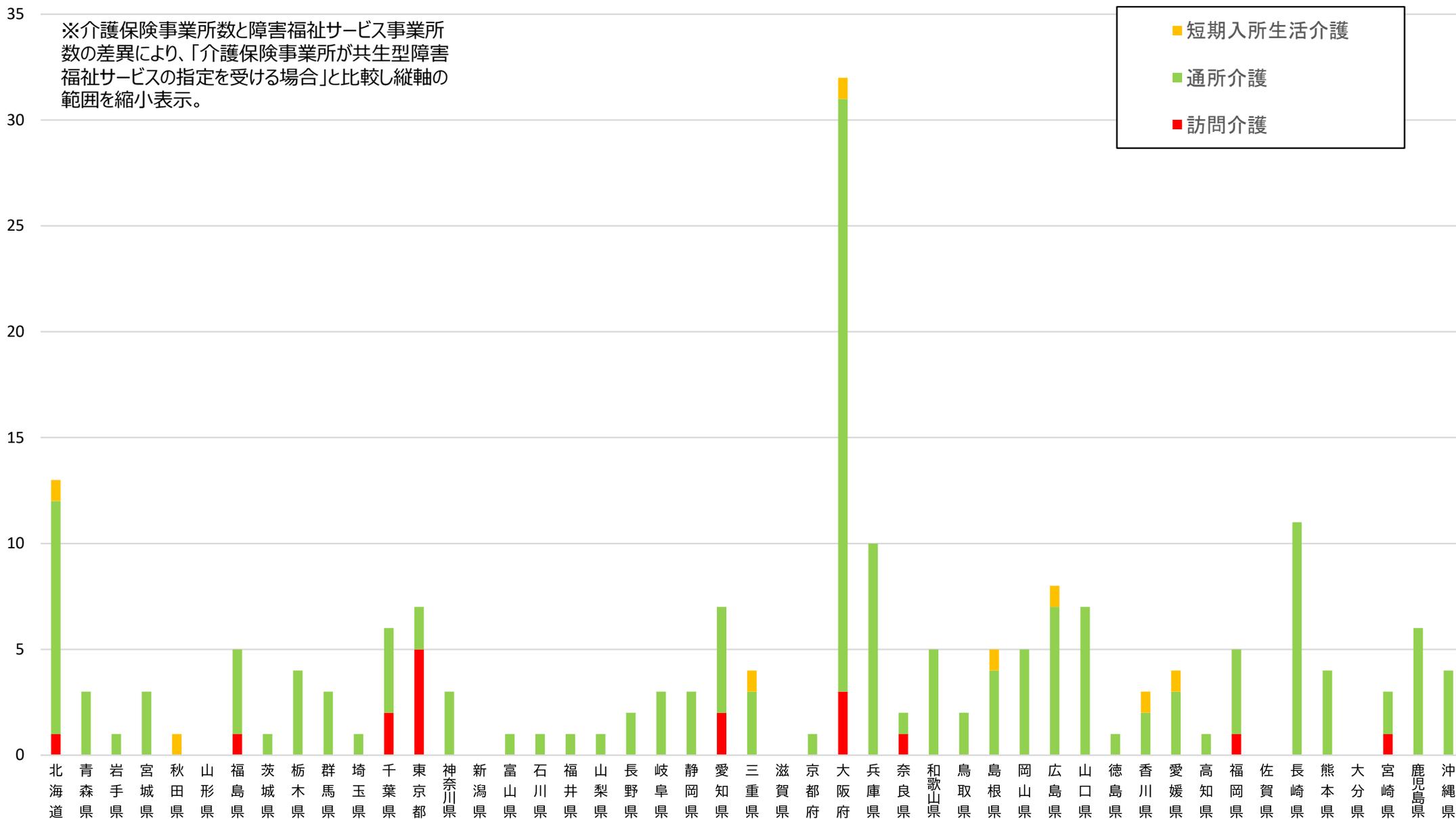
(介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合)



(出典) 国保連データ (令和6年10月サービス提供分)

共生型サービスの請求事業所数

(障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受ける場合)



(出典) 国保連合会保有給付実績情報について、介護保険総合データベースの任意集計を実施。(令和6年10月サービス提供分)

※通所介護は地域密着型通所介護を含む件数。

※同一事業所において、複数のサービスから算定されている事業所を含む。

※介護保険事業所数と障害福祉サービス事業所数の差異により、「介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合」と比較し縦軸の範囲を縮小表示。

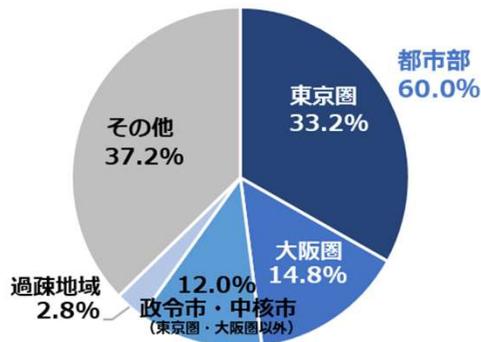
これまでの取組事項（保育）

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：待機児童対策

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生

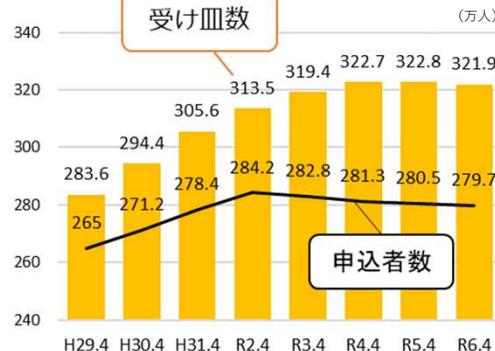
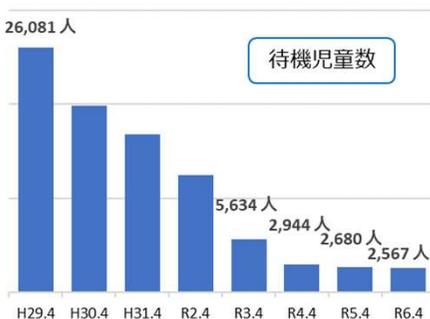


※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R6年度	1,524 87.5%	211 12.1%	4 0.2%	2 0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



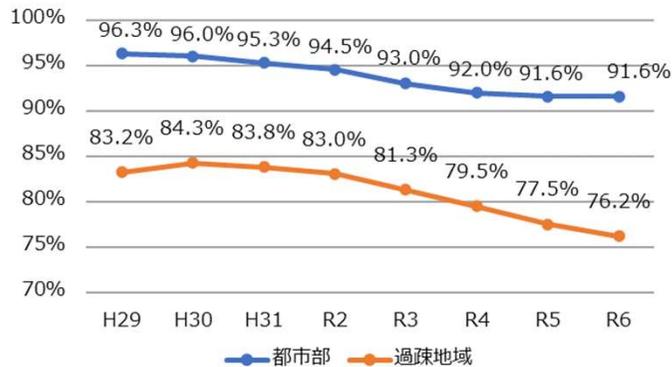
- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

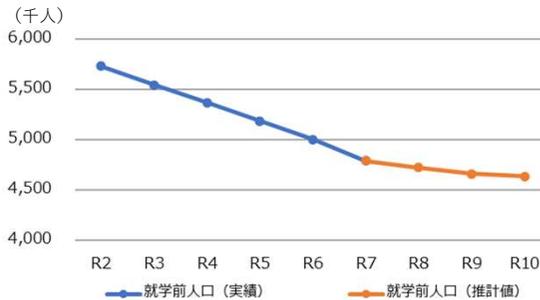
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

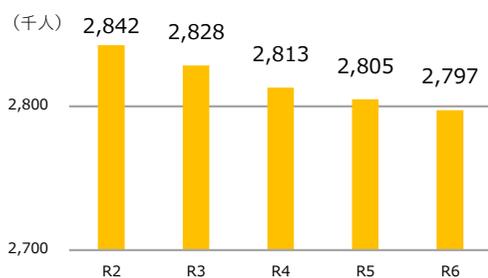
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



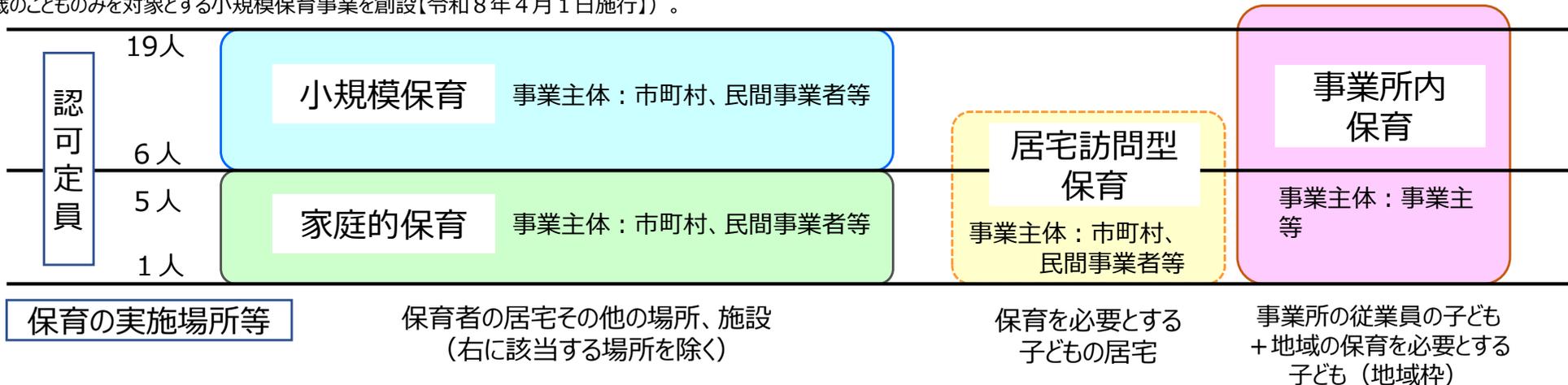
○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

人口減少地域における地域型保育事業について

- **地域型保育事業**については、子ども・子育て支援新制度において、都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、**人口減少地域**では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、**地域の子育て支援機能を維持・確保**することを旨として導入された事業類型である。
- 保育所と比較して、**定員が少ない**ことに加え、**職員配置基準も緩和**されている。

(参考) 保育所		定員：20人以上 職員資格：保育士
地域型保育事業	小規模保育事業	定員：6～19人（C型は6～10人） 職員資格：A型 保育士、B型 2分の1以上保育士、C型 家庭的保育者（保育士又は保育士と同等以上の知識経験を有すると市町村長が認める者）
	家庭的保育	定員：1～5人 職員資格：家庭的保育者
	居宅訪問型保育	職員資格：家庭的保育者 ※障害児や母子家庭のこども等に加え、離島その他の地域で、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合に実施可。
	事業所内保育事業	定員：保育所型 20人以上、小規模型 19人以下 職員資格：保育所型 保育士、小規模型 2分の1以上保育士
へき地保育所（特例保育）		基準なし ※交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、保育所等や地域型保育事業の確保が著しく困難な地域で実施された場合、特例的に給付。

※ 地域型保育事業は、原則、0～2歳のこどもが対象だが、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能（小規模保育事業A型については、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設【令和8年4月1日施行】）。



令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 こども・子育て支援の今後に関する先進的な取組事例の収集・検討に関する調査研究

調査研究の背景・目的

- ・ 少子化に伴い、量的な保育ニーズは減少することが見込まれる一方で、こどもや保護者のニーズは多様化している。
- ・ 令和4年度から「10年後のこども・子育ての在り方を考える研究会」を開催し、目指すべきビジョン、そのビジョンを目指す方向性としての地域づくりとの連携とそのモデルについて検討を行ってきた。
- ・ 今年度は、法人や自治体が、地域とのゆるやかな連携にかかわる第一歩を踏み出しやすくするため、全国の多様な取り組み事例の整理をした。

アンケート調査結果

- ・ 自治体より所管の何らかの取組をしている保育施設等（1自治体につき最大3施設）にアンケートを依頼したところ、647の自治体の合計1,906保育事業所から回答が得られた。取組の内訳は、多機能化1,704件、法人間連携165件、合併・譲渡37件であった。

多機能化

- ・ 多機能化に取り組んでいる保育施設等（1,704件）において、実施している事業としては一時保育、病児・病後児保育等の特別な保育事業1,132件（66.4%）、保育所等を利用する家庭に対する相談支援等の事業869件（51.0%）、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業等親子を支える事業715件（42.0%）、地域交流支援（イベント実施、施設運営等）事業256件（26.9%）、放課後児童クラブなど朝や放課後の小学生の預かり事業425件（24.9%）であった。このほか、要支援家庭への対応や見守りなど、社会的養護に関する事業268件（15.7%）、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障害児向けの事業168件（9.9%）、介護施設の運営やヘルパー派遣等の高齢者支援事業126件（7.4%）など様々な事業が実施されていた。
- ・ 多機能化を実現するにあたっての課題と挙げられたのは、取り組むに当たって現場の人員体制が構築できない1,216件（71.4%）、取り組むにあたっての資金が不足している602件（35.3%）、どう取組を進めればよいか分からない268件（15.7%）であった。
- ・ 多機能化を実現するにあたって既存の障壁となる規制・制度があったと回答した施設（75件）のうち、障壁となった事例としては、設備運営基準35件（46.7%）、人員・資格関係 632件（42.7%）、補助金適正化法 23件（30.7%）の他、縦割り行政であることや、やり方を誰に聞けばいいのかわからなかった、などの回答があった。

法人間連携

- ・ 法人間連携に取り組んでいる保育施設等（165件）において、実施していることとしては、研修の協働101件（61.2%）、保育士や事務職員の共有・兼務体制の構築77件（46.7%）、採用活動の協働74件（44.8%）、事務作業の集約化73件（44.2%）であった。
- ・ 連携にあたっての課題として、特になしとの回答が65件（39.4%）と最多であった。その他は、取り組むに当たって現場の人員体制が構築できない63件（38.2%）、どう取組を進めればよいか分からない26件（15.8%）、取り組むにあたっての資金が不足している23件（13.9%）、であった。
- ・ 連携にあたり既存の障壁となる規制・制度があったと回答した施設（8件）のうち、障壁となった事例としては、補助金適正化法 4件（50.0%）、設備運営基準2件（25.0%）人員・資格関係 2件（25.0%）であった。
- ・ 法人間連携による成果については、保育の質が高まった4件（50.0%）、保育士等の人材確保に寄与した4件（50.0%）、経営状況が改善した4件（50.0%）などの回答があった。

合併・事業譲渡

- ・ 合併・事業譲渡の検討に当たって感じている課題・障壁としては、合併・事業譲渡に際し、保育理念や施設の運営方針の調整が困難及び特になしとの回答が各12件（32.4%）と最多であった。その他は、合併・事業譲渡に際し、雇用面の条件調整（継続雇用等）が困難10件（27.0%）合併・事業譲渡に際し、経営表の条件調整（主に財務面）が困難7件（18.9%）等であった。
- ・ 合併や事業譲渡による成果については、地域に保育機能を維持することができた20件（54.1%）、保育の質が向上した12件（32.4%）、職員の確保がしやすくなった11件（29.7%）などの回答があった。

調査概要

- ・ 実施期間：2025年1月16日～2月14日
- ・ 実施手法：webアンケート
- ・ テーマ：多機能化の先進事例、法人間連携の事例、法人間の合併、譲渡、アライアンス等の事例

※本調査研究においては、その他、自治体及び社会福祉協議会に上記取組に当たっての課題等のアンケート調査を実施したほか、優良事例についてヒアリングを実施している。

[こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 実施報告 | 日本総研](#)

※日本総合研究所作成資料を基にこども家庭庁作成

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算所要額 2.9億円

事業の目的

● 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

● 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

● 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）又は過疎地域に準ずる市町村（※）
※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

● 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

● 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
● 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
● 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）
【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円
被災地型：1自治体あたり 15,000千円
【補助割合】 国：3/4、市区町村：1/4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。
※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。
また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。
※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

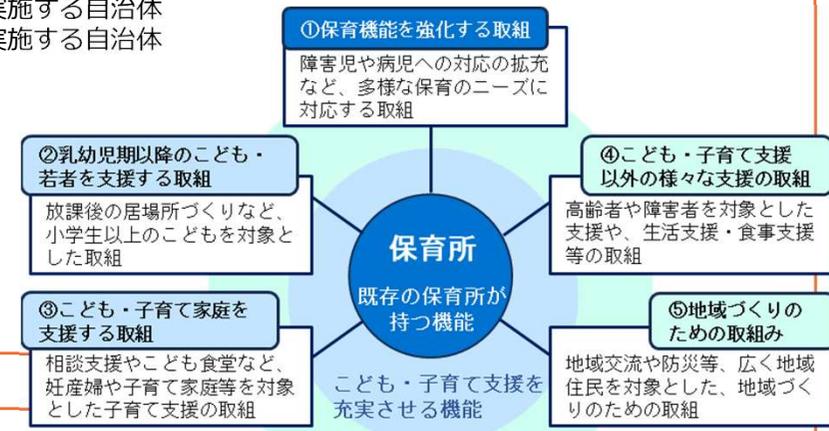
【自治体における検証】

● 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
● また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ① 保育機能を強化する取組
- ② 乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③ こども・子育て家庭を支援する取組
- ④ こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤ 地域づくりのための取組

※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。
・ ④⑤の取組を実施する自治体
・ 複数の取組を実施する自治体



保育機能を起点に“地域”をつくる機能

既存施設の有効活用（社会福祉法人の財産処分等）

社会福祉法人における土地建物の所有等について

共通事項

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要なことから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければならない（社会福祉法第25条）。
※社会福祉法第25条：社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。
- 具体的には、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有している必要があるが、都市部など土地の取得が極めて困難な地域においては、土地（不動産の一部）に限り貸与を受けることが可能。
- また、既設法人が通所施設を設置する場合は、土地・建物ともに貸与を受けることが可能。
- その上で、施設によっては以下のような特例を設定している。

特別養護老人ホーム

- 土地について、都市部等地域に加え、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。
- 建物について、都市部等地域において、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

福祉ホーム

- 土地について、障害福祉サービス等を経営している既設法人に限り、都市部等地域以外の地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育

- 土地について、既設法人でない法人が通所施設を設置する場合は、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域であっても、一定の要件の下、貸与を受けることが可能。

国庫補助により取得した財産の処分について（地方公共団体以外の場合／一般事項）

1. 原則

- 国庫補助により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、その財産の処分（転用、譲渡、交換や貸付、取壊し等）が制限されている。

※処分制限期間を経過した財産を除く。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2. 一般的な財産処分の手続き

（1）国庫納付が不要となるケース：

① 法人による報告により認められるもの（個別の承認は不要）

- ・ 災害等により使用できなくなった施設等または立地上若しくは構造上危険な状態にある施設の取壊し等

② 法人による承認申請手続により、承認を受ける必要があるもの

- ・ 経過年数が10年以上である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業（社会福祉事業等）を実施する場合等
- ・ 経過年数が10年未満である施設等で、転用、無償譲渡又は無償貸付の後に別に定める事業を実施する場合等のうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、厚生労働大臣等が適当であると個別に認めるもの等
- ・ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
- ・ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

（2）国庫納付が必要となるケース：（1）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取り壊し 残存年数（処分制限期間－経過年数）に応じた額

国庫補助により取得した財産の処分について（地方公共団体以外の場合／施設特例）

3. 介護分野における財産処分の手続き

老人福祉施設等については、**国庫納付が不要**となるケースについて、ほかに以下の特例が設けられている。

①地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**以上**の施設等の財産処分

- ・ 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ・ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合 等

②地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**未満**の施設等の一部転用 ※

- ・ 転用後の用途が高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）である場合

③介護療養型老人保健施設を介護医療院に転用又は介護療養型老人保健施設の運営のために必要な設備等を介護医療院の運営のために必要な設備等に転用する場合

4. 障害分野における財産処分の手続き

社会福祉施設（障害福祉施設を含む）等については、**国庫納付が不要**となるケースについて、ほかに以下の特例が設けられている。

①地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**以上**の施設等の財産処分

- ・ 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ・ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合 等

②地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**未満**の施設等の一部転用 ※

- ・ 転用後の用途が、高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省及びこども家庭庁所管の補助金等の対象となる事業に係る施設に限る。）である場合等

5. こども分野における財産処分の手続き

児童福祉施設等については、**国庫納付が不要**となるケースについて、ほかに以下の特例が設けられている。

①地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**以上**の施設等の財産処分

- ・ 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する場合
- ・ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合
- ・ 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、こども誰でも通園制度を行う事業所に使用する場合 等

②地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年**未満**の施設等の一部転用 ※

- ・ 転用後の用途が、高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省及びこども家庭庁所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等、企業主導型保育事業を行う施設又はこども誰でも通園制度を行う事業所に限る。）である場合

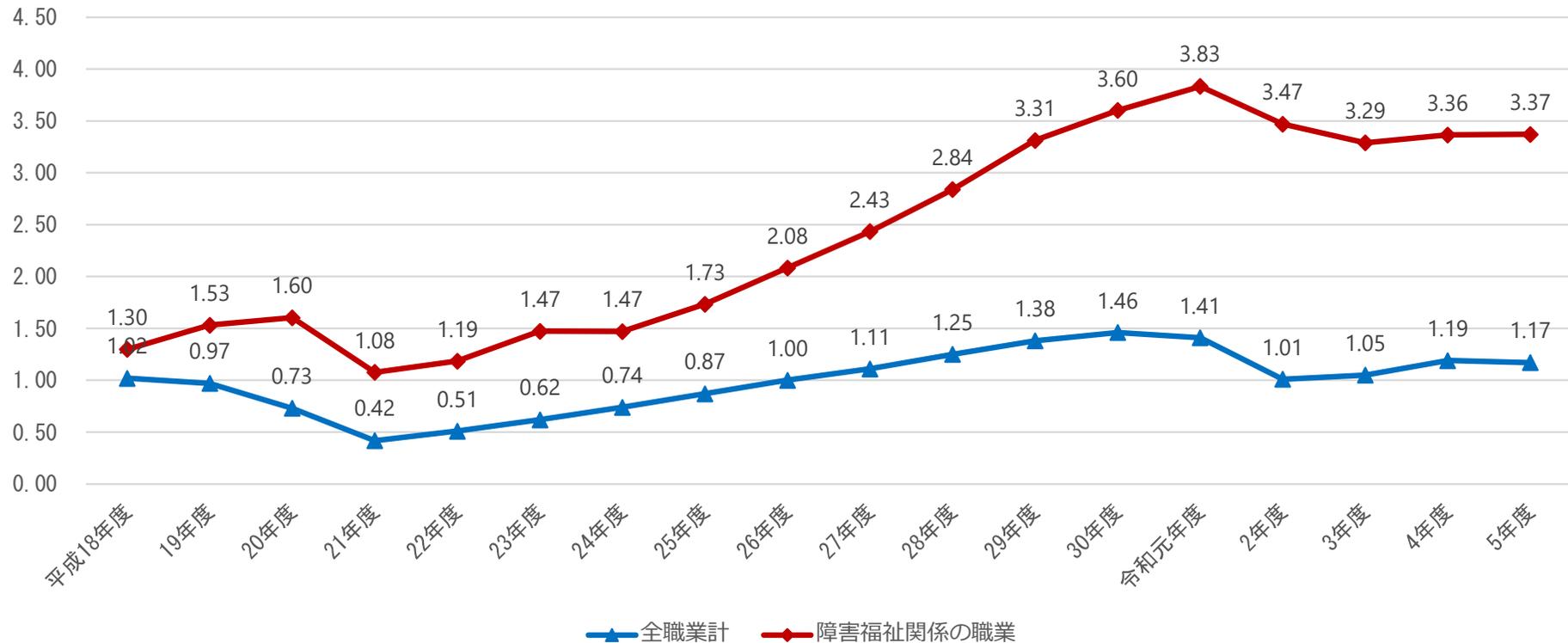
※ 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

障害福祉サービス等に係る
福祉人材の状況・福祉人材確保

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

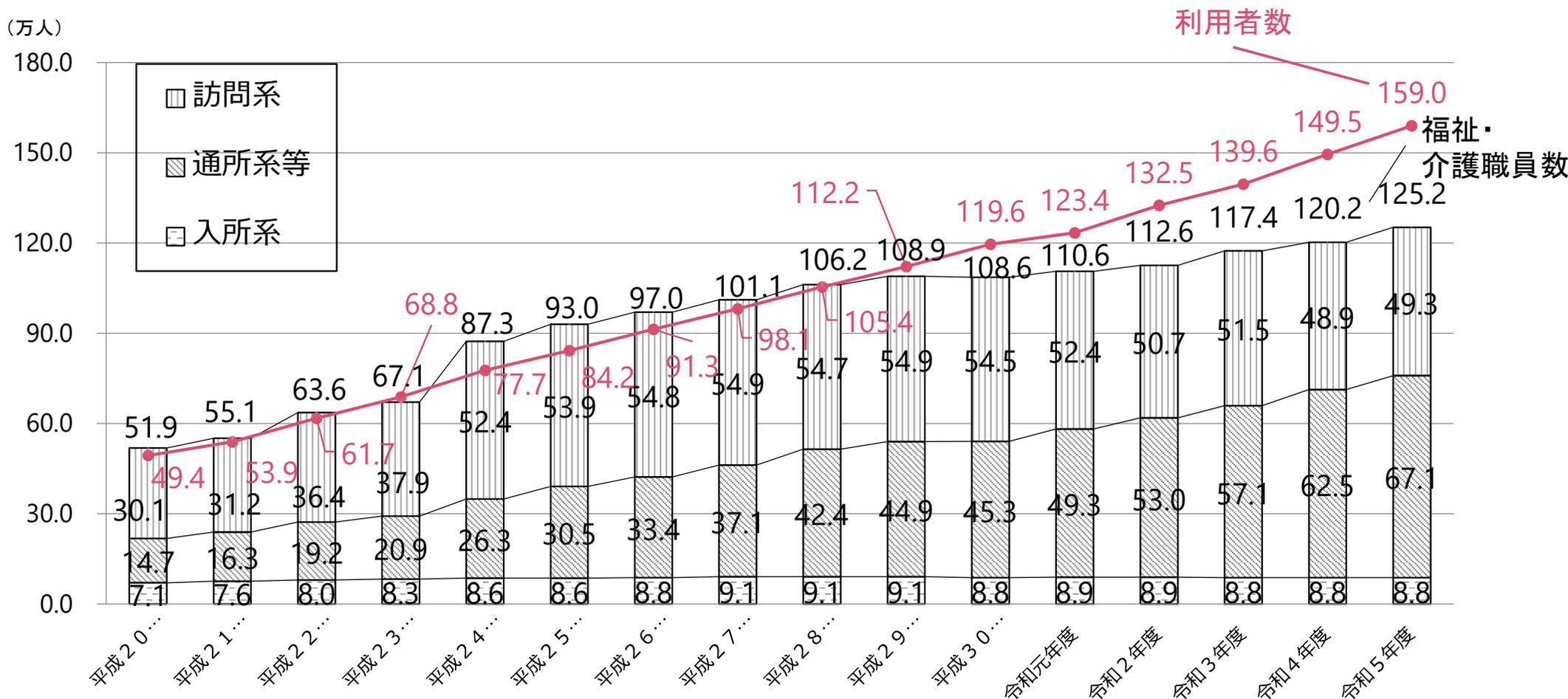
注1) 上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2) 上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3) 「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

○ 障害福祉サービス等の利用者数は15年間で約3.2倍に増加しているのに対し、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は17年間で約2.4倍となっている。

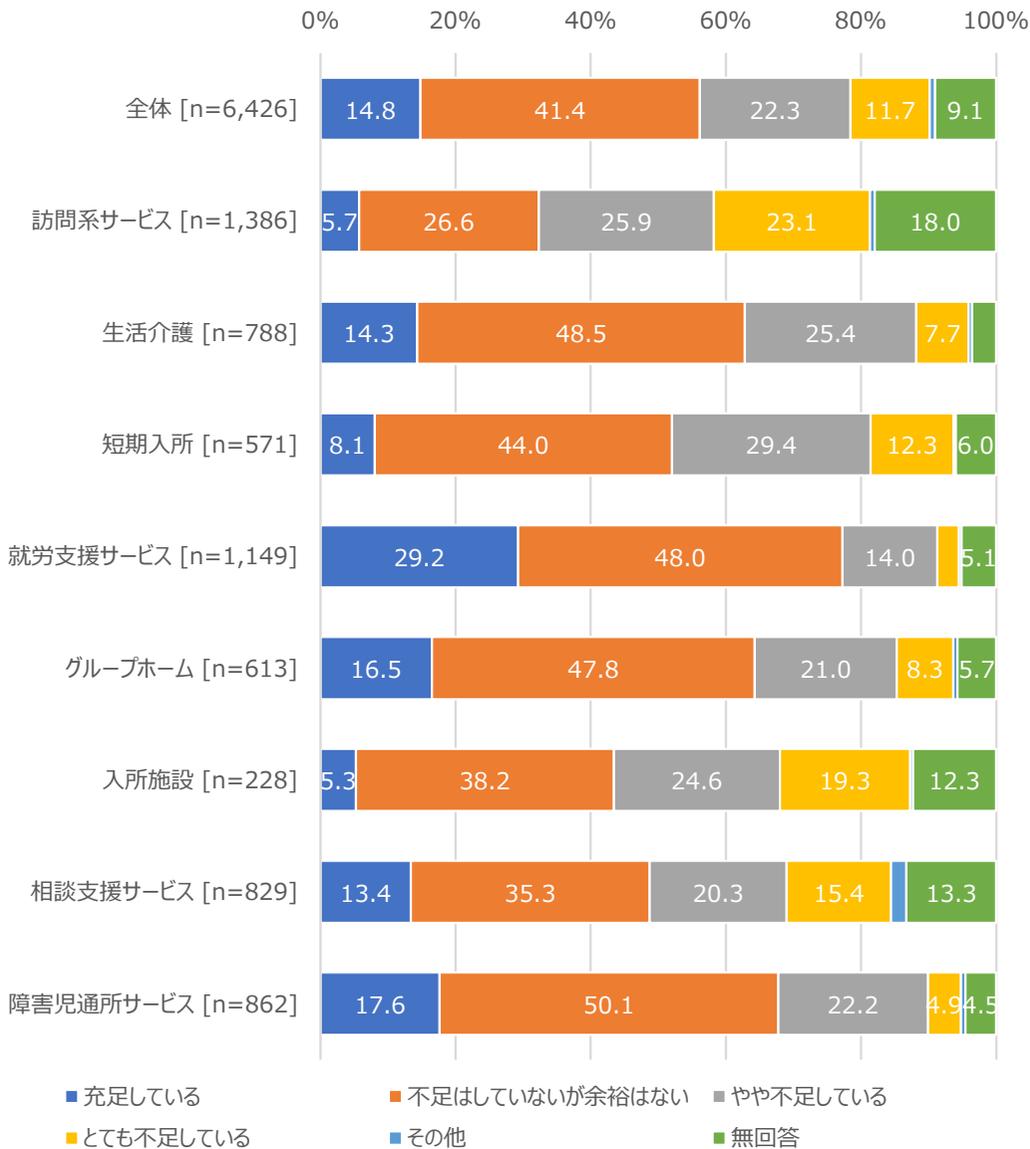


【出典】

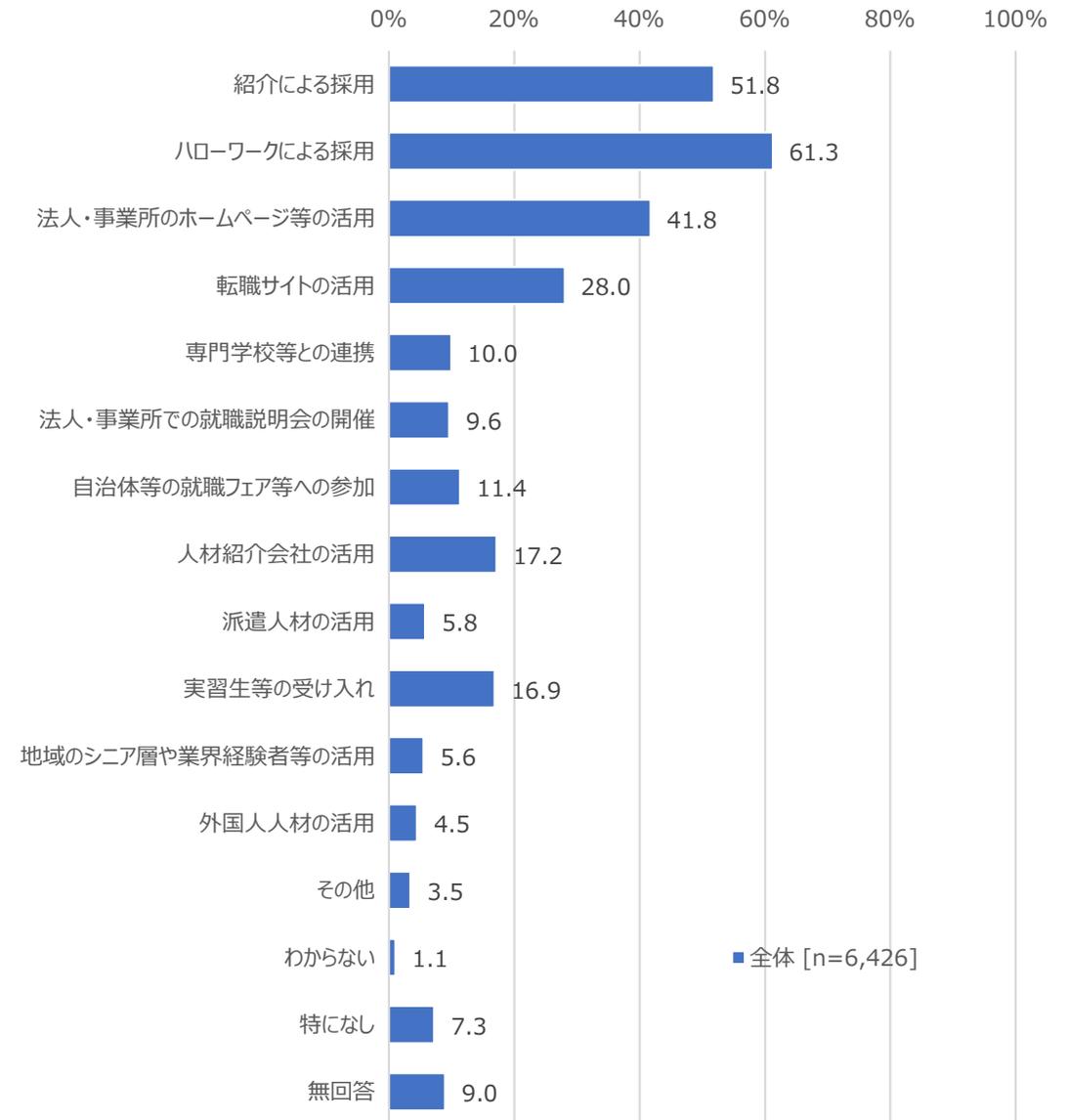
- (1) 利用者数: 国保連データに基づく各年度3月の利用者数を記載。
- (2) 福祉・介護職員数: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づく各年10月1日現在の数値を記載。従業者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。平成21～29年度の数値は、回収率の割り戻しにより補正推計したものである。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

障害福祉サービス等における人材確保の状況

職員の充足状況

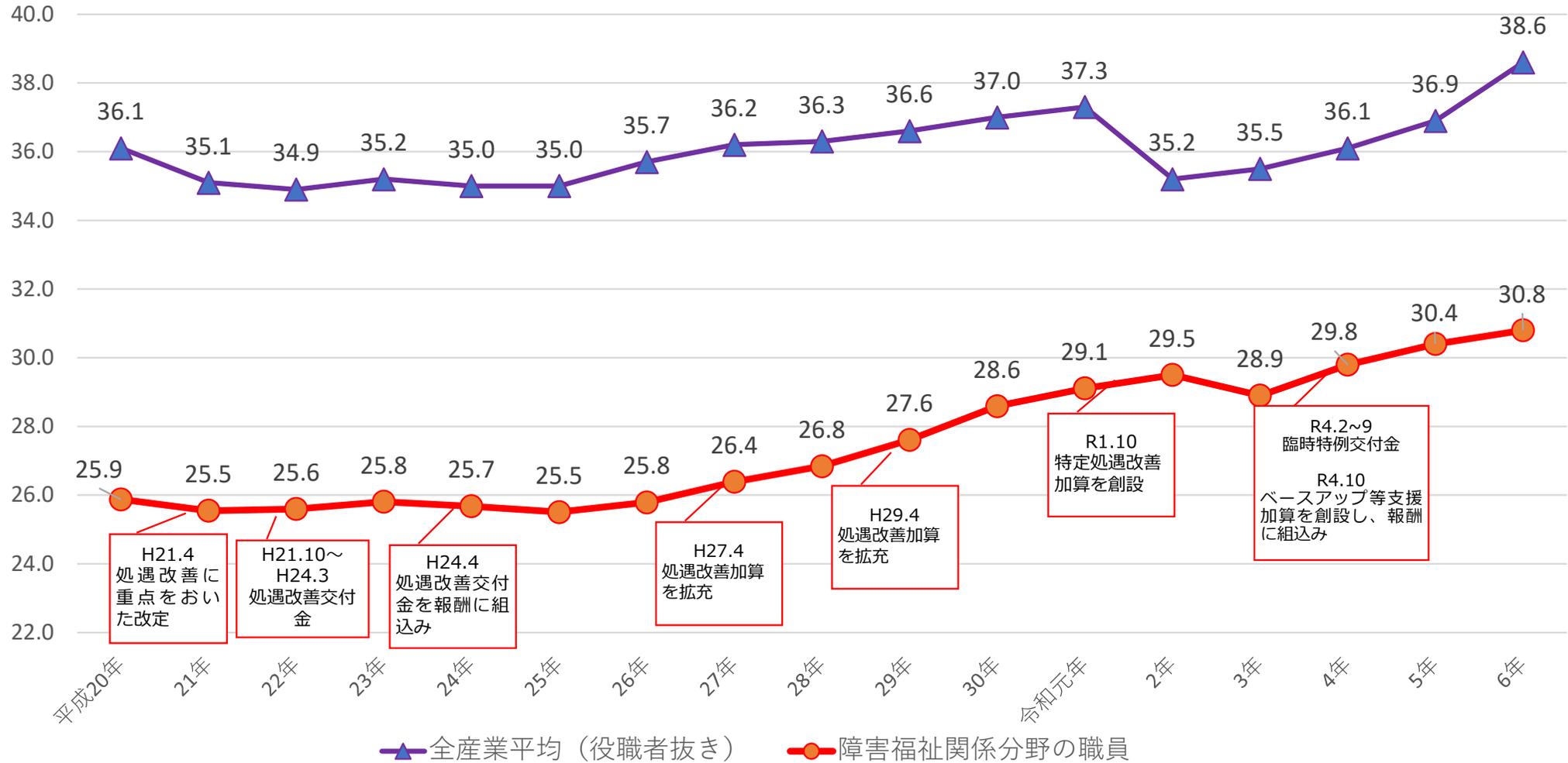


人材確保のためにやっている取組



賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移

賞与込み給与
(万円)



出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき障害福祉課において作成。

注1) 賞与見込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

注2) 令和6年度報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

注3) 障害福祉関係分野の職員については、平成21年～令和元年は「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均したもの。令和2年～令和6年は「保育士」、「訪問介護従事者」、「介護職員（医療・福祉施設等）」を加重平均したもの。

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果のポイント

- **福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等**(※1)について、令和5年度と令和6年度を比較すると**12,860円の増(+5.34%)**となっている。
- また、**平均給与額**(※2)については、令和5年度と令和6年度を比較すると**19,970円の増(+6.49%)**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基本給等（常勤の者）	240,850円	253,710円	+12,860円
平均給与額	307,750円	327,720円	+19,970円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	69.0%
定期昇給	40.6%
各種手当の新設	19.4%
既存の各種手当の引き上げ	23.6%
賞与等の引き上げまたは新設	50.6%

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	87.0%	87.7% ※
① 新加算Ⅰ	49.5%	41.4% ※
② 新加算Ⅱ	18.7%	27.8% ※
③ 新加算Ⅲ	12.3%	11.9% ※
④ 新加算Ⅳ	3.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	2.9%	4.0% ※

※ 国保連データ（令和6年9月サービス提供分）

給与等の引き上げの対象者	
施設・事業所の職員全員	56.0%
調査対象サービスの従事者全員	9.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	10.4%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	13.6%

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	15.2%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	77.8%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載 ※その他を除く	
事務作業が煩雑	32.4%
届出に必要な事務を行える職員がいない	17.3%
算定要件を達成できない	15.2%
賃金改善の必要性がないため	11.3%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	80.5%
事務員	35.6%
看護職員	27.1%
福祉・介護職員以外の配置指導員等（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等）	18.9%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員（言語聴覚士含む）、心理指導担当職員	18.2%

これまでの障害福祉人材の処遇改善に係る取組について

- ① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定
⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。
- ② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金(補正予算)
⇒ 平成21年度補正予算(平成21年4月の経済危機対策)において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置。
(1人当たり、1.5万円相当)
- ③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定
⇒ 上記、処遇改善交付金を「処遇改善加算」として障害福祉サービス等報酬に組込む。併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「処遇改善特別加算」を創設。(1人当たり、0.5万円相当)
- ④ 平成27年4月：障害福祉サービス等報酬改定 ±0%改定
⇒ 現行加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上、雇用管理・労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、処遇改善加算を拡充。(1人当たり、1.2万円相当)
- ⑤ 平成29年4月：障害福祉サービス等報酬改定(臨時) +1.09%改定
⇒ ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、処遇改善加算を拡充。(1人当たり、1万円相当)
- ⑥ 令和元年10月：障害福祉サービス等報酬改定(臨時) +2.00%改定
⇒ 新しい経済政策パッケージに基づき、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設。(経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、その他の職員に収入を充てる柔軟な運用を認めることを前提に、更なる処遇改善を実施。)
- ⑦ 令和4年2月～令和4年9月：福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金(補正予算)
⇒ 令和3年度補正予算(令和3年11月の経済対策)において、福祉・介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置。
(1人当たり月額平均0.9万円相当)
- ⑧ 令和4年10月：障害福祉サービス等報酬改定(臨時)
⇒ 経済対策に基づき、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設、引き続き収入を3%程度引き上げるための措置。

更に、令和6年6月から、処遇改善加算の一本化と加算率の引上げを実施(2月～5月は補助金で対応)。

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○ ^①	○ ^①	◎	◎
昇給の仕組み			○ ^②	○	○
改善後賃金年額440万円				○ ^③	○
経験・技能のある福祉・介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- 要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

令和6年度補正予算額 373億円

※ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業： 343億円(障害者分258億円、障害児分84億円)
 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業： 16億円
 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業： 5億円
 障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援： 9億円

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化等を通じた職場環境改善が必要。さらに、障害福祉サービスは、小規模な事業所も多く、事務体制も含めた経営面のサポートが必要。
- 就労系サービス(就労継続支援A型等)については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面があり、障害者の生産活動の改善等を通じた安定的な経営、人材確保の支援が必要。

② 施策の概要

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援

※人件費に充てることが可能

※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策等の事務体制のサポート支援

地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業

障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化を推進

障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援

就労系サービス(就労継続支援A型等)の経営改善に向けたノウハウの習得や、ICT機器等の導入による作業の効率化、専門家による助言等の支援

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額 4.5億円

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉サービス事業所等サポート事業）

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

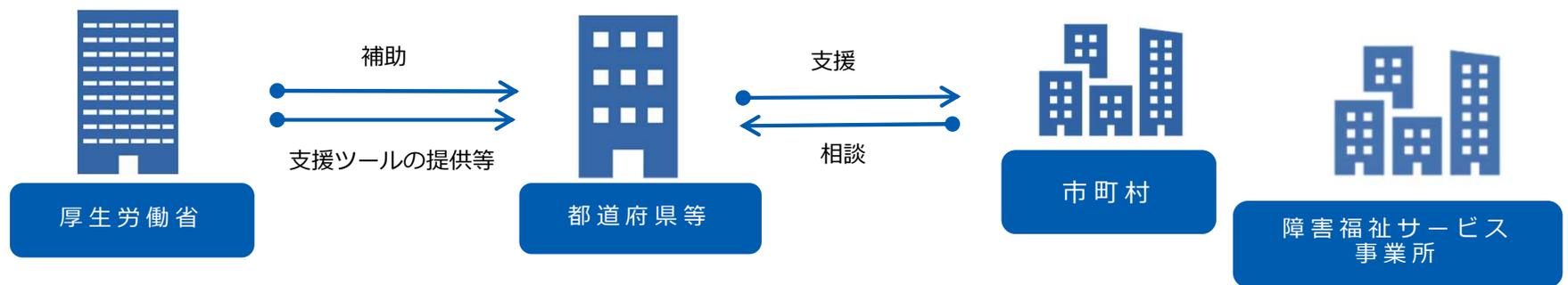
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

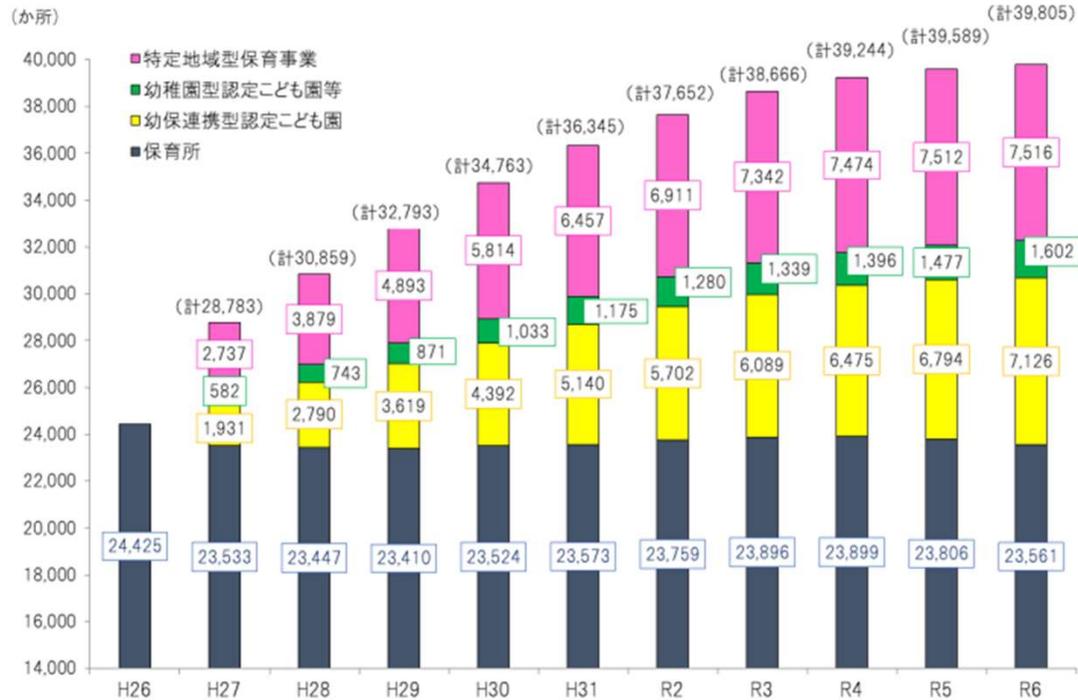
都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

保育に係る

福祉人材の状況・福祉人材確保

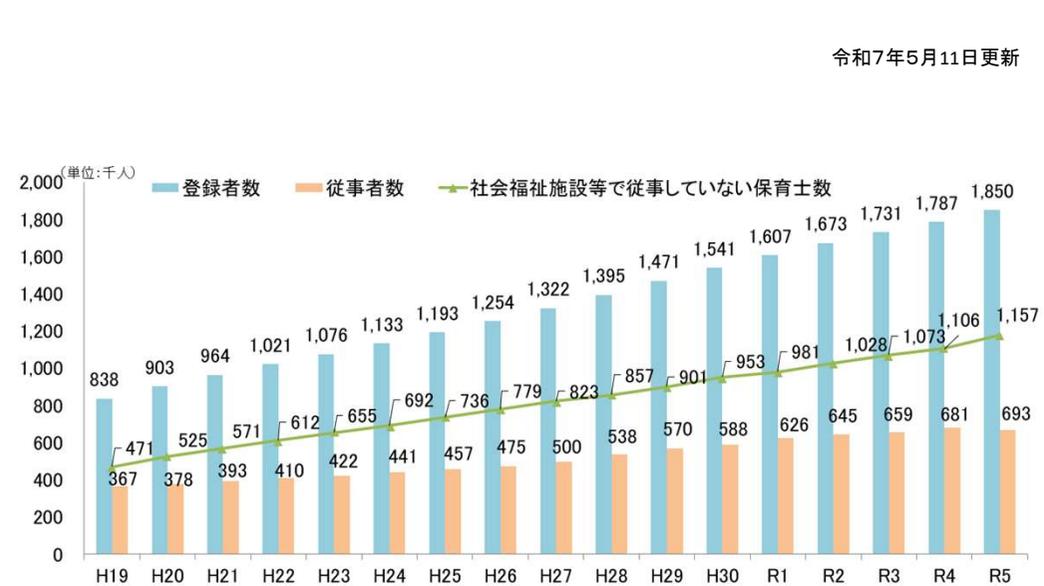
保育所等数や保育士の登録者数等の推移

保育所等数の推移



(出典) 保育所等関連状況取りまとめ(令和6年4月1日)

保育士の登録者数と従事者数の推移

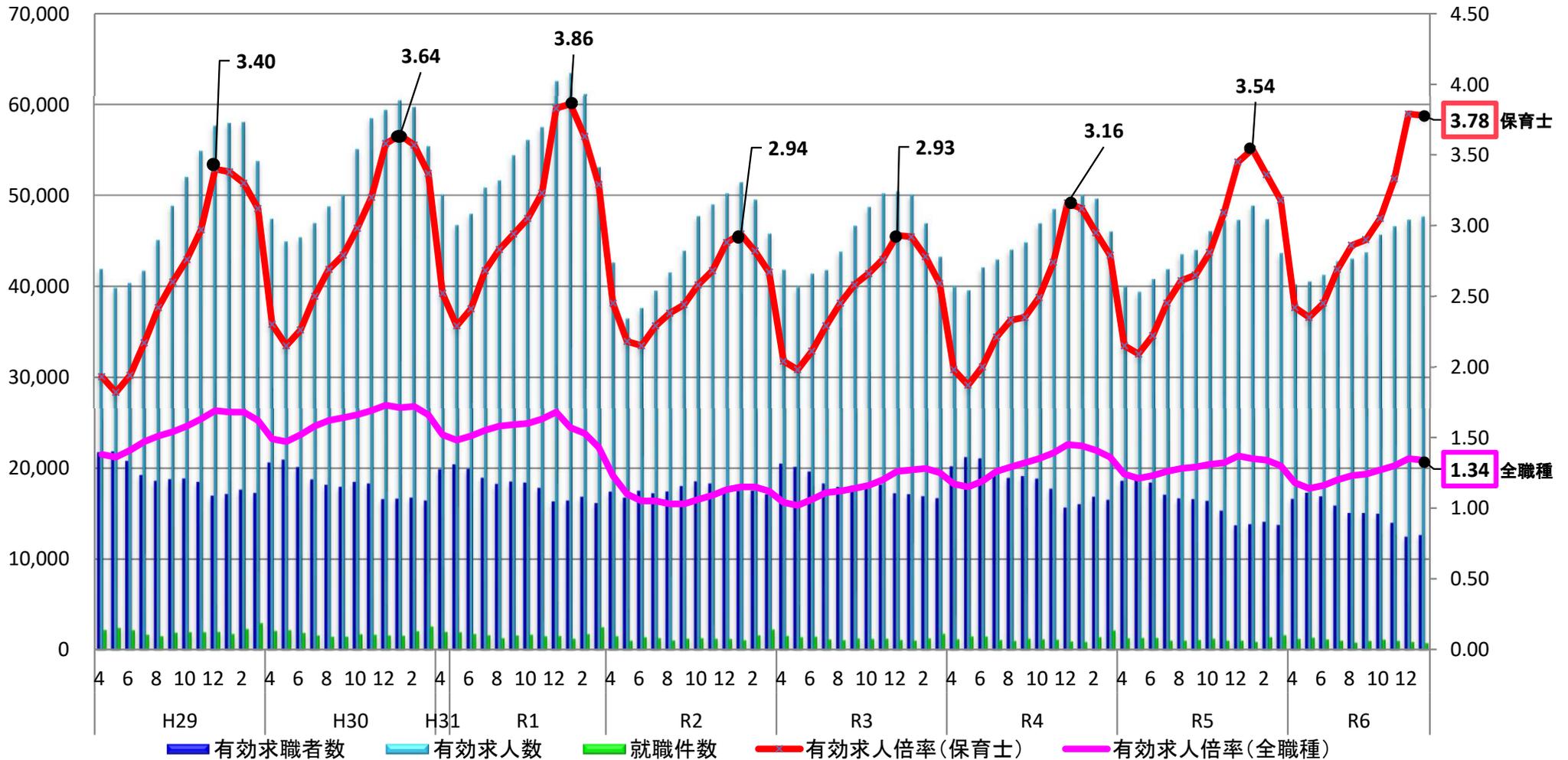


令和7年5月11日更新

出典：登録者数：子ども家庭庁成育局成育基盤課調べ（各年10月1日）
従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（各年10月1日）

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和7年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍(対前年同月比で0.24ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.34倍(対前年同月比で0.01ポイント下落)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
 ※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和6年及び令和7年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年1月時点）

令和6年1月

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	3,632	13,819	17,973	48,851	3.54
北海道	157	692	377	1,575	2.28
青森	65	207	148	345	1.67
岩手	87	247	229	423	1.71
宮城	70	262	448	947	3.61
秋田	46	112	68	204	1.82
山形	47	136	135	274	2.01
福島	65	193	274	617	3.20
茨城	52	210	493	994	4.73
栃木	68	217	647	1,715	7.90
群馬	58	207	210	443	2.14
埼玉	141	657	797	2,645	4.03
千葉	102	570	502	1,539	2.70
東京	342	1,568	2,021	6,363	4.06
神奈川	162	763	756	2,283	2.99
新潟	51	187	174	497	2.66
富山	26	93	58	285	3.06
石川	36	99	178	326	3.29
福井	24	69	117	285	4.13
山梨	37	116	115	359	3.09
長野	74	216	251	604	2.80
岐阜	55	183	237	728	3.98
静岡	82	264	468	1,390	5.27
愛知	139	510	784	2,232	4.38
三重	42	165	177	469	2.84
滋賀	48	156	344	770	4.94
京都	56	301	269	892	2.96
大阪	182	853	1154	3,640	4.27
兵庫	138	569	654	1,895	3.33
奈良	41	139	350	674	4.85
和歌山	29	84	218	348	4.14
鳥取	21	85	75	238	2.80
島根	23	99	63	214	2.16
岡山	70	232	858	1249	5.38
広島	63	265	662	1,735	6.55
山口	50	197	115	378	1.92
徳島	35	71	111	345	4.86
香川	44	122	341	511	4.19
愛媛	36	155	217	668	4.31
高知	39	138	103	225	1.63
福岡	164	624	782	2,218	3.55
佐賀	43	153	134	449	2.93
長崎	61	209	204	570	2.73
熊本	88	304	290	817	2.69
大分	63	213	250	504	2.37
宮崎	82	200	161	485	2.43
鹿児島	93	367	335	1,157	3.15
沖縄	135	340	619	1,327	3.90

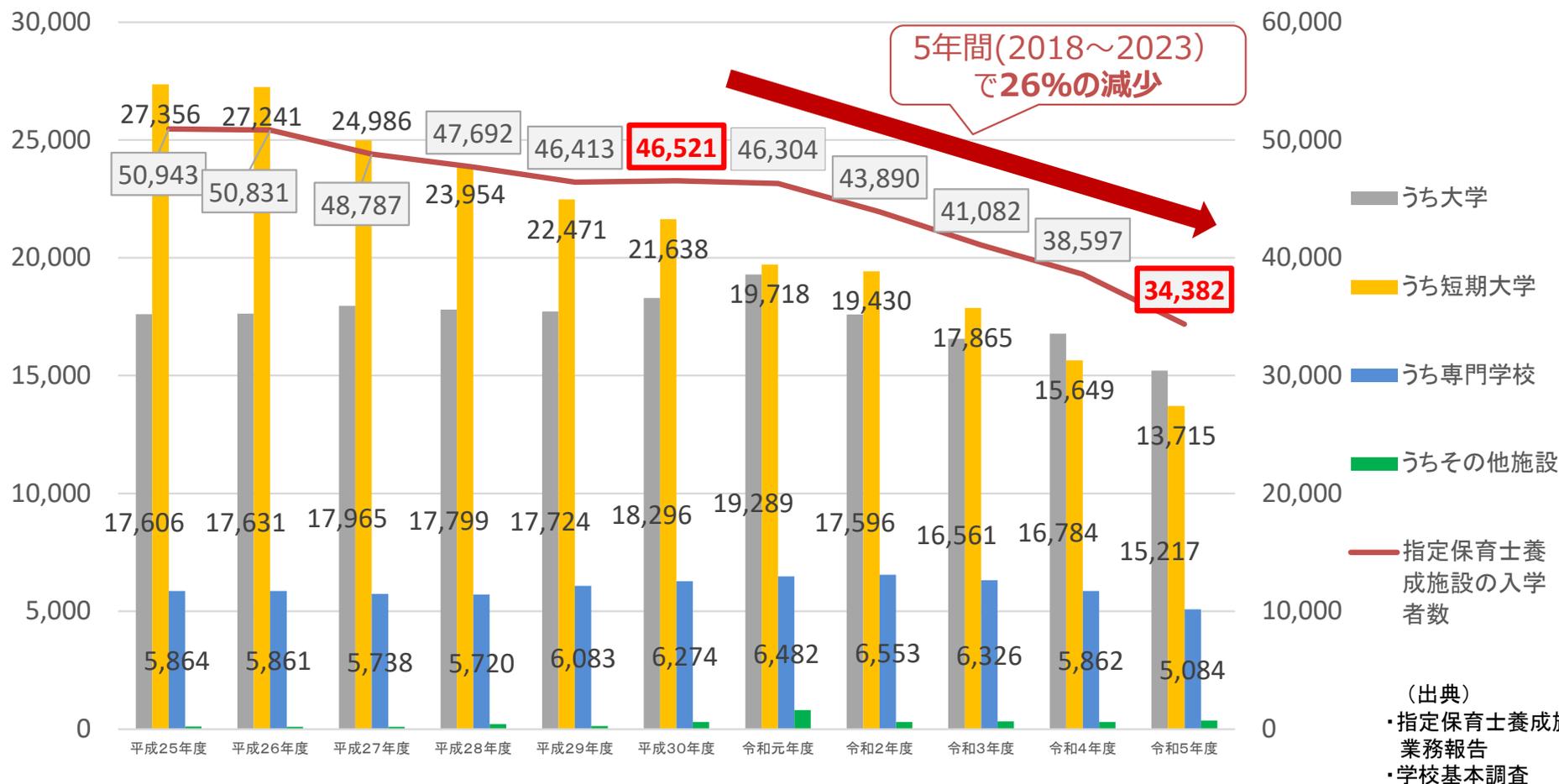
令和7年1月

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	3,293	12,617	17,521	47,686	3.78
北海道	161	626	528	1,499	2.39
青森	58	155	117	278	1.79
岩手	79	207	207	418	2.02
宮城	64	232	292	768	3.31
秋田	47	113	87	212	1.88
山形	38	112	119	299	2.67
福島	55	177	216	493	2.79
茨城	42	172	362	1111	6.46
栃木	67	198	623	1,612	8.14
群馬	54	196	184	466	2.38
埼玉	175	630	693	2,422	3.84
千葉	104	539	582	1,514	2.81
東京	292	1,380	2,173	6,644	4.81
神奈川	146	684	740	2,402	3.51
新潟	50	144	174	559	3.88
富山	14	67	80	241	3.60
石川	24	98	90	252	2.57
福井	18	47	120	239	5.09
山梨	29	93	98	285	3.06
長野	64	205	183	581	2.83
岐阜	45	201	182	549	2.73
静岡	55	231	781	1,541	6.67
愛知	117	481	737	2,049	4.26
三重	43	129	133	405	3.14
滋賀	49	154	247	827	5.37
京都	60	293	247	901	3.08
大阪	166	759	1141	3,428	4.52
兵庫	118	523	688	1,748	3.34
奈良	27	108	298	576	5.33
和歌山	28	106	142	259	2.44
鳥取	26	95	170	430	4.53
島根	16	99	92	223	2.25
岡山	60	214	815	1344	6.28
広島	76	307	640	1,976	6.44
山口	40	155	145	405	2.61
徳島	18	87	143	347	3.99
香川	34	110	309	525	4.77
愛媛	32	125	217	613	4.90
高知	47	140	118	266	1.90
福岡	150	607	756	2,165	3.57
佐賀	43	139	166	526	3.78
長崎	54	188	169	517	2.75
熊本	80	249	266	720	2.89
大分	48	133	183	448	3.37
宮崎	57	180	202	455	2.53
鹿児島	88	368	323	949	2.58
沖縄	135	361	543	1,199	3.32

◆ 保育士を目指す学生の数は近年大きく減少している

✓ 保育士養成校の入学者数は、大学・短大・専門学校の入学者の減少傾向を上回るペースで減少している。

指定保育士養成施設の入学者数



年度	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
大学・短大・専門学校への入学者総数(人)	922,611	915,112	913,421	910,150	896,132	885,688	865,246

5年間(2018~2023)で5%の減少

保育士となる資格取得者の年度別推移

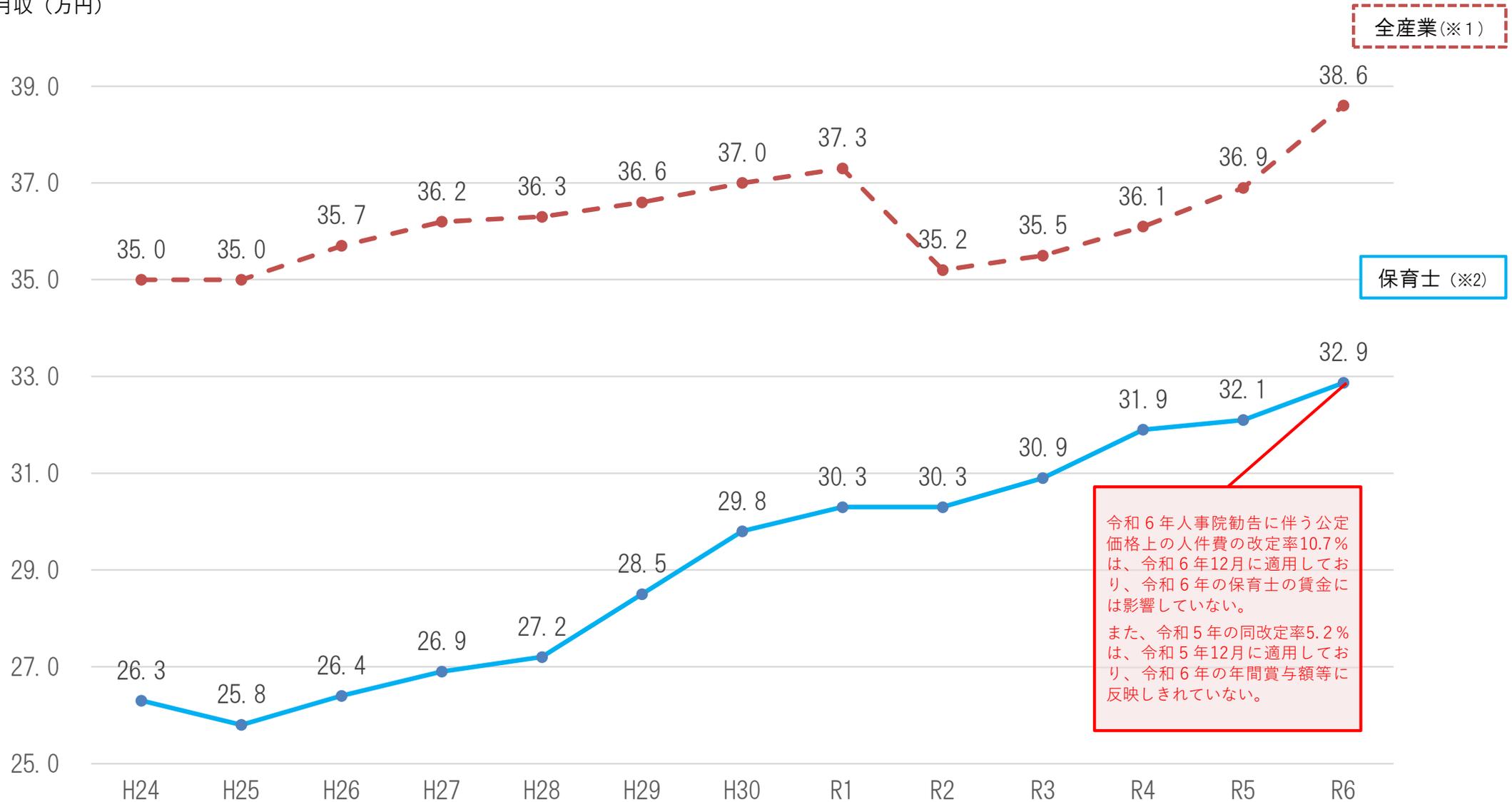
年 度	保育士となる資格取得者	保育士養成施設		保育士試験					
				うち全国試験(※)		うち地域限定試験			
				A	B	割合 B/A	C	割合 C/A	D
27	64,877人	41,712人	64.3%	23,165人	35.7%	20,781人	32.0%	2,384人	3.7%
28	66,287人	42,597人	64.3%	23,690人	35.7%	23,138人	34.9%	552人	0.8%
29	62,094人	41,106人	66.2%	20,988人	33.8%	20,336人	32.8%	652人	1.1%
30	59,392人	39,909人	67.2%	19,483人	32.8%	18,978人	32.0%	505人	0.9%
31 (令和元)	61,477人	37,831人	61.5%	23,646人	38.5%	22,494人	36.6%	1,152人	1.9%
2	51,058人	36,824人	72.1%	14,234人	27.9%	13,527人	26.5%	707人	1.4%
3	54,483人	35,575人	65.3%	18,908人	34.7%	17,957人	33.0%	951人	1.7%
4	60,107人	34,129人	56.8%	25,978人	43.2%	25,098人	41.8%	880人	1.5%
5	52,444人	32,364人	61.7%	20,080人	38.3%	19,290人	36.8%	790人	1.5%

(こども家庭庁調べ)

※全国試験合格者には、幼稚園教諭免許状を有する者で、指定保育士養成施設の科目履修により教科目を修得し、保育士試験を全科目免除となった者を含む。

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



令和6年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率10.7%は、令和6年12月に適用しており、令和6年の保育士の賃金には影響していない。
また、令和5年の同改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和6年の年間賞与額等に反映しきれていない。

資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、子ども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

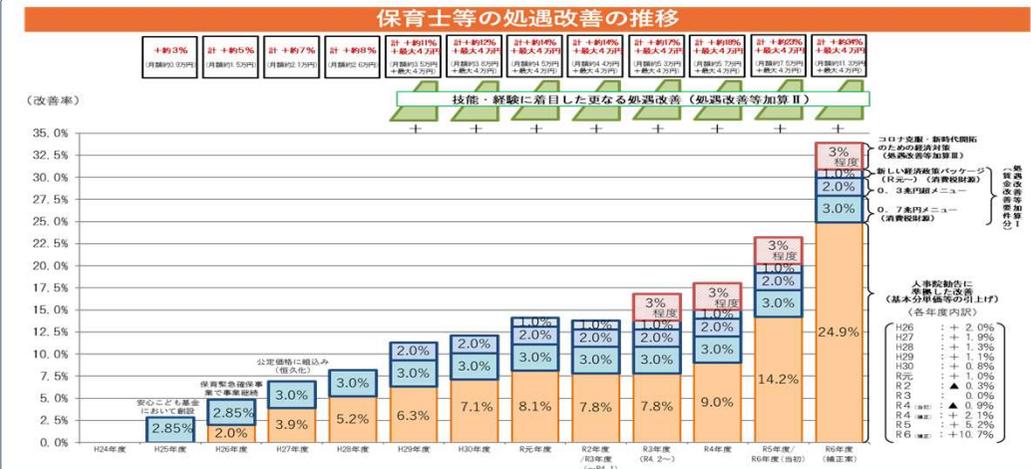
「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

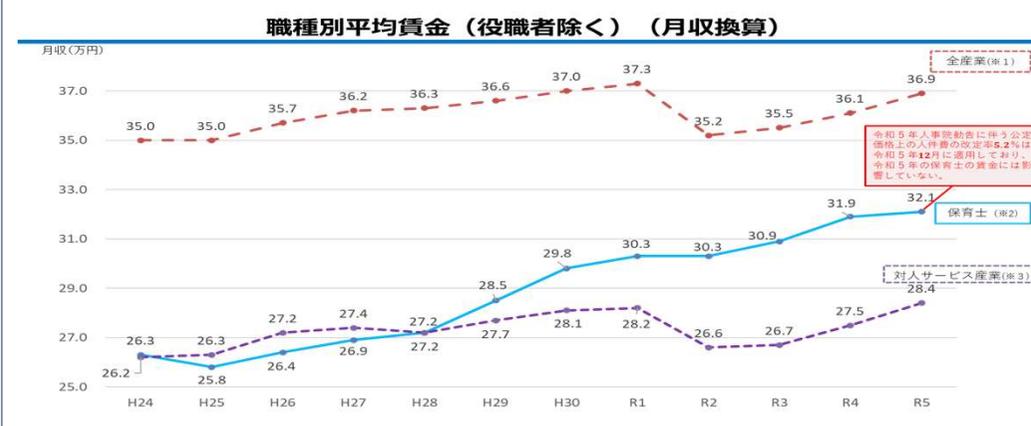
現状・課題等

- 保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上
- 引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

OH25年度以降累計で34%の改善改善を実施



○保育士の平均賃金は全産業平均を下回る



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める



✓対応のポイント

- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

【保育士等の処遇改善】

○こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める

【処遇改善等加算の一本化と活用促進】

○処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進

【経営情報の継続的な見える化】 ※ここdeサーチにより対応

○保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7~】



○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する【保育士等の平均給与の増加（令和8年度）】

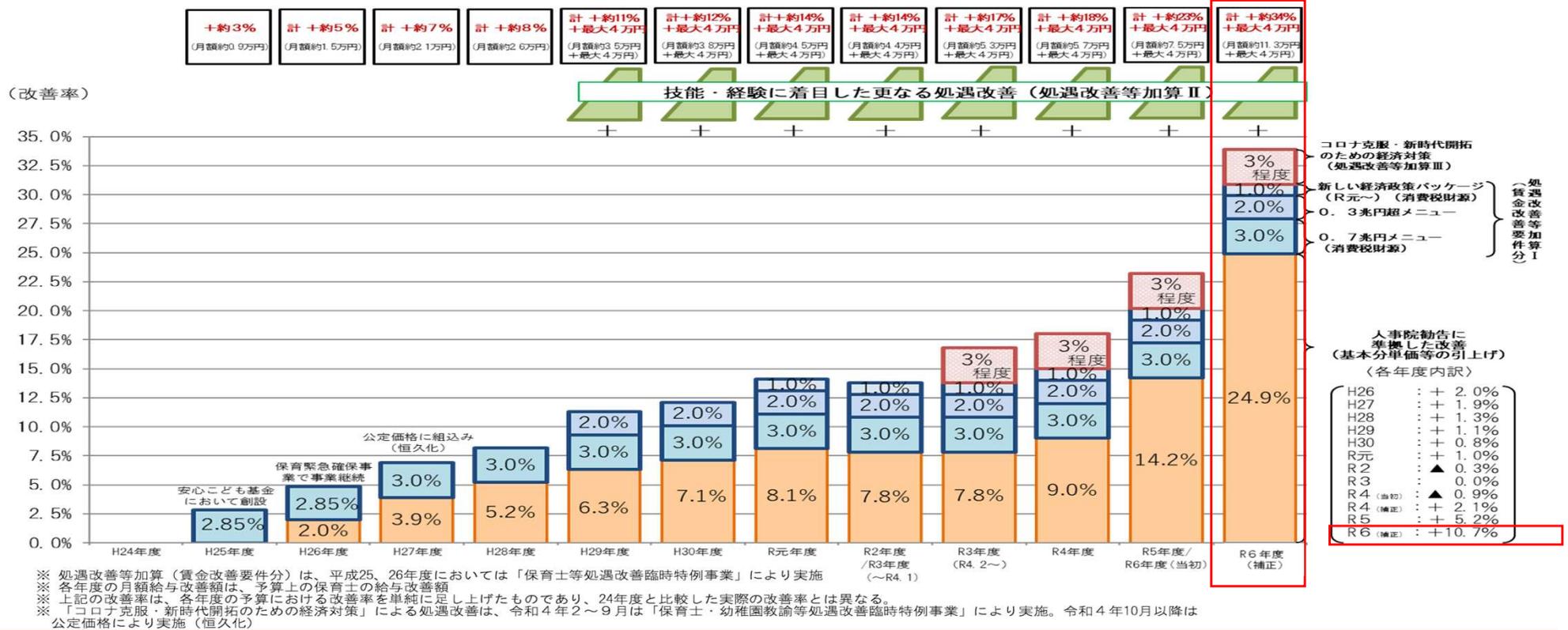
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算等における対応

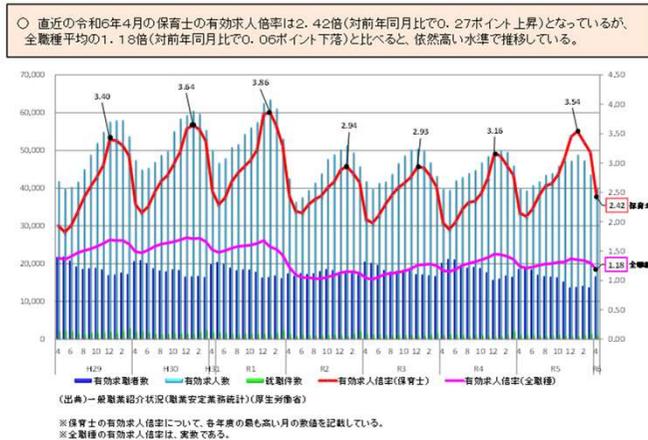
- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算においても反映【令和7年度予算1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



- 【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】
- 【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

3.(3) 保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす
【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・養成施設に通う学生を対象に、学費5万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除。
 - ・養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R6補正予算～】
- 保育士の資格等取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士養成施設の就職促進の取組への支援
 - ・就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R7予算案～】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
 - ・自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和5年度補正予算～】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、1年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算～】
 - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※令和7年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。
- 保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援
 - ・保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
 - ・保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
 - ・保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R7予算案～】
 - ・都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場 ・職業の魅力発信

- 保育の現場・職業の魅力発信
 - ・自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
 - ・こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る。（R6.3～）



魅力発信プラットフォーム
「ハローミライの保育士」
トップページ
(こども家庭庁HP内に開設)

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- **保育人材の確保は恒常的な課題**であり、また、今後の保育士の職員配置基準の改善やこども誰でも通園制度の創設も見据え、**保育人材確保策の強化を図る必要がある**。
- 保育人材確保の取組のうち、潜在保育士の再就職の促進のため、再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供等を行う「**保育士・保育所支援センター**」(※)について、当該センターの設置及び運営に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができるよう体制整備を行っている。
(※) 令和6年10月1日時点において、46都道府県75か所で実施されている。

②改正内容

- **都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備するものとする規定を設ける。** ※指定都市・中核市は努力義務。
 - ① 保育に関する**業務への関心を高めるための広報**
 - ② 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、**職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援**
 - ③ 保育所の設置者に対する、**保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助**
 - ④ ①～③のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- **保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力**に関する努力義務規定を設ける。

(概要) 保育人材確保に向けた効果的な取組手法等に関する調査研究

1. 調査概要

保育人材確保にあたっての個々の課題に対して、取組の事例収集を行うとともに、その効果的な取組手法等の分析・検証を行うことを目的として、令和6年10月に都道府県・市区町村・保育所等に対してアンケート調査を実施。

2. 調査項目概要

◎自治体アンケート（都道府県向け、市町村向けの2種）

・保育人材確保に関する傾向（地域特性、課題等）

・補助金活用状況（活用している場合：活用目的・取組内容の他、重点的に取り組んでいる事業の詳細、活用していない場合：活用にあたっての課題等）

・都道府県独自の取組 ・今後の取組意向

◎保育所等アンケート

・運営主体、定員、保育士数等の施設基本情報 ・当該施設における保育士の勤続年数、時間外勤務、休暇取得状況等の勤務環境

・保育人材不足感の有無、採用状況、課題 ・採用活動の取組（求人方法や広報の工夫等）、人材育成・評価に関する取組（人事制度の見直しや研修受講等）、職場環境改善に関する取組（給与の見直し、ノンコンタクトタイムの導入、業務の見直し等） ・行政に求める支援

人材確保策にかかる好事例の収集・事例集の作成を行うことを主目的としており、**保育士の不足数を把握するものではない。**

3. 調査結果概要(自治体) ※41の都道府県、1,096の市区町村より回答

【都道府県】保育人材の過不足状況（常勤職員）の傾向について、「**全て・ほとんどの地域で不足傾向にある**」と回答した自治体は**23 (56.1%)**と最も多く、次いで「一部の地域では不足傾向にあるが、概ね不足なし」と回答した11自治体(26.8%)が続いた。

【市区町村】保育人材の過不足状況（私営・常勤職員）の傾向について、「**全て・ほとんどの地域で不足傾向にある**」と回答した自治体は**420(43.1%)**と最も多く、次いで「一部の地域では不足傾向にあるが、概ね過不足なし」と回答した248自治体(25.4%)が続いた。

また、保育人材確保に向けて、地域の関係団体等の他機関との連携・共同のための会議体等の設置状況については、「設置しておらず、今後も設置する予定はない」との回答が922自治体(85.5%)と最も多く、「行政が設置している」のは60自治体(5.6%)であった。

4. 調査結果概要(保育所等) ※9,373施設より回答

調査対象：保育所（保育所型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

○ 直近3年程度における人材の不足感を「とても感じている」と回答した施設は4,005か所(42.7%)、「まあ感じている」と回答した施設は3,522か所(37.6%)となっており、**約8割の施設が不足感を感じている**と回答している。

○ 「どのような場面で不足感を感じているか」との設問（複数回答可）には、「**職員の休暇取得の調整**」(66.6%)が最も多く、次いで「延長保育の時間帯」(59.1%)、「代替職員の確保」(54.6%)となっている。

○ 「特に不足していると感じている人材」についての設問（複数回答可）には、「**早番や遅番の担当保育士**」(61.9%)が最も多く、次いで「産前産後休暇や育児休業、病気休業等代替保育士」(52.9%)、「障害児対応等担当の保育士」(41.6%)となっている。

○ 直近3年程度において**保育人材の不足により定員まで受け入れられなかったことが「ある」と回答した施設は2,369か所(25.3%)**、「ない」と回答した施設は6,966か所(74.3%)。

○ 「直近3年程度において、保育士・保育教諭を予定数どおり採用できたか」との設問には、「**常勤・非常勤のいずれも予定数どおり採用できた**」と回答した施設が**3,179か所(33.9%)**と最も多く、次いで「常勤・非常勤のいずれも予定数どおり採用できなかった」と回答した施設が2,579施設(27.5%)と続いた。

○ 採用面での課題については、「**給与等の待遇**」と回答した施設が**4,298(45.9%)**、次いで「都市部、近隣自治体への人材流出による母集団不足」と回答した施設が2,382施設(25.4%)となっている。

○ 求人募集（常勤職員）で効果のあった媒体・経路については、「**公共職業安定所**」と回答した施設は**3,664か所(39.1%)**と最も多く、次いで「**実習生の受け入れ**」と施設が3,171か所(33.8%)となっている。なお、**保保センター**と回答した施設は**819か所(8.7%)**、**民間職業紹介事業者**と回答した施設は**2,086か所(22.3%)**であった。

保育士の勤務時間に関する取扱い

- 最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則。
- ただし、一定の条件の下で、短時間勤務の保育士を定数にカウントすることができることとしているほか、待機児童解消のため、短時間勤務の保育士の活用に関し更なる要件緩和を実施している。

平成10年～

- 短時間勤務の保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務)について、次の①②をともに満たすことにより、定数にカウントすることを可能に。
 - ① 常勤保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
 - ② 常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。



令和3年～

- 待機児童解消のため市町村(※)がやむを得ないと認める場合に限り、各組・各グループに1名以上配置することとしていた常勤保育士についても、1名の常勤保育士を2名の短時間勤務の保育士で代替することを可能に。

(※)令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村。

(※)令和6年には、育児・介護等と就労の両立を可能とする観点から、育児や介護等により労働時間を短縮して就労する保育士(勤務時間短縮保育士)であっても最低基準上の定数にカウントすることができる旨、周知を行った。

障害福祉サービス等に係る
職場環境改善・生産性向上 (DX)

直接処遇業務の効率化・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の効率化や質の向上を図ることが必要。

<具体的な取組>

○ 見守り支援機器の活用促進

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・ 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助。

○ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○ 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

（令和6年度補正予算）

- ・ 障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の負担軽減

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を減らし、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

<具体的な取組>

○ 標準様式等の使用の基本原則化

- ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
- ・ 令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- ・ デジタル行財政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を令和6年度に策定。

○ テレワークの活用

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・ 管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

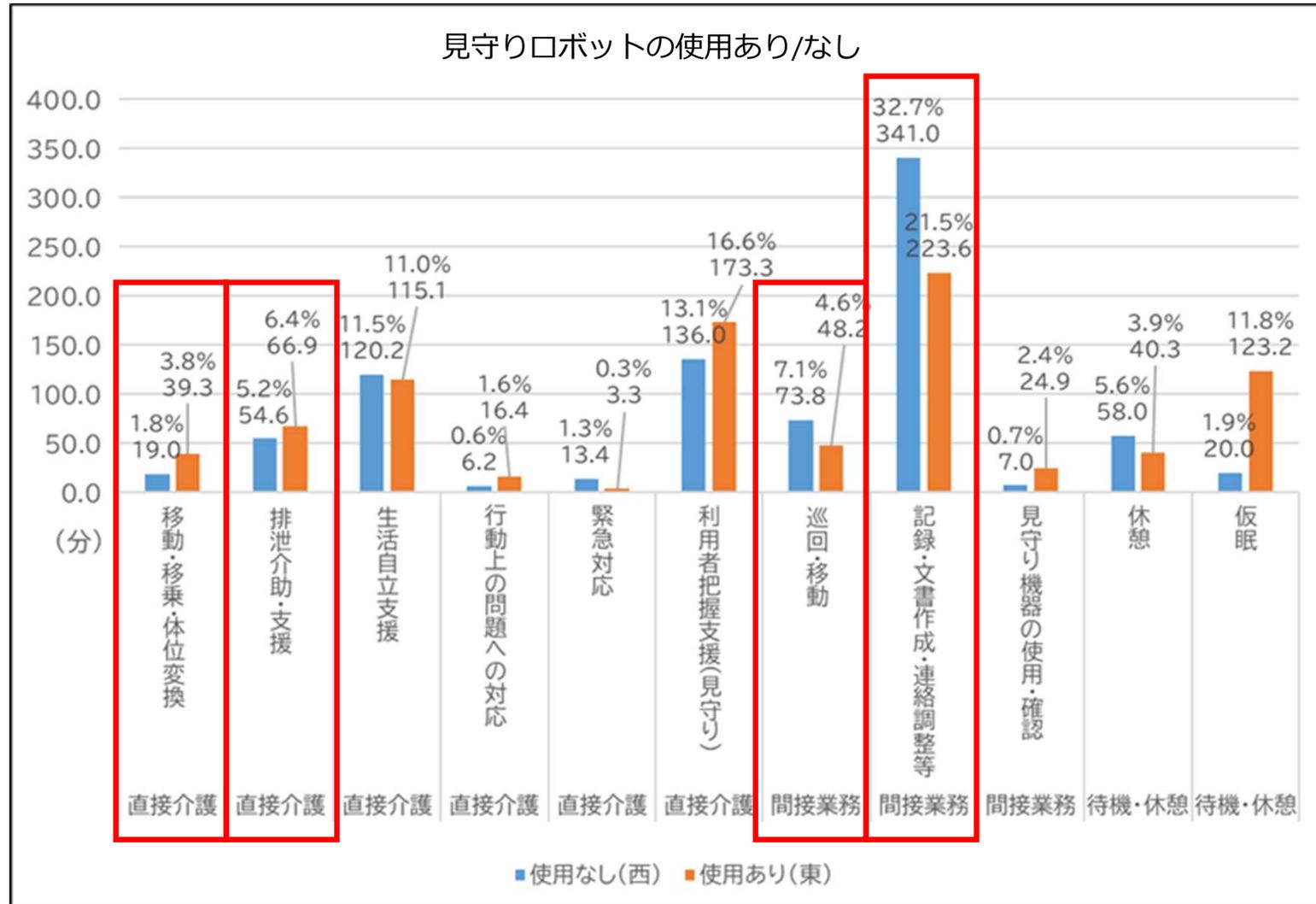
【調査概要】

調査施設：
障害者支援施設

調査方法：
見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援：
入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題：
徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証 (令和4年度障害者総合福祉推進事業)

【○障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、
⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会)：国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
3. 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助(上限：1,500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

【○障害者就労施設の経営改善等の支援】

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- ・ 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - ・ 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
 補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
 負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等その他の人員に関連する添付資料は求めないこと。
- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないこと。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

電子的に申請・届出を可能とするためのシステム整備の検討を巡る これまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）**電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備**について検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）
- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）**届出手段のワンストップ化を実現**する方向で検討する。（可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論）

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ （略）**令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討**する。

令和6年9月24日 「共通化の対象選定に向けた令和6年度の作業依頼について（案）」（国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第1回））

- ・ **事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性がある**ため、共通化の対象候補とする。
- ・ 厚生労働省は、**令和7年3月末までに**、共通化することが適当かを検討し、**共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。**
- ・ その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の**指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討**されたい。

※令和6年10月29日「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回）」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」が令和6年度共通化の対象候補として正式に決定

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ 電子的に（略）標準様式等を用いて申請・届出を可能とするためのシステム（以下「**電子申請・届出システム**」という。）の**整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。
- ・ （略）**届出手段のワンストップ化を令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。**

施策名:事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

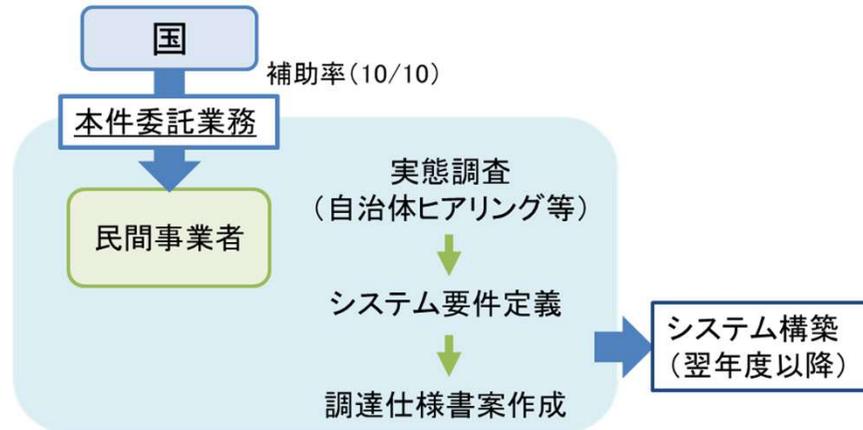
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

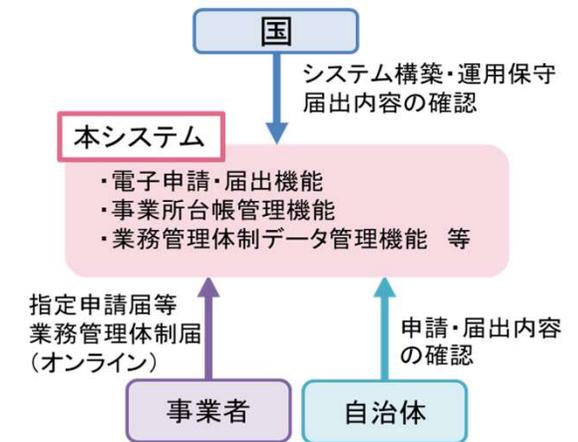
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- **規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）**において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、**事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の簡素化等の措置を講ずること**とされた。
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）**を发出**。

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要**がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う**。

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・ 指定申請時に提出すべき書類については、**吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ること**で足りるものとする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・ **サービス等利用計画の変更を不要**とする
 - ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、**障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要**とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いします**。

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算**する。

(例)
 - ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

【〇障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
 (障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

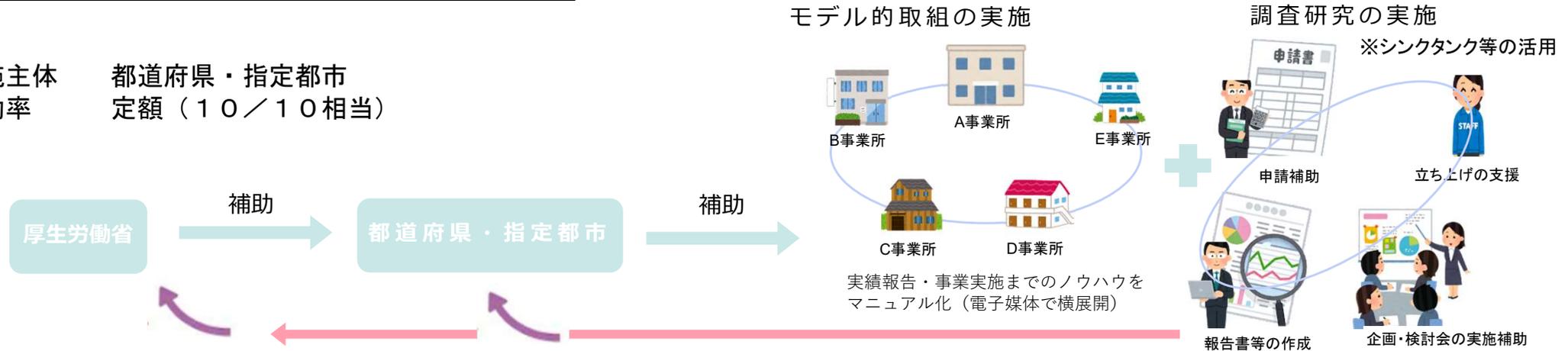
障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 都道府県・指定都市
 補助率 定額(10/10相当)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

障害福祉分野・優良事例の横展開のための支援策

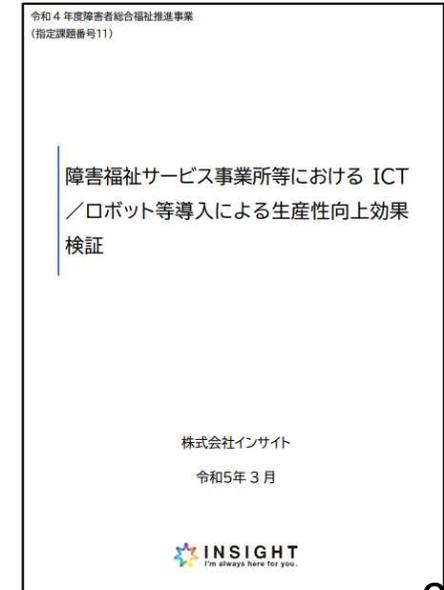
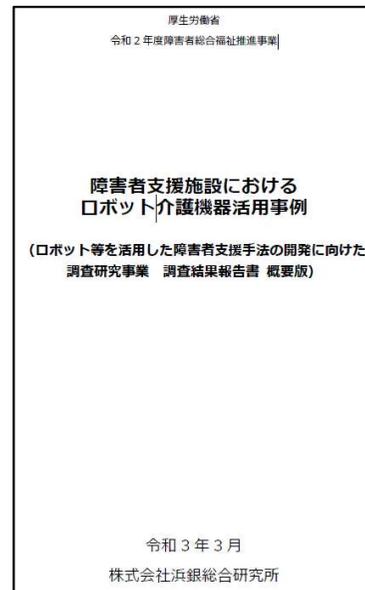
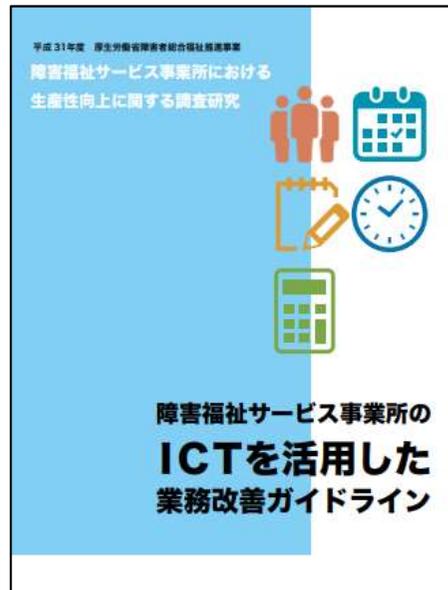
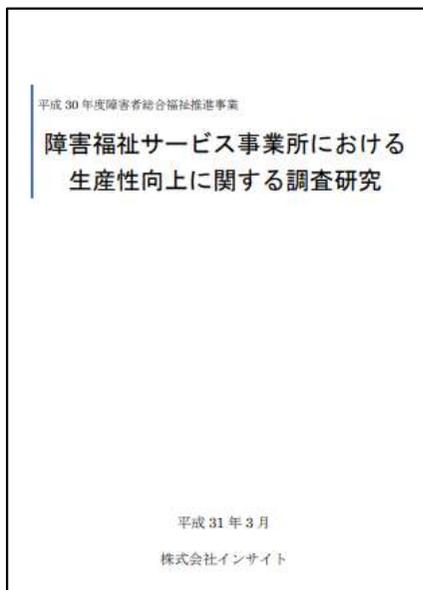
<既存施策>

- 厚生労働省では、障害福祉分野における生産性向上に関してこれまで以下の資料を公表。
 - [「障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究」](#)（平成31年3月）
 - [「障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン」](#)（令和2年3月）
 - [「障害者支援施設におけるロボット介護機器活用事例」](#)（令和3年3月）
 - 「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」（[分冊1](#)、[分冊2](#)）（令和5年3月）
 - [「障害福祉の職場環境改善事例集」](#)（令和6年6月）

<新規施策の方向（ニーズ・アイデア）>

- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施。

厚生労働省による障害福祉分野の生産性向上関係資料



保育に係る

職場環境改善・生産性向上（DX）

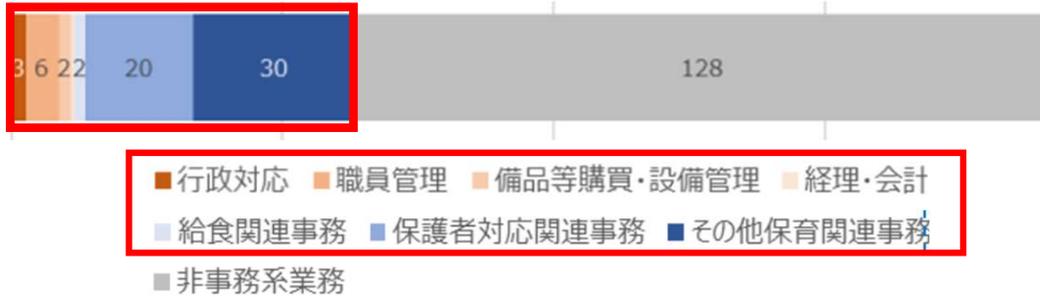
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談

✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）

情報収集

✓ 手續や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしなくても情報を得られない」といった意見

施設見学予約

✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）

入所申請

✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手續の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手續を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手續（手續/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】 **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する【R6補正】 **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算額 28億円

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。
- (7) 医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- (8) 今後の施策の検討に向けた基礎的なデータを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を行う。
- (9) こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、(1)の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（8に限る）

【補助基準額】（1）(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※1施設1回限り対象。ただし、新たにキャッシュレス決済システムを導入する場合には、過去に本補助金を活用して登降園管理等の他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア)1自治体当たり：5,000千円 (イ)1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※1施設1回限り対象

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(9) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器導入 1施設当たり20万円

【補助割合】（1）国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

*国：2／3、都道府県・市区町村：1／12、事業者：1／4

(3) (ア)国：1／2、市区町村：1／2

(イ)国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 国：1／2、都道府県：1／2

(6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(7) 国：1／2、市区町村：1／2

(8) 国：定額

(9) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4 (*国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

※(1)～(3)、(9)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2 (*国：2／3、自治体：1／3

((1)～(2)、(9)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

*自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

<既存施策>

- ハンドブックやガイドラインによる事例等の横展開を実施。



- 「保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック」
ICT導入の目的・種類・効果や、導入のステップやつまづきやすいポイントとその対策、ICT導入の事例をまとめたハンドブック。



- 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」
業務負担の軽減や業務の再構築を行うための、業務改善の手順と取組例を紹介するガイドライン。



- 「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」
業務改善のテーマや業務改善を可能にする保育現場の働き方・労務管理、業務改善実践事例を紹介する事例集。

<新規施策の方向>

- 保育ICTラボ事業

保育分野におけるICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資することを目的とする事業。（令和7年度より実施）

保育所等におけるはじめてのICT活用ハンドブック

Aタイプ type 保護者コミュニケーションが円滑になった事例

認定こども園美山こども園 兵庫県川西市

● 活用した ICT ツール **一斉配信** **写真撮影・販売**

● 導入効果

アプリの一斉配信で保護者に連絡することで、印刷物の準備を含めた手間が大きく削減されています。また、紙で連絡していたときはできなかった「既読確認」ができ、「渡した・渡していない」という認識の違いが解消されました。

写真販売のシステムを導入したことで、スマートフォンなどで写真を選び注文することができる上に、園側も金銭の管理をしなくてもよくなったため負担が軽減されました。



Gタイプ type 保育・監査等の記録を効率化した事例

認定こども園さくら 栃木県栃木市

● 活用した ICT ツール **保育日誌** **保育計画**

● 導入効果

保育日誌を ICT 化して 1 年ほど経ち、連絡帳の持ち帰り業務が減ったことを実感できるようになりました。保育日誌のスクリーンショットを保護者に共有したり指導計画にも活用したりすることで、保育者が同じことを何度も書く作業は、ずいぶん軽減されています。業務の効率化が進み、ノンコンタクトタイムを休憩にあてることも増えてきました。



STEP 02 導入の準備・環境整備

保育 ICT 利用環境の確認・整備

● タブレット等の端末は、最低でもクラスに 1 台とする
より効果的に活用する場合は保育者 1 人に 1 台あると良い



● Wi-Fiを整備する

園内のどこにいても保育 ICT ツールを活用できるため、有線よりも Wi-Fi (無線) の方が便利になる
⇒ パソコン・タブレットがない場合：ICT 化と併せて活用できる補助金について確認する

つまずき 01 資金的な不安がある P17 へ

予算の確保

● 事業者料金を確認する
事業者へ、下記についてかかる料金を確認する
・ Wi-Fi 等インターネット環境
・ タブレット等の端末
・ 保育 ICT サービスの月額料金等



● 予算を確保する

自園負担分と補助金分を整理しておく

⇒ 補助金・問い合わせ先について確認する

つまずき 01 資金的な不安がある **つまずき 02** 誰に聞けば良いかわからない P17 へ

手書きで作成する書類の負荷が大きい

ICTの活用状況	回答者数	そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	61.7%
ICTを利用しているが使いこなせていない	152	38.2%
ICTを利用しており使いこなせている	312	42.3%

-19.4 ポイント

残業が多い

ICTの活用状況	回答者数	そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	119	52.9%
ICTを利用しているが使いこなせていない	151	46.4%
ICTを利用しており使いこなせている	321	38.6%

-14.3 ポイント

資料作成などの業務を集中的に行う時間がとれていない

ICTの活用状況	回答者数	そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	70.0%
ICTを利用しているが使いこなせていない	150	65.3%
ICTを利用しており使いこなせている	317	60.6%

-9.4 ポイント

勤務時間内に自分の保育について振り返ることができている

ICTの活用状況	回答者数	そう思う・ややそう思う
ICTの導入や利用なし	120	33.3%
ICTを利用しているが使いこなせていない	153	32.7%
ICTを利用しており使いこなせている	321	46.1%

+12.8 ポイント

※表示している割合は、「手書きで作成する書類の負荷が大きい」(上段左の図の場合)などについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者の割合

※「ICTを利用しており、使いこなせている」は「自身は主なICTを使いこなせていると思うか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した者。「ICTを利用しているが、使いこなせていない」は同設問に対して、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者。P20の図も同様

※正規・常勤の保育者(施設長・園長、副施設長・副園長、教頭を除く)を集計対象とする。P20の図も同様

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度補正予算 1.9億円

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、別途実施する、保育ICTの導入状況に関する調査研究とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たったの伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体及び連携事業者等）による事業の実施を管理。

As is

保育施設 等職員

多くの
書類作成…



自治体ごとに
違う様式

重複した項目
を何度も作業



A市

B市

C市

給付請求や監査の書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設等は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- 自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 保護者からの施設見学予約や問合せへの**電話対応に時間を要する**
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複する**ケースもある

自治体 職員

入力作業が大変…



記入漏れ等があれば
施設に連絡



提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

- 保育施設等から提出された書類から必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取り**や、入所手続や制度、施設情報等に関する**保護者からの個別の問合せ対応にも多くの時間を要する**

子育て世帯



保活の負担が大きい

- 手続や施設の情報に散逸しているため、必要な**情報収集に手間と時間**が掛かる
- 施設見学は開園時間中に電話で予約**することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担
- 申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要があるので、**入所申請手続が負担**

To be

- ✓ 書類作成不要！
- ✓ 重複する報告も不要！
- ✓ 自治体独自の様式への対応も不要！

連携基盤



オンラインでのデータ連携により、アナログでの書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォームに入力・アップロードすることにより、アナログでの**書類作成を不要に**
- 給付・監査業務の**標準化を進め**、一度入力した情報を再度別の報告で入力する必要や、各自治体独自の様式に対応する必要も不要に
- 施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の**電話対応の負担が軽減**
- 保育施設等の**事務負担を軽減**することで、**子どもと向き合う時間を確保**

- ✓ システム入力の作業負担軽減！
- ✓ サポート機能でチェック作業も簡単に！

連携基盤



入力・審査業務の負担軽減

- 保育施設等から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**するとともに漏れ・誤りを防止
- 必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、**個別の問合せが減少**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

- ✓ 手続や施設の情報があまとまわって探しやすい！
- ✓ オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約や入所申請！
- ✓ 1つのシステム（＝ワンストップ）で手続きができるから迷わない！



保活の手続がワンストップで完結

- 以下の保活の手続が全てオンライン・ワンストップで可能に
- ①保活情報収集
 - ②施設見学予約
 - ③入所申請
- 保護者の負担を軽減**し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

課題

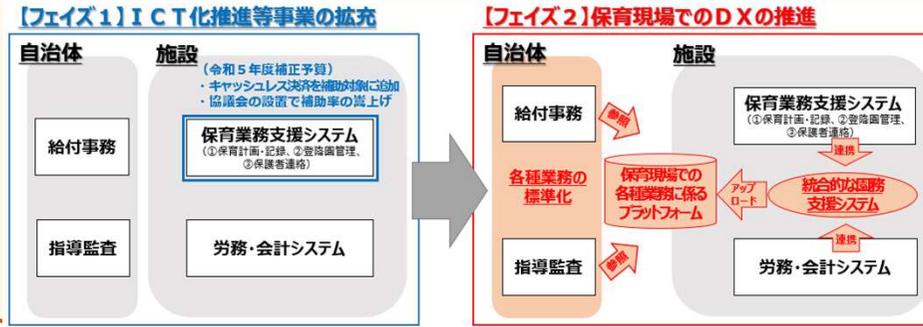
- 保育施設等のICT導入は限定的で、手書き、アナログの業務も多い。
- 給付・監査の事務で、多くの書類作成を求められている。
- 自治体によって、書類の様式も異なる。
- 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要

A市
B市
C市

対策

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育施設等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進。
- ◆ 給付・監査の事務の標準化を進めて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム（※）を整備。
- （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出、自治体は、施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンスオンリーを試行。



施設の
給付・監査事務
を効率化

効果

- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保。**
- 施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上**に関わる業務に注力。

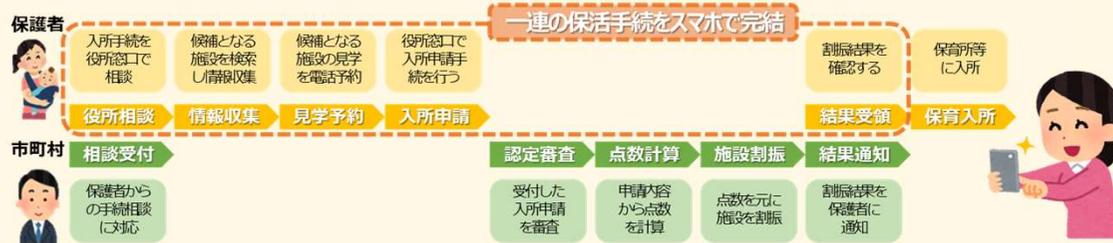
施設管理
PF

施設管理
PF

保活ワストップシステムの全国展開

- ◆ 入所申請や届出情報の標準化を進めて、保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡すための連携基盤を整備。
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワストップ・オンラインで完結。**
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込む**ことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワストップを試行。

保護者の
保活手続
を効率化



- 情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラで煩雑。
- 入所決定に多くの時間を要するため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、**見学予約に電話で対応。**
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。**

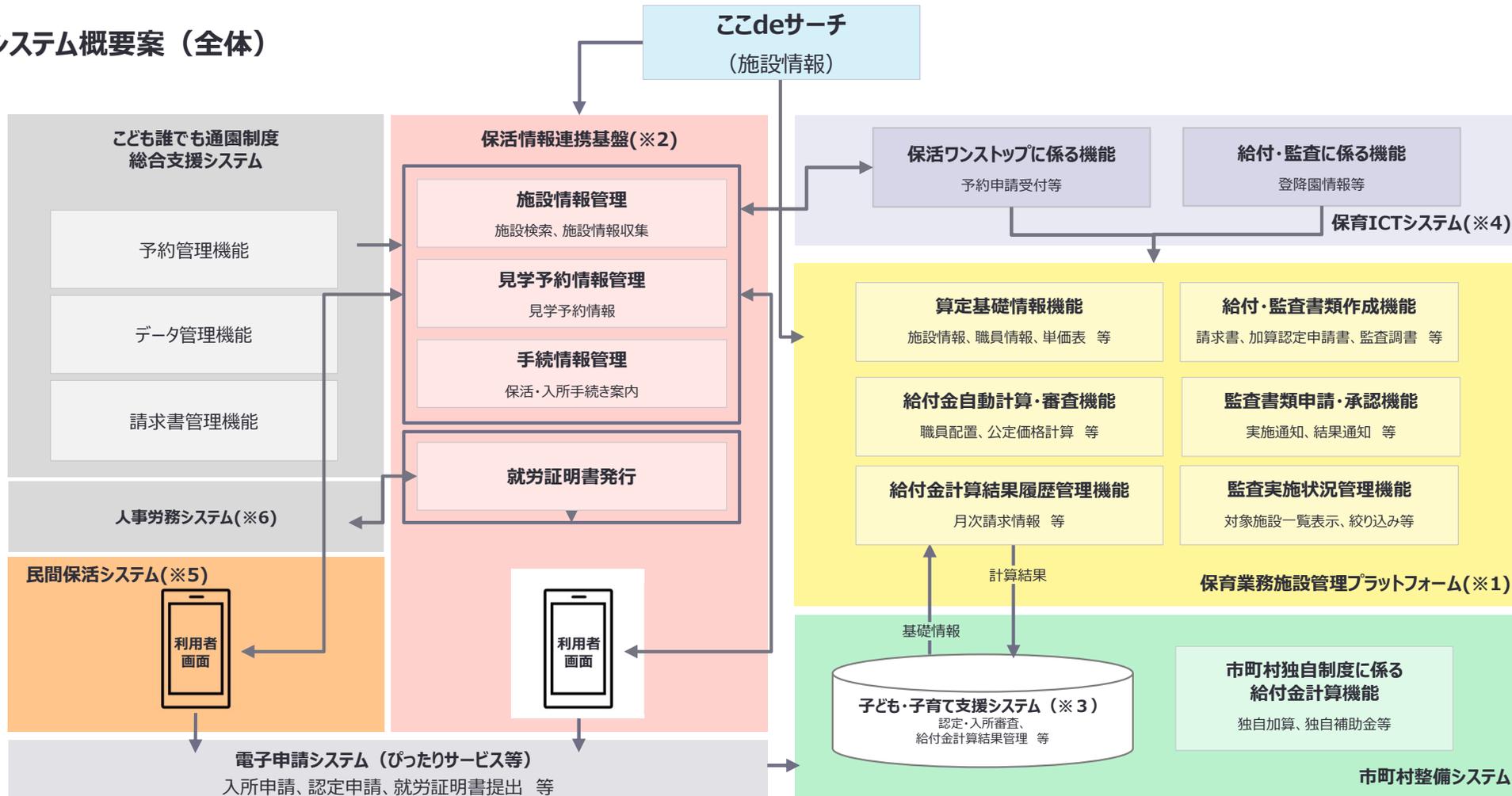
市役所

- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減。**
- 施設では、**見学予約をオンライン受付。**
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮。**
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上。**

5.2.1. システム概要案 (全体)

保育DXに係る、全体のシステム概要を整理しました。

システム概要案 (全体)



- (※1) 施設管理プラットフォームとは、給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現に向けて、保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うために国で整備する基盤のことを指す。
- (※2) 保活情報連携基盤とは、保活に関する一連の手続（施設検索・見学予約・就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを実現するために国で整備する基盤のことを指す。
- (※3) 子ども・子育て支援システムとは、子どものための教育・保育給付認定等に係る事務を行うために、国が定める標準仕様書に基づき各自治体で整備する基幹業務システムのことを指す。
- (※4) 保育ICTシステムとは、保育施設等で導入しているパソコンやタブレット端末を利用した保育業務支援システムを指す。
- (※5) 民間保活システムとは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムを指す。
- (※6) 人事労務システムとは、各保護者の勤務先企業において導入している、保護者の雇用形態や勤労実績等の管理を行うためのシステムを指す。

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンズオンリーを実現することにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等の場面で多くの書類作成が必要となっており、保育士等の事務負担が大きくなっている。また、自治体においても、多くの書類管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっている。

- こうした課題を解決し、保育における給付・監査等の業務のオンライン・ワンズオンリー（※）を実現するために、

（※）一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること

- ・ 保育施設等の保育ICTシステム
- ・ 自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）

等と連携し、

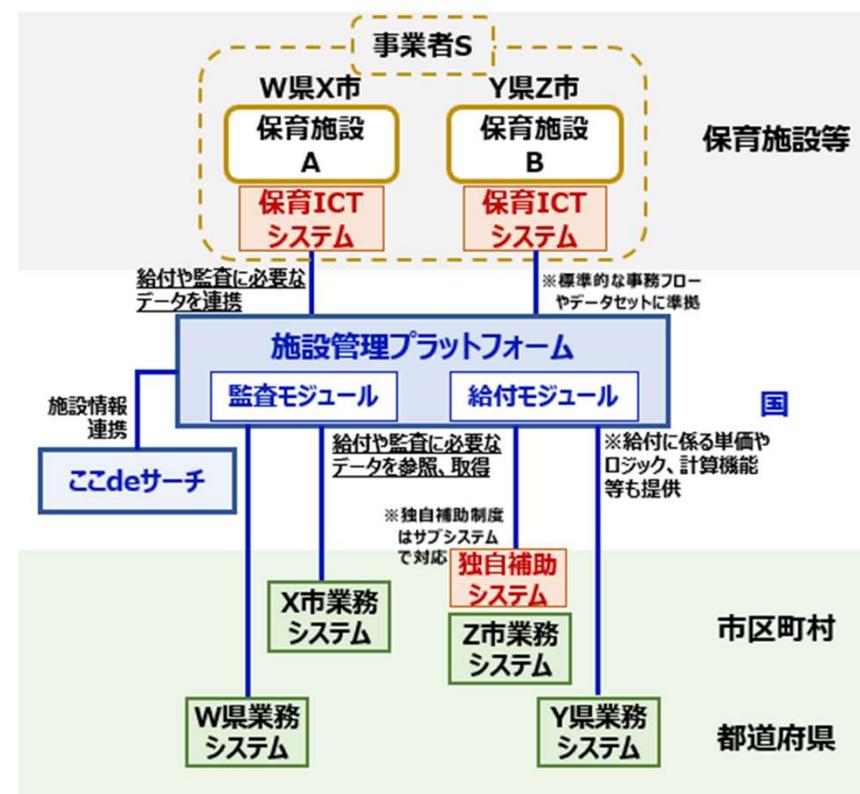
- ①給付・監査情報入力機能（加算認定申請、監査調書等）
- ②給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
- ③監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）

等の機能を有する全国的な基盤（施設管理プラットフォーム）を整備する。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。

※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

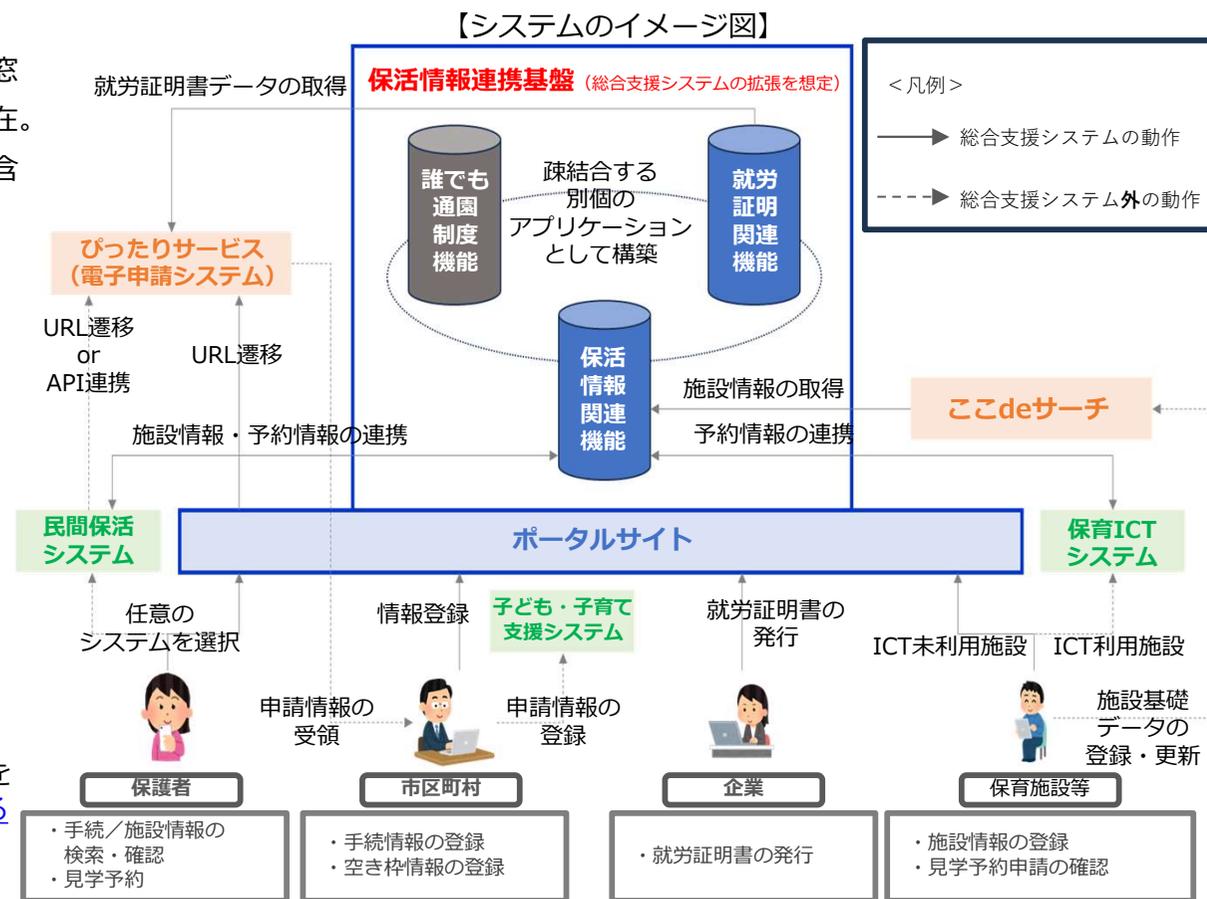
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出を含む。）のオンライン・ワンストップを実現し、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び自治体の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保育施設等への入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きいといった課題が存在。
 - こうした課題を解決し、保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現するために、
 - ・保護者が利用する民間保活システム
 - ・保育施設等の保育ICTシステム
 - ・自治体の電子申請システム 等と連携し、
- ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（利用者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 等の機能を有する全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備する（令和7年度中にこども誰でも通園制度のシステムの改修の中での構築を視野に入れて検討）。

※具体的な機能等については、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や「[保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会](#)」における議論等を踏まえつつ、検討。
 ※令和8年度のシステム改修に係る要件定義等も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

人材確保等に係る
プラットフォーム機能の充実

プラットフォームの役割等

○プラットフォームの役割

- ・介護事業者や介護福祉士養成施設、地域の支援機関などの関係者が議論する場
⇒形式的な議論の場ではなく、現場職員を含め地域の関係者がざくばらんに現状を共有し、介護人材確保等の課題解決に向けて議論をする場
- ・プロジェクト等の設置を通じた地域内の情報共有・連携による取組の推進
⇒地域の実情・課題に応じて、より具体的な内容を議論するプロジェクト等を設置し、意欲のある関係者を中心に取組を推進
- ・課題に対する公的機関等による支援
 - ✓地域における人材確保
⇒介護人材等の確保、人材養成の取組強化・介護助手の確保
 - ✓事業者への人材紹介
⇒無料職業紹介・潜在介護福祉士の復職支援
 - ✓雇用管理・職場環境の改善、生産性向上に係る支援

○事務局：福祉人材センターが担うことを念頭に、地域の実情に応じて設定

○対象地域：都道府県単位で設定するとともに、具体的な内容を議論・推進するプロジェクトにおいては、それぞれの地域の実情に応じた取組を促すため、より狭い圏域で設置することも可能（地域の実情に応じて、市町村単位や、複数市町村の圏域単位等）

○参画のメリット（例：介護事業者）

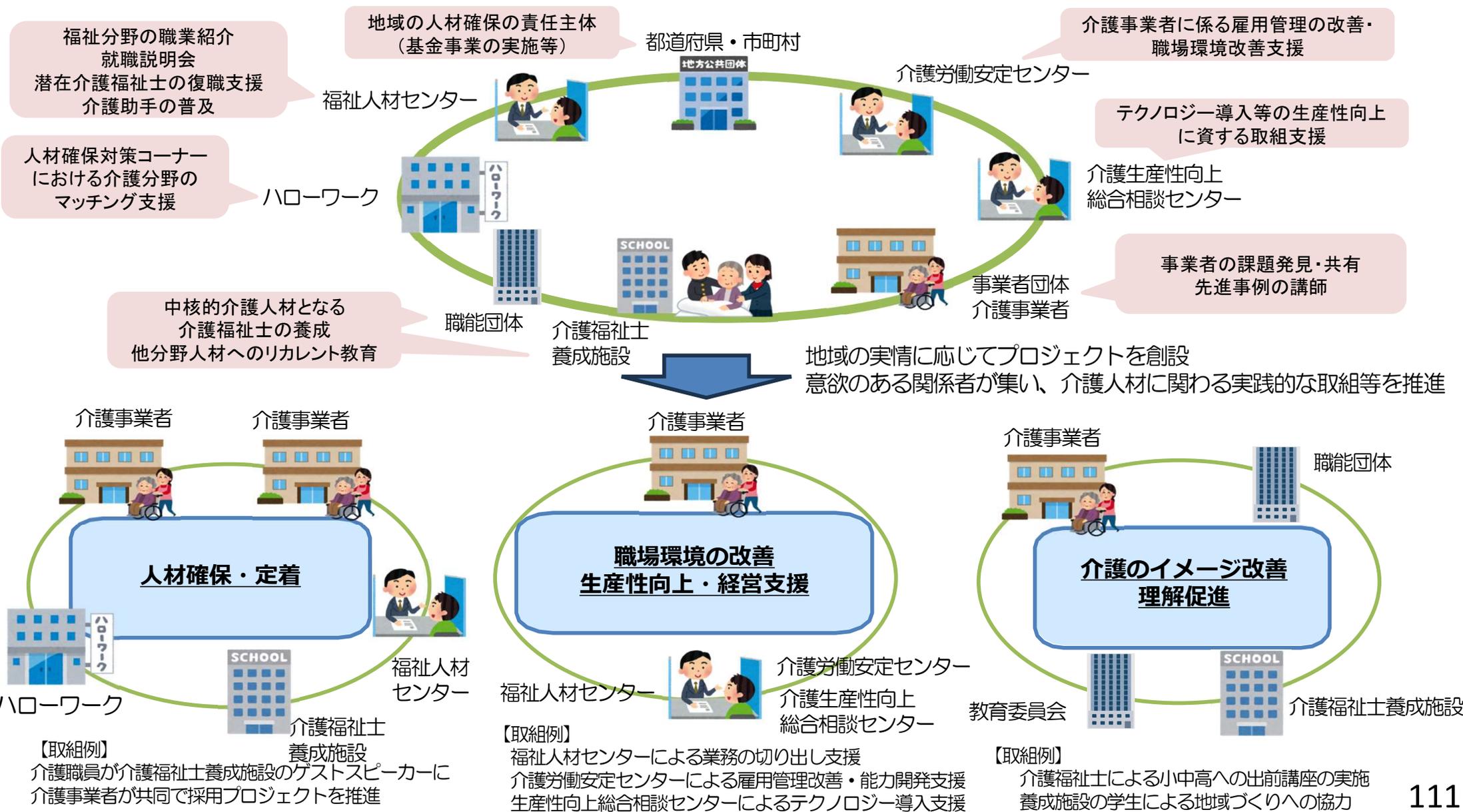
- ・人材不足の解消
- ・雇用管理・職場環境の改善、生産性向上に関する相談（小規模事業者への支援）
⇒必要に応じ、公的機関が個別支援を実施

○参画のメリット（例：介護福祉士養成施設）

- ・地域内の課題の把握
- ・実習先や就職先の確保
⇒地域の課題に応じた特色ある教育、他分野人材のリカレント教育などを実施

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。



福祉のお仕事紹介



福祉人材確保・定着実践研究会（R5実績）

県内福祉施設採用担当者の有志のネットワークを令和元年度から立ち上げ、本音で語り合える関係を構築。Zoomや対面での意見交換会をベースとしているが、「大学への出前事業」など実働面においても、連絡一本で多数の協力申し出があるなど、**県域の人材確保のために動けるネットワーク組織**となっている。

- ✓ 登録法人は45法人、各回10~20法人が参加。
- ✓ 各法人の「人材確保・定着」についての情報交換と併せ、県域で取り組めるアイデアなど、**「静岡県全体の福祉人材確保・定着」のために何ができるのかを協議している。**

<令和5年度に実施した会議>

- 夜勤（啓発マンガの企画会議）
- 福祉系養成校（大学教員）と施設の意見交換会
- ダイレクトリクルーティング／学生へのWEBアプローチ
（※ゲスト FACE to FUKUSHI）
- 求職者の動向・紹介会社の戦略編
（※ゲスト 県内の人材紹介・派遣会社）



「事務局案に意見をもらう」ではなく
現場目線で一緒に考える場

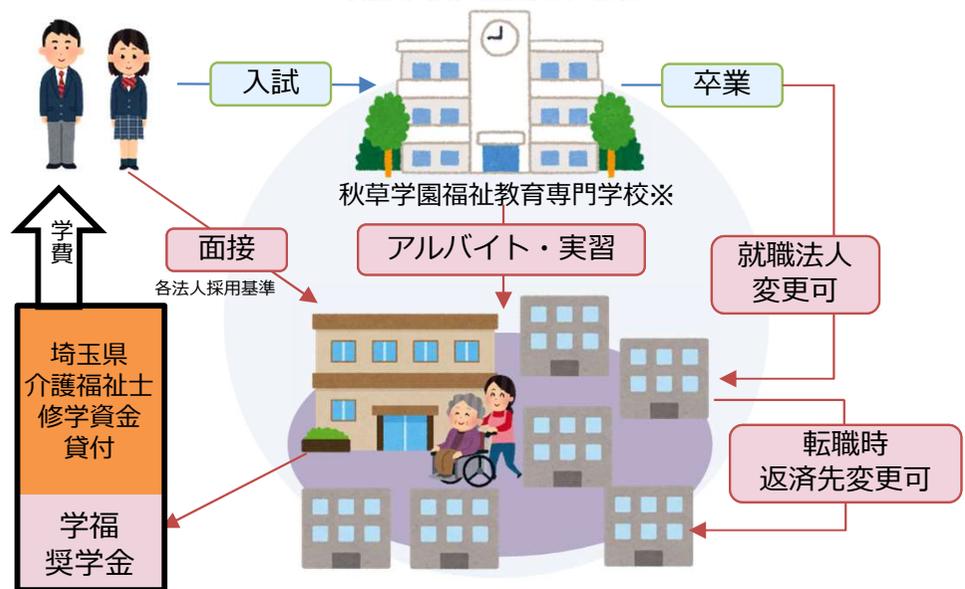
学福連携プロジェクト ～近隣社会福祉法人・養成施設間の連携～

1 概要

- 埼玉県内地域の7つの社会福祉法人と1つの介護福祉士養成校※が連携し、**地域貢献事業として奨学金を設立**。将来地域で中核的役割を担う介護福祉士の育成に協働して取り組む。
- プロジェクトの柱は「奨学金」と「連携授業」の二つ。養成校入学者の確保から育成・定着の取り組みを地域連携の中で一貫して実施。

奨学金制度

- 埼玉県の奨学金と学福奨学金の利用をプランとして推奨。
- 修学期間中は、学生が選択した法人から奨学金が支給される。
- 卒業生も多い参加法人でアルバイトや実習経験。ミスマッチを予防。
- 卒業後は他のプロジェクト参加法人に就職先を変更することも可能とし、参加法人間で学生・職員を育てる環境を形成している。
- 就職後、参加法人内の転職であれば奨学金返済先を変更できる。

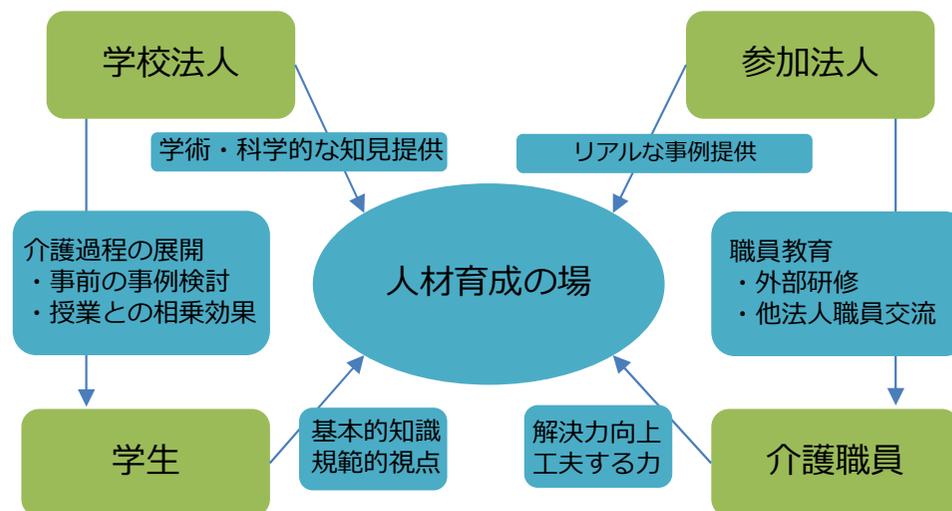


○事業種別も豊富
高齢者介護、障害福祉
→入所、通所、居住、就労等

※社会福祉法人 桑の実会 社会福祉法人 至福の会 社会福祉法人 博寿会 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 社会福祉法人 埼玉医療福祉会 聖久会 美咲会

連携授業

- 参加法人の現場職員が養成校へ出張。模擬事例ではなく、実際の現場事例を用いた事例検討会等を行い、職員のキャリア形成、学生には職業的自立に必要な能力の習得や職業意識の形成を図っている。



★その他様々な連携授業プログラム、人材育成の場を企画

目的

介護助手の導入により介護サービスの質の向上や業務効率化・労働環境の改善を図り、介護職員の確保・定着につなげる。また、無理のない範囲で働ける柔軟な勤務形態を取り入れ、多様な人材を雇用することで、地域住民の健康や生きがいがづくり、社会参加を促し、誰もが支え手となって地域の力で介護を支える取組みを地域全体で推進する。

取組内容

富山短期大学（県介護福祉士養成校協会事務局）が実施する「地域からの介護人材参入促進事業」と連携し、入門的研修受講者への周知活動を行い、介護助手就労希望者の掘り起こしとマッチングを支援する。
併せて、学校と福祉人材センターそれぞれが持っている介護助手の採用可能性がある事業所情報を共有することにより、効率的なマッチングを図る。

令和6年度 地域からの介護人材参入促進事業（県委託事業）

富山短期大学

(1) 地域住民等への出前講座
介護福祉士養成校の学生や卒業生を公民館や、小中学校に派遣

老化や認知症、障害
介護の仕事とその魅力、
Well-beingな地域づくり他

介護ロボット・ICTを
活用した
介護の仕事とは



魅力発信
理解促進



参加
周知

(2) 介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的実施

① 入門的研修基礎講座
ウエルビーイング介護サポーター初級(3H)
講義から学ぶ

修了者	富山西	富山北	計
基礎	49	45	94
体験	18	14	32

② 入門的研修業務体験
ウエルビーイング介護サポーター中級(3日)
ふれあいから学ぶ

③ 入門的研修入門講座
ウエルビーイング介護サポーター上級(18H)
基礎知識・技術を
分野ごとに学ぶ

	富山西	富山北	計
修了	14	9	23

修了証授与式・懇談会
センターの役割・機能を地域へ周知
参加者の学びや考えの共有
→ 相談しやすい関係づくり

- ① 福祉人材センターの紹介
- ② 介護助手の働き方
- ③ 具体的な事例紹介
- ④ お仕事相談 など

各講座終了時点での介護助手・ボランティアの希望

	回答数	希望	検討中	希望なし	無回答
基礎	94	14(15%)	52(55%)	24(26%)	4(4%)
入門	26	4(15%)	17(65%)	2(8%)	3(12%)

※入門講座の回答は最終日に参加したが終了していない人も含まれる

求職登録・マッチング

就労7人、マッチング中1人、春に予定3人、ポジティブに検討中4人

連携

富山県福祉人材センター

介護を理解し応援する、ボランティアとして参加する、介護助手としてはたらく、介護職へステップアップなど、一人ひとりに合ったできるかたちで活躍を！



介護助手等普及推進員

参加
求職登録促進

介護職員初任者研修等の受講支援に資する 主な地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

①初任者研修費用の助成

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R5年度 実施自治体数
介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、 介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修 や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等 に要する経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （39自治体）

※ 受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者等が、教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けた介護職員初任者研修を受講し、修了した場合、受講料の最大50%（上限25万円）（特定一般教育訓練の場合）の支給を受けることが可能。

②その他支援（代替職員確保、研修の実施、事業所内の学習支援等）

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R5年度 実施自治体数
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、 研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）
外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、 都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）	都道府県	各都道府県 （34自治体）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、 受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。	EPA介護福祉士候補者の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （38自治体）
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、 介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援 、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、 外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。 また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （25自治体）

実務者研修受講にあたっての支援

1 受講者に対する受講費用の支援

	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	教育訓練給付金
貸付／給付	貸付（返還免除要件あり）	給付
金額額	20万円	専門実践：受講費用の最大80%（年間上限64万円） 特定一般：受講費用の最大50%（上限25万円） 一般：受講費用の20%（上限10万円）
財源	生活困窮者就労準備支援事業費補助金	雇用保険料
対象者	実務者研修実施施設に在学する者	在職者又は離職後1年以内の者であって、受講開始日時時点で雇用保険の被保険者期間が3年以上（※初めて受給する者について、専門実践の場合は被保険者期間が2年以上、特定一般・一般の場合は被保険者期間が1年以上）の者
窓口	各都道府県社会福祉協議会	ハローワーク
その他	実務者研修実施施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、登録した日から2年間引き続き介護の業務に従事した場合に、返還免除	

2 地域医療介護総合確保基金における支援（国負担2／3）

事業名	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業
事業内容	現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護人材のキャリアアップに資する各種研修等の実施のための経費に対し助成する。	介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。
事業対象者	介護施設、事業所等	介護施設、事業所等	介護施設、事業所

ハローワークにおける人材確保支援について

支援の概要

- 医療・介護・保育分野等の人材確保を強化するため、主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置（全国118カ所に設置し、専任のスタッフを配置）

＜コーナーにおける支援内容＞

- ・求人者に対し、求職者のニーズを踏まえ、求人充足のための求人条件の見直しや求人票の書き方のコンサルティング
- ・求職者に対し、担当者制（マンツーマン方式）によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・業界団体、関係機関等と連携した業界の魅力発信・求職者の掘り起こし、ツアー型面接会や就職面接会などのマッチング機会の提供

支援実績（医療・介護・保育）

- 人材確保対策コーナーを通じ、**約5.3万人が就職**（ハローワーク全体（3分野）では**約17.2万人**（令和5年度））
- 業界団体・自治体等と連携したセミナー、就職面接会、職場見学会を延べ約5,800回開催（令和5年度）

取組事例（医療・介護・保育）



〔ツアー型面接会〕（看護）

看護師等を募集している病院での面接と施設見学をセットにし、ハローワーク職員が同行して実施



〔お仕事相談会〕（介護）

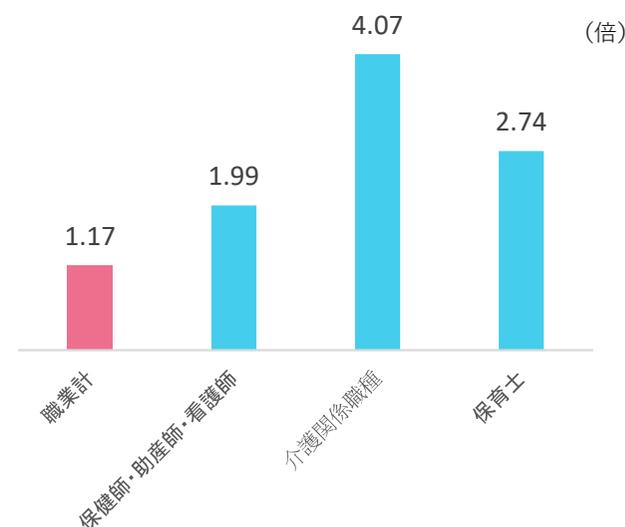
介護ロボットの展示・体験会と併せた就職相談会を県と連携して開催



〔保育セミナー〕（保育）

未経験・ブランクのある有資格者を対象に、保育施設の種類の、保育所の一日の流れ等を説明するセミナーを開催

〔参考〕有効求人倍率（2023年度平均）



(公財) 介護労働安定センターによる相談援助

相談援助の内容

主に小規模事業所や開業間もない事業所に対して、個々の事業所の課題を把握し、必要な情報の提供や相談援助を行う。課題に応じて社会保険労務士、中小企業診断士、医師・看護師、キャリアコンサルタント等の専門家の無料相談を実施する。

■雇用管理等に関する相談

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題整備について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどが相談に応じる。

- **人事制度** 勤務体系・職務基準・人事考課など
- **賃金体系** 昇給・各種手当・賃金規定など
- **就業規則** 労働基準法・就業規則見直しなど
- **助成金の活用等** 助成金を活用した雇用管理環境の整備など

■健康管理やメンタルヘルス等の相談

介護の職場で働く方の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師・理学療法士・産業カウンセラーなどが相談に応じる。

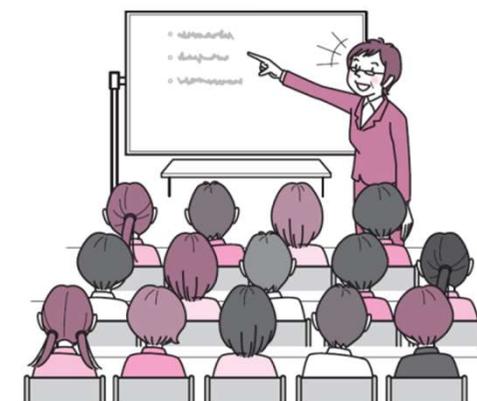
- **健康管理** 腰痛予防や感染症予防など
- **ストレス対策／メンタルヘルス** ストレスの軽減方法や精神衛生の確保など

■教育・研修にかかるご相談

職業能力（介護職員の研修・スキル）の向上を目指し、介護事業主の抱える課題について民間専門家がアドバイスをする。

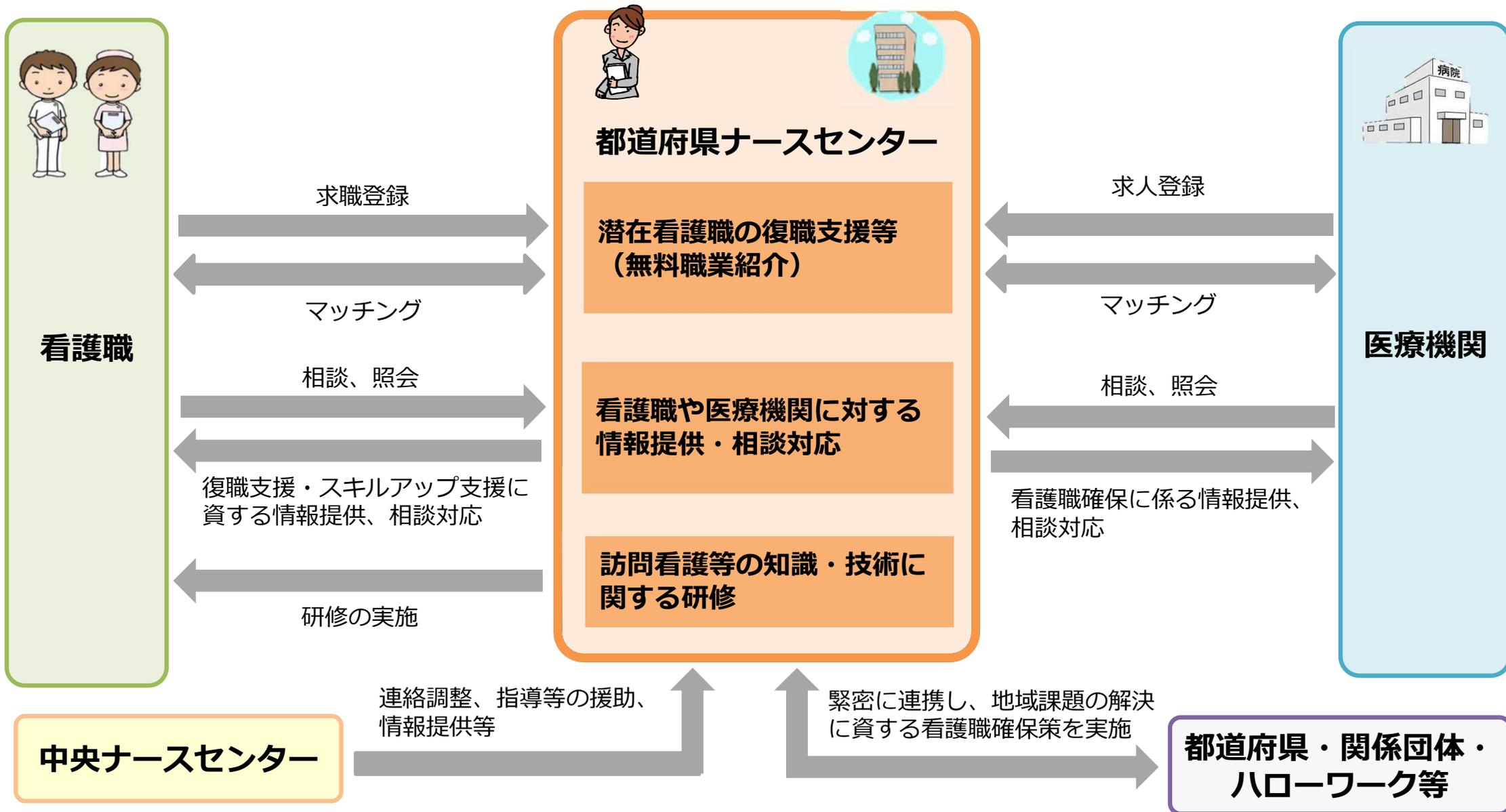
【ご相談事例】

- 研修計画の策定
- リーダー職員の育成
- キャリアパスの構築
- 助成金を活用した職員研修計画



都道府県ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見通し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

都道府県ナースセンターと地域の関係組織の連携に基づく取組例

◎ 大分県ナースセンター

- ・日本看護協会の訪問看護総合支援センター試行事業としてナースセンターと訪問看護ステーション協議会が協力し、Webによる訪問看護ステーション就職ガイダンスを実施。県内の訪問看護ステーションが自ステーションや訪問看護の魅力を紹介する動画を作成し、大分県看護協会ホームページに掲載。
- ・Web就職ガイダンスを実施した訪問看護ステーションへはインターンシップが可能となっており、インターンシップに係る調整はナースセンターが実施。見学に限らず、指導者とともに同行訪問し看護実践を行うことも可能。
- ・動画の作成やインターンシップ実施を通して、就職者を確保した他、ナースセンターと訪問看護ステーションとのコミュニケーションが緊密になり、ナースセンターの就業相談の質向上にも寄与。

◎ 愛知県ナースセンター ※訪問看護総合支援センターと連携

- ・訪問看護総合支援センター（愛知県看護協会）が訪問看護に関する取組の方向性を定めながら、ナースセンターが訪問看護人材の就業・定着支援を実施し、教育センター（愛知県看護協会）が教育や看護の質向上のための事業を実施。こうした連携に基づく取組によって、訪問看護推進に向けた一体的な支援を実施。
- ・訪問看護に従事して間もない職員に対してはナースセンターが研修を行い、訪問看護に係る管理者や認定看護師向けの研修については、教育センターが実施。それぞれのノウハウを活かして、訪問看護に係るニーズに対応した研修を実施。

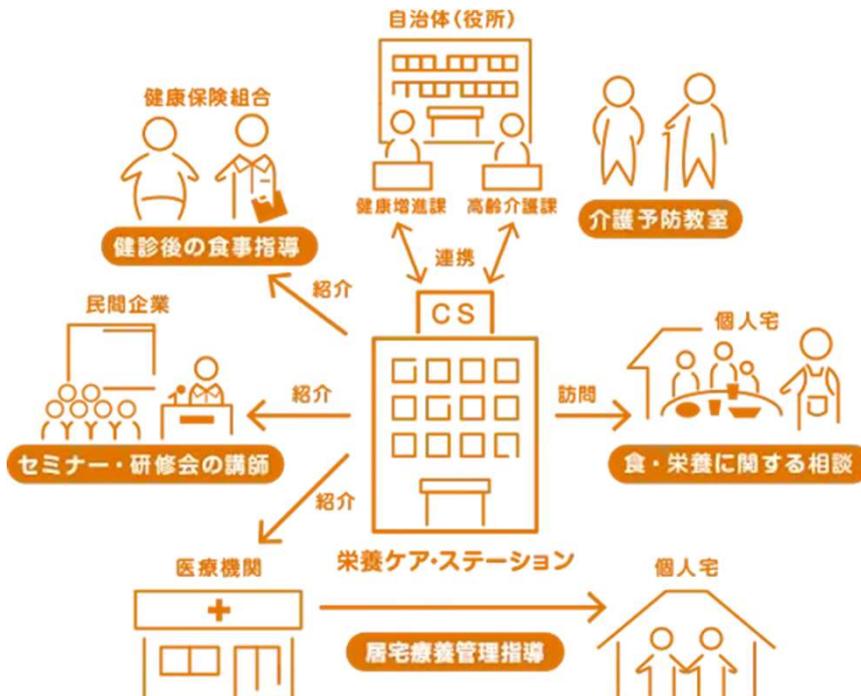
◎ 富山県ナースセンター ※富山県訪問看護総合支援センターと連携

- ・ナースセンターにおいて、①養成研修、②従事者研修、③管理者研修という3つのターゲットに応じた訪問看護に係る研修を実施。③管理者研修については、人材育成・安定的な経営に資する研修へのニーズが高いことから、訪問看護総合支援センター（富山県看護協会）が追加的に研修を実施。
- ・こうした訪問看護に係るニーズに対応した研修を実施し、ナースセンターにおいて職業紹介を実施するとともに、訪問看護総合支援センターにおいて、訪問看護ステーションの運営等に関する相談や訪問看護の普及啓発、及び人材発掘・育成を実施することによって、訪問看護推進に向けた一体的な支援を実施。

栄養ケア・ステーション

- 栄養ケア・ステーションは、管理栄養士・栄養士が地域住民の日常生活の場で栄養ケアを実施・提供するための地域密着型の拠点として、日本栄養士会が平成19年に開設したものの。
- 日本栄養士会や各都道府県栄養士会直営の栄養ケア・ステーションのほか、日本栄養士会が民間事業者等を個別に認定する「認定栄養ケア・ステーション」、「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」の3つに分類され、全国545か所に設置、管理栄養士・栄養士が約5,200人登録されている(2024年4月1日現在)。
- 地域住民、自治体、健康保険組合、民間企業等を対象に、日々の栄養相談、特定保健指導、セミナー・研修会講師、調理教室の開催等、利用者からの依頼を受け、登録している管理栄養士・栄養士の中から依頼内容に沿った者を紹介、従事する。
- そのほか、都道府県や市町村の保健事業の受託や、管理栄養士が行う栄養指導の一部は診療報酬・介護報酬でも評価※されている。

※ 診療報酬及び介護報酬で評価されるのは、日本栄養士会や各都道府県栄養士会直営の栄養ケア・ステーションのみ



都道府県栄養士会栄養ケア・ステーション(110カ所)

地域の栄養ケア・ステーション同士のネットワーク形成、人材育成・支援、企画等を行うほか、管理栄養士・栄養士の登録、認定栄養ケア・ステーションの申請窓口も担う。

認定栄養ケア・ステーション(335カ所)

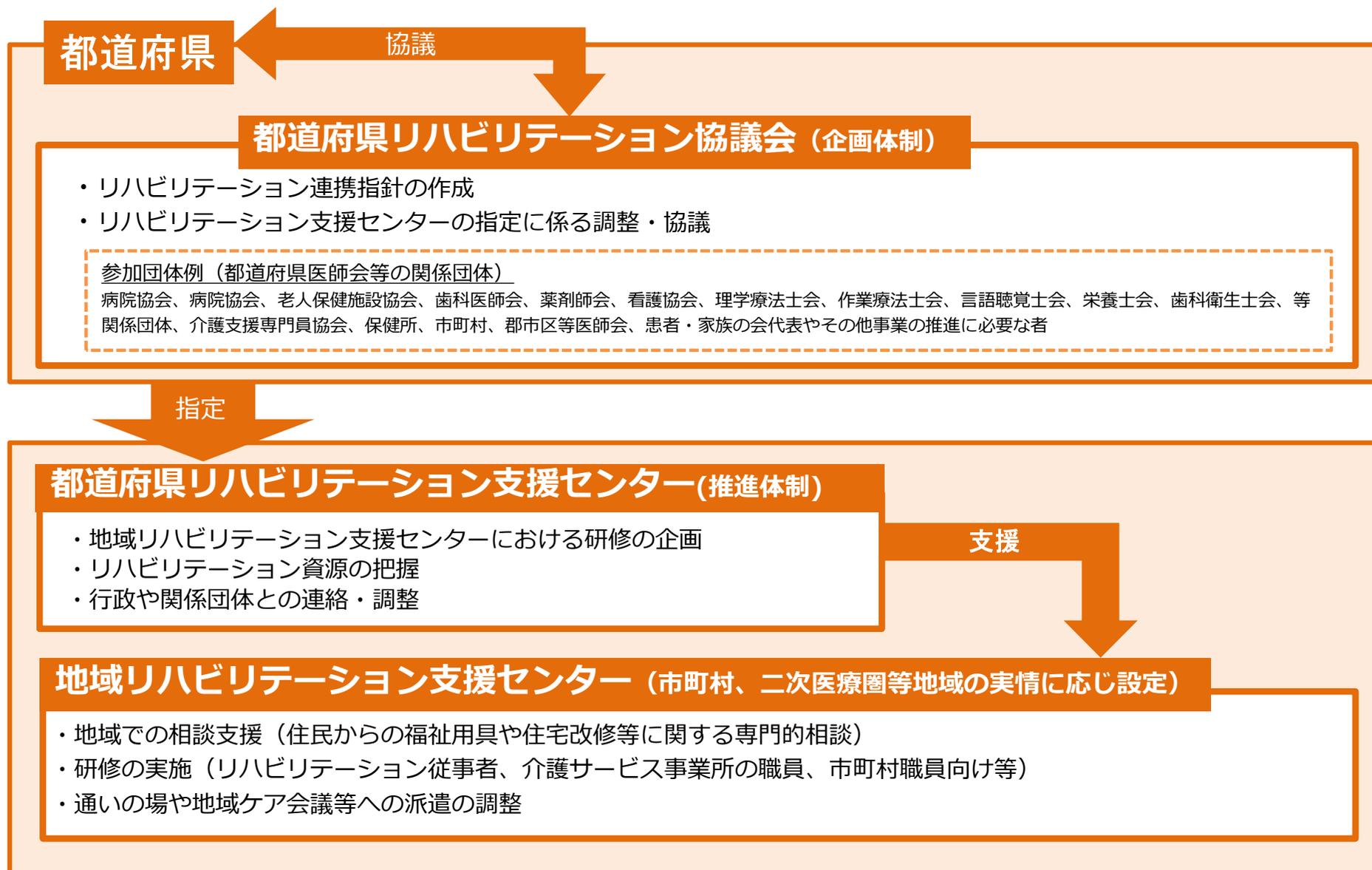
地域で栄養ケアに従事する管理栄養士・栄養士又は事業者に対して、日本栄養士会が商標を有する「栄養ケア・ステーション」の標榜使用を認める(薬局等)。

機能強化型認定栄養ケア・ステーション(100カ所)

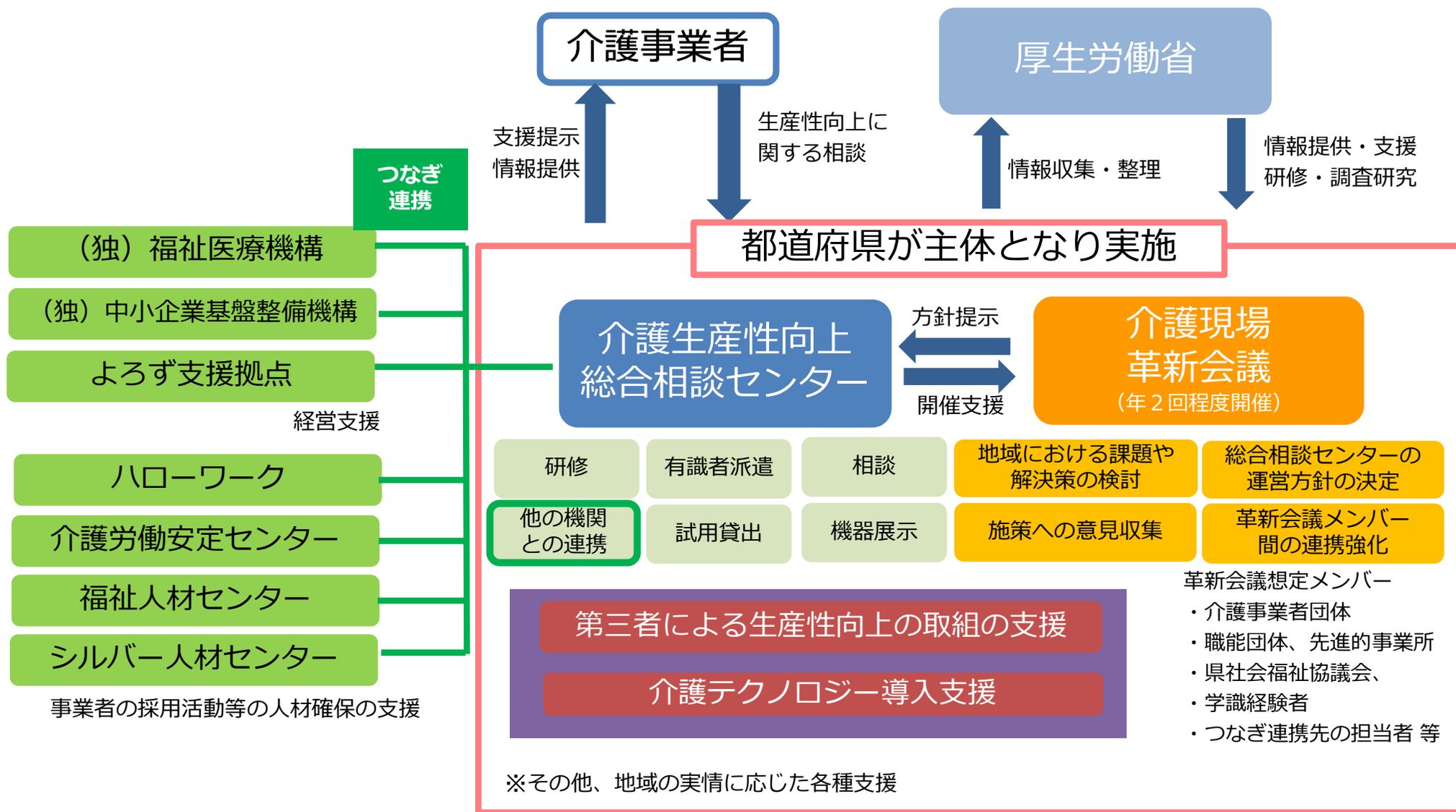
認定栄養ケア・ステーションの機能に加え、傷病者の療養並びに介護又は支援を要する者について、低栄養状態等の改善上必要な複雑困難な栄養管理等を担う。医療・介護での栄養ケア提供体制が整備され、地域住民のための栄養ケアの拠点としての適格性を有すると認定した事業所が、機能強化をした認定栄養ケア・ステーションとなる(医療機関や介護保険施設等)。

地域リハビリテーション体制（イメージ）について

- 地域リハビリテーション推進のための指針における、都道府県における望ましい地域リハビリテーションのイメージは以下のとおり
- 都道府県は、協会の設置や支援センターの指定を行い、事業実施を推進することで、市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化を支援



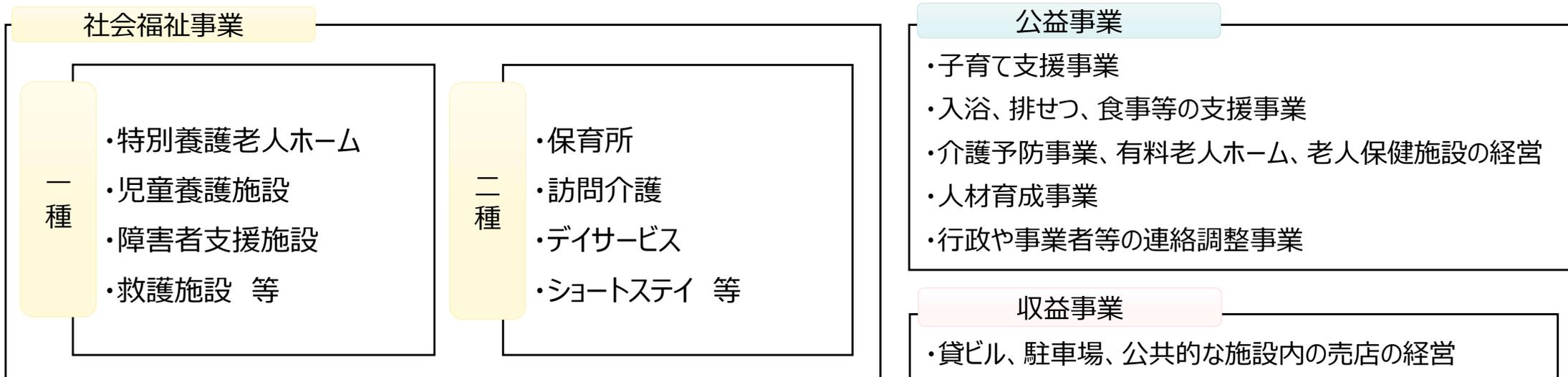
都道府県における生産性向上の取組の促進策の全体像



社会福祉法人等の経営支援、
社会福祉連携推進法人のあり方

社会福祉法人制度とは

社会福祉事業を主たる目的として実施。他に、公益事業、収益事業を実施できる



※1 社会福祉法人が行う事業(法人税法上規定された収益事業を除く)による所得については、法人税は非課税

※2 社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税は非課税

非営利法人として、①法人財産に持分なし ②剰余金の配当なし ③残余財産の分配なし

特徴

- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益(剰余金)の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 (最終的には国庫) に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

社会福祉法人数の推移

- ✓ 社会福祉法人の数は、鈍化はしているものの、引き続き、増加している。（令和4年度→令和5年度：5件増）



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は福祉基盤課調べ）

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金を福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

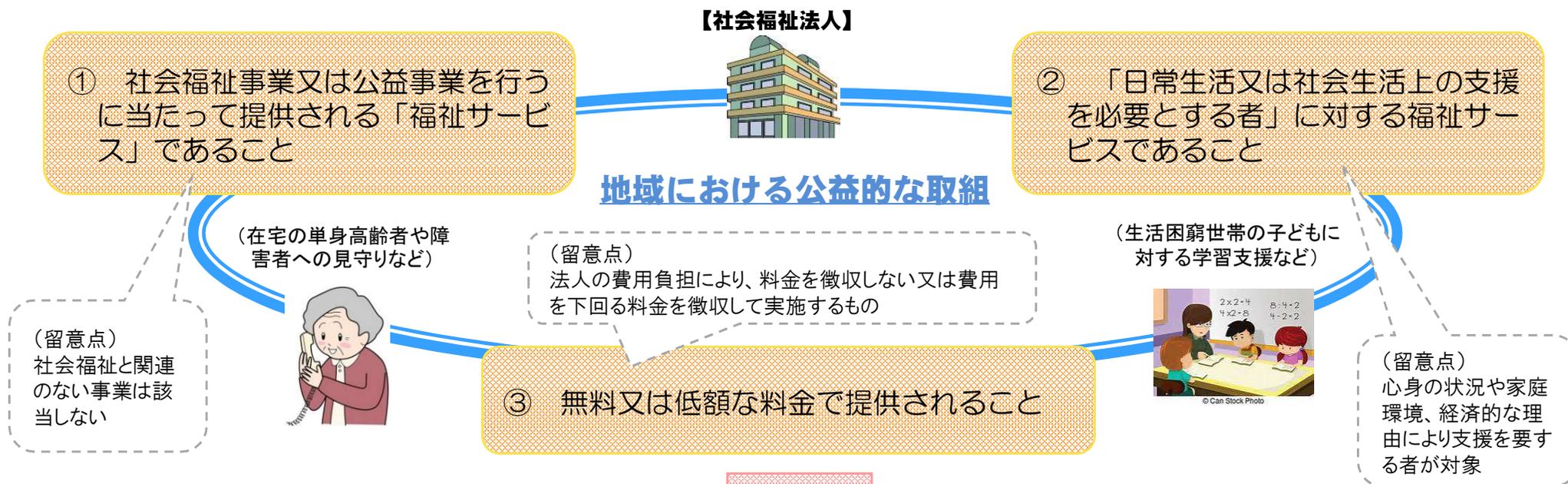
平成28年改正社会福祉法の措置内容	措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	<p>○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。</p> <p>○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備</p> <p>○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備</p> <p>○一定規模以上の法人への会計監査人の導入</p> <p>経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む</p>
2. 事業運営の透明性の向上	<p>○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大</p> <p>○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等</p> <p>H29より財務諸表等電子開示システムを運用</p> <p>財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※21,024法人/21,086法人(令和6年11月14日時点)</p>
3. 財務規律の強化	<p>○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等</p> <p>○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化</p> <p>○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ</p> <p>—(把握している罰則適用事例はない)</p> <p>社会福祉充実財産総額 3,795億円(前年差126億円減) ※福祉基盤課調べ(令和6年10月1日時点)</p> <p>社会福祉充実財産発生法人は全体の7.7% ※1,623法人(令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ)</p>
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	<p>○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定</p> <p>地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 71.0% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和6年4月1日時点)</p>
5. 行政の関与の在り方	<p>○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ</p> <p>○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備</p> <p>○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備</p> <p>H29に指導監査ガイドラインを策定・公表</p> <p>勧告件数 13件 公表件数 0件 ※出典:福祉行政報告例(令和5年度実績)</p> <p>H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置</p>

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

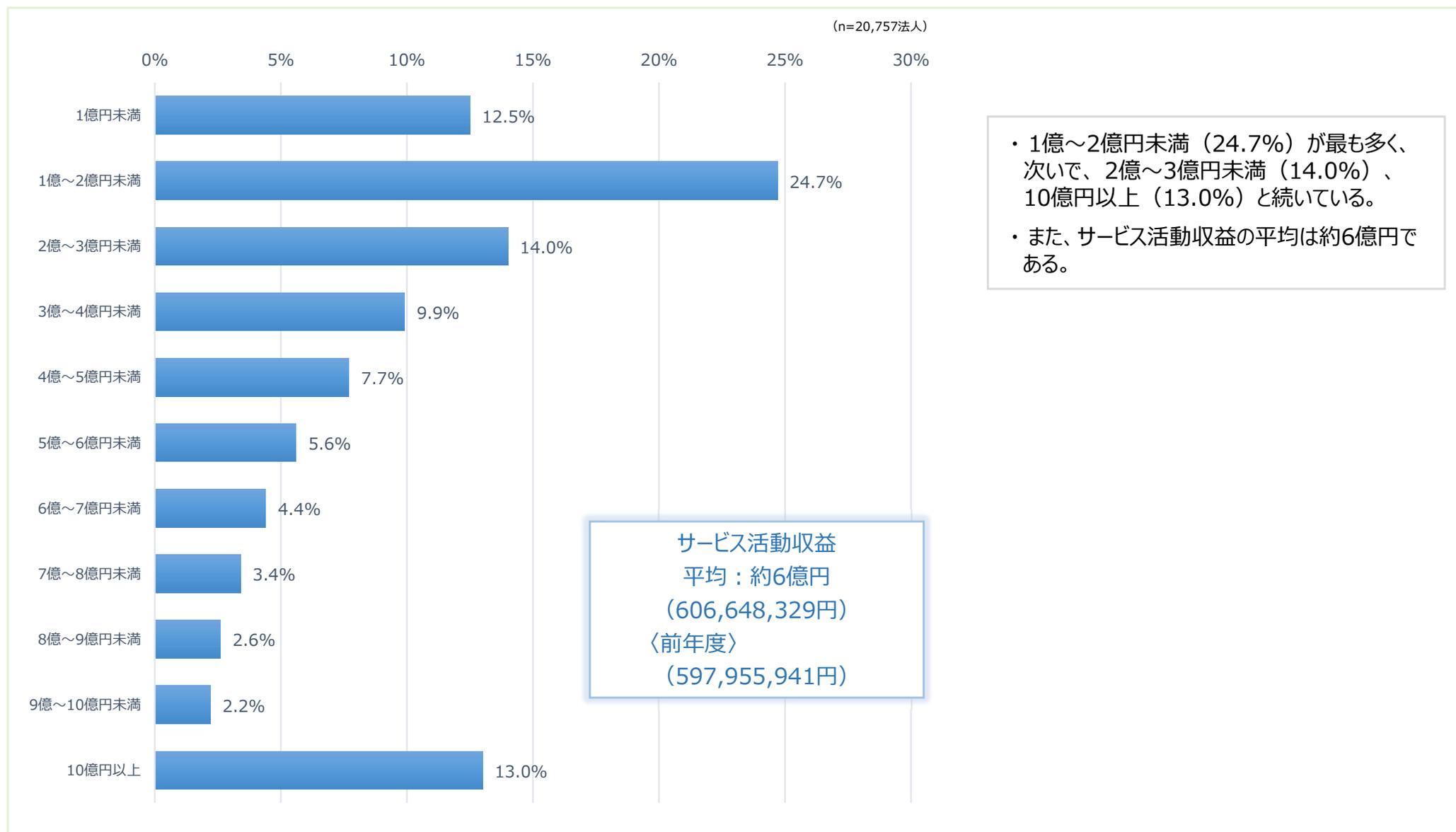
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



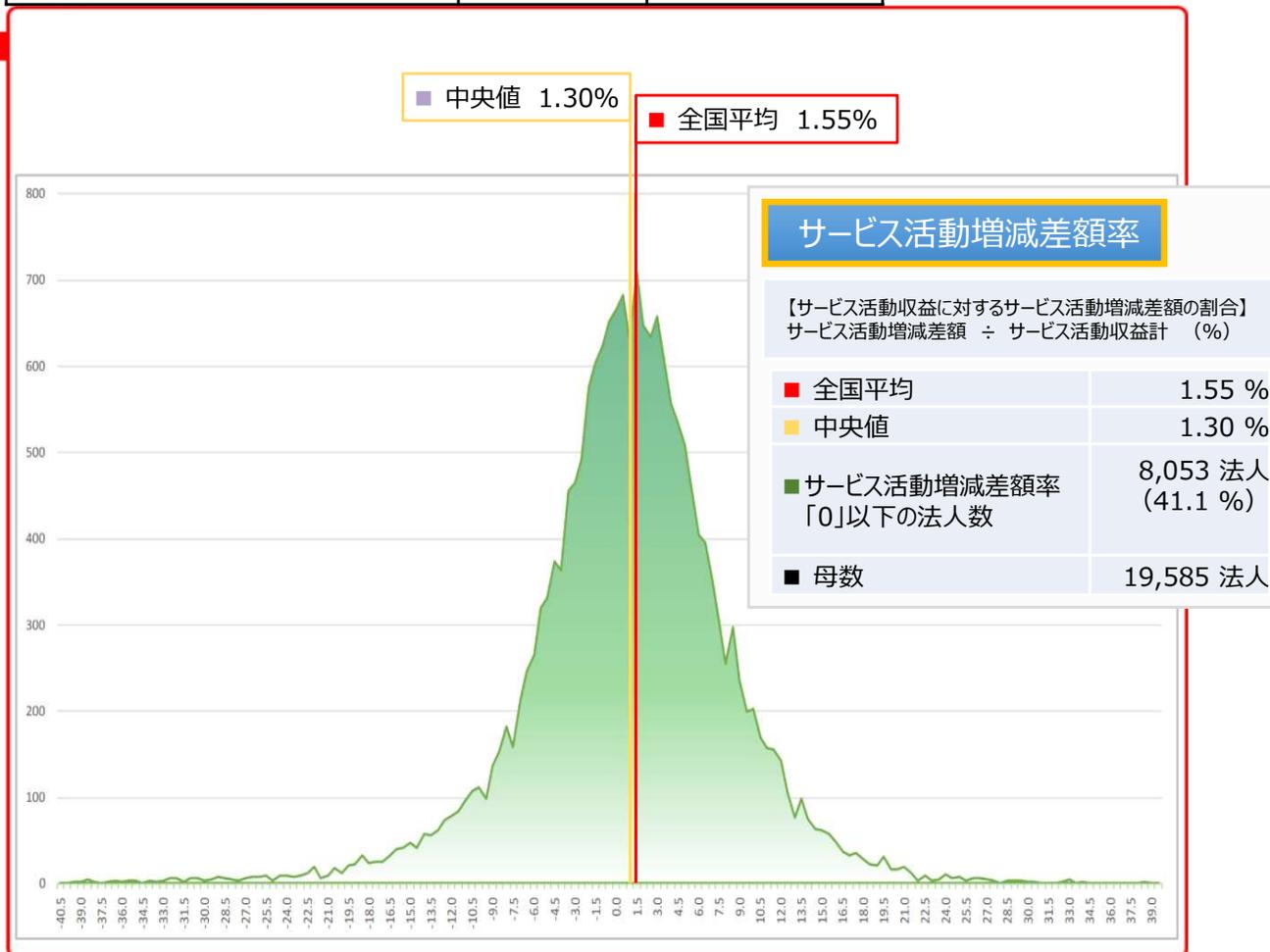
※社会福祉法人電子開示システム（現況報告書（令和6年4月1日現在）等）データに基づく

社会福祉法人の経営状態 (全国平均)

①指標名をクリック

経営指標	
収益性	サービス活動増減差額率
	経常増減差額率
安定性・継続性	職員一人当たりサービス活動収益
	流動比率
	当座比率
	現金預金対事業活動支出比率
長期継続性	純資産比率
	純資産比率(正味)
	固定長期適合率
	固定比率
資金繰り	借入金比率
	借入金償還余裕率
	借入金償還余裕率(正味)
	債務償還年数
合理性	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
	事業未払金回転期間
	人件費比率
費用	人件費・委託費比率
	事業費比率
	事務費比率
	支払利息率
資産	付加価値率
	減価償却費比率
	国庫補助金等特別積立金取崩額比率
	正味金融資産額
効率的性	正味金融資産額・減価償却累計額比率
	固定資産老朽化率
	総資産経営増減差額率
	事業用固定資産回転率
経営自立性	自己収益比率

サービス活動増減差額率	全国平均	1.55%
	中央値	1.30%
	母数	19,585法人



※ 経営指標については、日本公認会計士協会(非営利法人委員会)が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人の経営状況について

- 令和5年度決算におけるサービス活動増減差額率は1.55%となっている。
- 令和5年度決算におけるサービス活動増減差額が「0」以下の法人割合は41.1%となっている。

<社会福祉法人のサービス活動増減差額率、サービス活動増減差額「0」以下の法人数の推移>

	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算
サービス活動増減差額率 (%)	2.09%	2.80%	2.60%	1.54%	1.55%
サービス活動増減差額 「0」以下の法人数(%)	7,369法人 (37.7%)	6,640法人 (33.8%)	7,623法人 (39.0%)	8,566法人 (43.8%)	8,053法人 (41.1%)
(参考) 法人総数(法人)	19,523法人	19,663法人	19,551法人	19,571法人	19,585法人

(※) サービス活動増減差額率は、サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合（サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計 (%)）を表す。

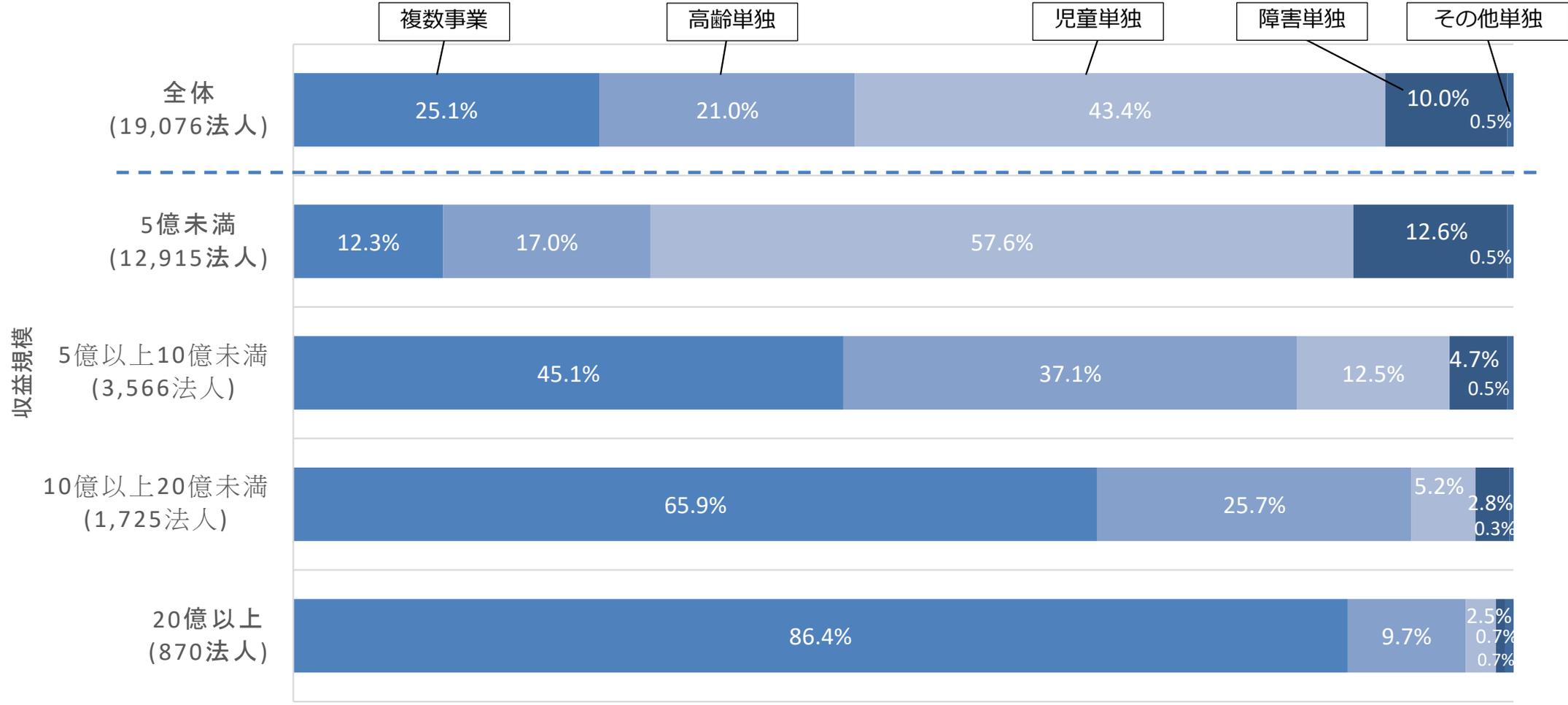
(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の「社会福祉法人の現況報告書等の集約結果」

社会福祉法人の事業展開

- ✓ 社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。
- ✓ 収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

【収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合】

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）

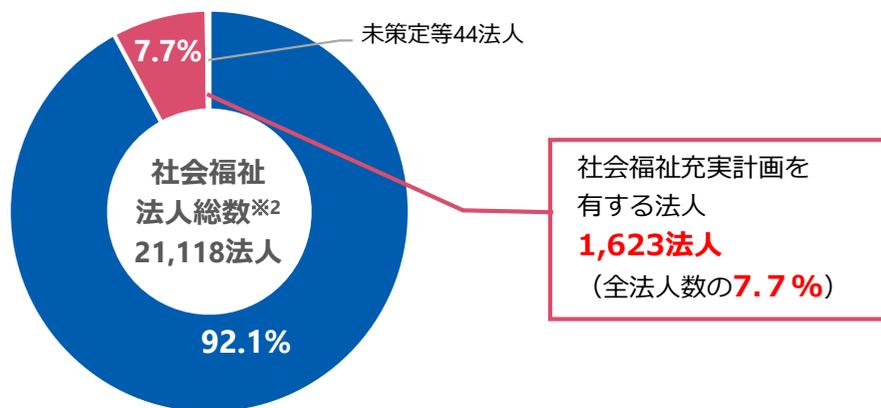


※令和6年4月1日時点の現況報告書（福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計）
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

令和6年度における社会福祉充実計画の状況について

- 「社会福祉充実財産」（社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を控除した財産）が生じた法人は、「社会福祉充実計画」を策定し、用途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することとしている。令和6年度における当該計画の全体の状況は以下のとおり。（令和6年10月1日時点福祉基盤課調べ※1）
- 社会福祉充実計画を有する法人は、**1,623法人**（社会福祉法人総数※2の**7.7%**）で、**社会福祉充実財産の総額は3,759億円**（参考：令和5年度における状況 社会福祉充実計画を有する法人 1,772法人（8.4%） 社会福祉充実財産の総額 3,885億円）

1. 社会福祉充実計画の有無



2. 社会福祉充実計画の事業区分

社会福祉充実財産の用途は、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順に検討することとなっている。

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
3,501事業 (95.8%)	91事業 (2.5%)	64事業 (1.7%)	3,656事業

3. 社会福祉充実計画の事業内容別事業費・事業数内訳

事業内容	事業費※3	事業数
合計	3,759億円	3,656事業
サービス向上のための既存施設の改築・設備整備	1,772億円 (47.2%)	1,560事業 (42.7%)
新規事業の実施	597億円 (15.9%)	397事業 (10.9%)
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	143億円 (3.8%)	309事業 (8.5%)
職員給与、一時金の増額	143億円 (3.8%)	455事業 (12.4%)
既存事業のサービス内容の充実	128億円 (3.4%)	351事業 (9.6%)
職員の福利厚生、研修の充実	47億円 (1.2%)	327事業 (8.9%)
既存事業の定員、利用者の拡充	30億円 (0.8%)	43事業 (1.2%)
上記以外の事業	201億円 (5.3%)	214事業 (5.8%)
充実計画の対象となっていない充実財産等※4	698億円 (18.6%)	-

※1 回収率は97.4%（昨年度回収率は96.2%）。なお、回収率の計算式は、（令和7年3月時点有効回答1,623法人）／（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産が発生した1,740法人から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかの場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた73法人を除いた1,667法人）＝97.4%

※2 令和5年度福祉行政報告例に基づく全国の社会福祉法人数

※3 補助金等を除く充実財産充当額のみを計上

※4 充実計画期間内に新たに発生した充実財産、充実計画額と実績額との差額など充実計画の変更を伴わず充実計画の対象とならない額の合計額

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて

- ✓ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第5項に基づき、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう、社会福祉法人に関する情報に係るデータベースとして整備。
- ✓ 各社会福祉法人が所轄庁に届け出た計算書類等について、都道府県を通じて集約。
- ✓ 全国の社会福祉法人に関する現況報告書、計算書類等の情報を公表するとともに、その内容について集約した結果を公表。



社会福祉法人の現況報告書等情報検索

このウェブサイトでは、全国の社会福祉法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の情報を公表しています。
 さまざまな条件で社会福祉法人を検索し、当該法人に関する現況報告書等の情報を閲覧することができます。
 2024.03.28 社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2023年度版）を公表しました。
 ※ 現況報告書等の情報については、社会福祉法人が所轄庁へ届出を行ったのち、7～10日程度で公表されます。

北海道
青森
秋田 岩手
山形 宮城
福島
石川 新潟
福井 富山 長野 群馬 栃木 茨城
佐賀 福岡 山口 島根 鳥取 兵庫 京都 滋賀 岐阜 山梨 埼玉 千葉
長崎 大分
熊本 宮崎
鹿児島
愛媛 香川
高知 徳島

地図から探す

法人名から探す
例：「〇〇会」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」
検索

事業所名から探す
例：「〇〇事業所」
(オプション) 住所で絞り込み
例：「〇〇県〇〇市」
検索

住所から探す
例：「〇〇県〇〇市」
検索

サービスから探す
検索画面へ

法人番号から探す
例：「0123456789012」
検索

社会福祉法人の現況報告書等の集約結果

社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにより社会福祉法人が所轄庁に届出を行った現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の内容について集約した結果を公表しています。

2-2.社会福祉法人の経営状態（全国平均）

指標名をクリックすると右側にグラフが表示されます。グラフをクリックすると拡大表示できます。

① 指標名をクリック

② グラフをクリックして拡大

経営指標

収益性	サービス活動増減差額率
安定性	経常増減差額率
安定性・継続性	職員一人当たりサービス活動収益
	流動比率
長期継続性	当座比率
	現金預金対事業活動支出比率
資金繰り	純資産比率
	純資産比率（正味）
合理性	固定長期適合率
	固定比率
費用	借入金比率
	借入金償還余裕率
資産	借入金償還余裕率（正味）
	債務償還年数
効率性	事業活動資金収支差額率
	事業未収金回転期間
経営自立性	事業未払金回転期間
	自己収益比率

社会福祉法人の経営状態（全国平均）

- 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムより、所轄庁に現況報告書等（現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画）の届出を行った社会福祉法人（19,585法人*）の経営状態について集約した結果である。
- *分類が困難なデータを含む法人は集計から除外している。

※サービス活動増減差額率（サービス活動増減差額率）	1.55%
※サービス活動増減差額率（サービス活動増減差額率）	1.30%
※サービス活動増減差額率（サービス活動増減差額率）	0.0532人
※サービス活動増減差額率（サービス活動増減差額率）	49.1%
※サービス活動増減差額率（サービス活動増減差額率）	19,585人

※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンスの強化に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

$$\text{サービス活動増減差額率} = \frac{\text{サービス活動増減差額}}{\text{サービス活動収益計 (96)}}$$

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人の活動の状況等の調査・分析について

- 改正社会福祉法において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされている。
- 当該調査及び分析データについては、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの有する計算書類等のデータを活用し、国及び独立行政法人福祉医療機構がシステムを通じて都道府県等に提供している。
- データから得られる指標について、**個々の社会福祉法人の経営状況を都道府県の平均値と比較する等、社会福祉法人において経営の参考として活用することが可能。**

(参考) 都道府県による統計等の公表例

- ・ 東京都 「都内社会福祉法人の活動状況等の公表」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/katudoujyoukyou.html>

- ・ 神奈川県 「社会福祉法人の財務情報の公表」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6224/zaimujyouhounokouhyou.html>

東京都福祉局 日本語 English 中文簡化 繁體中文 马来語 Indonesian ភ្នំពេញ

都内社会福祉法人の財務指標 事業区別平均値 (令和2年度決算)

事業区分名	法人数	活動比率	純資産比率	固定長期適合比率	人件費・委託費比率	労働分配率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金収支増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	81.1%	74.9%	87.1%	5.3%	1.4%	5.8%
保育のみ経営	386	306.7%	85.7%	91.4%	78.1%	88.1%	5.7%	0.4%	6.5%
障害のみ経営	191	686.5%	86.3%	89.1%	67.5%	76.4%	6.6%	1.3%	7.4%
介護のみ経営	150	514.8%	81.4%	86.6%	75.8%	87.8%	4.3%	5.2%	4.1%
その他事業区別	112	538.1%	85.2%	82.0%	88.4%	85.4%	6.9%	4.8%	10.0%
調査対象外	210	410.7%	79.8%	83.2%	74.4%	88.7%	4.1%	2.6%	5.5%

都内社会福祉法人の財務指標 収益規模別平均値 (令和2年度決算)

サービス活動収益 (単位:百)	法人数	活動比率	純資産比率	固定長期適合率	人件費・委託費比率	経常増減率	サービス活動収支増減率	事業活動資金収支増減率
全法人	1,049	424.5%	82.6%	84.1%	74.9%	5.3%	1.4%	5.8%
1億未満	62	793.6%	82.6%	67.1%	63.6%	8.3%	5.4%	7.5%
1億以上2億未満	138	429.2%	85.3%	84.8%	75.6%	6.4%	2.1%	4.5%
2億以上3億未満	152	438.2%	83.2%	84.4%	76.8%	6.0%	0.6%	5.3%
3億以上4億未満	108	434.4%	85.0%	83.5%	74.9%	5.3%	2.2%	6.6%
4億以上5億未満	105	392.6%	84.9%	86.4%	76.5%	5.3%	1.1%	5.3%
5億以上6億未満	70	454.6%	84.6%	88.2%	75.7%	5.7%	1.3%	7.0%
6億以上7億未満	56	455.9%	85.5%	88.1%	75.6%	5.3%	0.9%	6.8%
7億以上8億未満	40	408.3%	81.8%	82.6%	76.1%	5.2%	1.7%	6.2%
8億以上9億未満	35	310.8%	76.4%	85.6%	76.2%	7.4%	2.2%	7.4%
9億以上10億未満	33	489.7%	84.3%	85.3%	75.2%	4.2%	0.4%	6.4%
10億以上20億未満	137	355.7%	79.9%	84.4%	74.6%	4.5%	2.3%	6.4%
20億以上30億未満	49	401.3%	80.4%	80.5%	75.5%	3.5%	0.8%	4.1%
30億以上	64	284.9%	70.1%	83.6%	72.3%	3.1%	4.4%	4.9%

注1) 厚生労働大臣所轄法人、新設法人等を除く。
注2) 平均値の精度を高めるため、各指標の上位・下位2%(小数点以下切り捨て)を除外して平均値を算出している。

WAMから所轄庁に提供している法人ごとの分析用スコアカードのイメージ

法人の基本情報、直近3か年の事業分野と収益規模、提供サービスと事業所数、主要6指標による直近3か年のレーダーチャートを表示しています。

レーダーチャートやランクの定義等を説明を記載しています。

経営指標毎に自法人、事業分野平均(国、都道府県)、収益規模平均(国、都道府県)及びそれらの直近3か年の推移を折れ線グラフで表示します。また、指標の説明、見方、基準値範囲を表示します。

社会福祉法人 スコアカード

基本情報

法人名称	社会福祉法人〇〇〇〇会
所在地	東京都港区港南4丁目3番13
所轄庁	東京都
ホームページ	https://www.wam.go.jp/top/
連絡先	03-9999-9999
Eメール	tsuwase_madoguchi@wam.go.jp

提供サービス		事業所数
1	障害者支援施設（施設入所介護）	2
2	障害サービス事業（在宅介護）	2
3	障害サービス事業（訪問介護）	1
4	障害サービス事業（特定居宅介護）	1
5		

前々年度（2021年度） 前年度（2022年度） 当年度（2023年度）

事業分野	福祉事業分野	介護福祉	介護福祉
収益規模	5億円未満	5～10億円	10億円以上

主要6指標による評価

2021 2022 2023

経常増減率 30
流動比率 100
固定長期適合率 100
借入金償還余裕率 100
事業活動資金収支差額率 100
正味金融資産・減価償却累計額比率 100

経営指標推移

主要6指標

経常増減率	-0.100%
流動比率	105.000%
固定長期適合率	-0.100%

2021 2022 2023

経常増減率 流動比率 固定長期適合率

計算式

経常増減率：(純益率 + 固定負債) (%)
 流動比率：貸倒引当金
 固定負債：貸倒引当金 + 固定負債、貸倒引当金

指標の解説

経常増減率の算出に際しては、固定負債の増減を示す指標である。

判定値

>100%
 判定値の解説
 値が低いほど、長期持続性が悪いと見られる。100%以上105%程度、若干不適合な場合（純益率）や長期借入金等に
 加え、流動比率に低下が認められる場合は流動比率が低下している状態を示す。

自法人	前々年度（2021年度）				前年度（2022年度）				当年度（2023年度）						
	国（平均）	都道府県（平均）	事業分野	収益規模	国（平均）	都道府県（平均）	事業分野	収益規模	国（平均）	都道府県（平均）	事業分野	収益規模			
	-3.000%	3.000%	4.500%	3.700%	0.500%	-4.000%	2.000%	3.500%	2.700%	0.100%	-5.000%	1.000%	2.500%	1.700%	0.000%

借入金償還余裕率 -0.100%
 事業活動資金収支差額率 -0.100%
 正味金融資産・減価償却累計額比率（参考指標） -0.100%

収益性

(独) 福祉医療機構による経営サポート事業の概要

○ (独) 福祉医療機構において施設の健全経営を支援するため、リサーチ・セミナー・コンサルティングを実施

社会福祉事業施設・医療施設の経営の安定及び向上に資するため、リサーチレポート公表やセミナー開催、社会福祉法人や医療法人へのコンサルティングを実施している。

リサーチレポート

経営者等にとって、有益となる経営状況や業界動向等の情報をSC Research Reportで公表

■レポート事例■

- ・ 介護報酬改定に関するアンケート調査の結果
- ・ 福祉医療施設の建設費等に関する動向
- ・ 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査
- ・ 病院の経営状況について など

経営セミナー

経営者等を対象に、実践者、行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナーを実施

■セミナーのポイント■

政策動向を踏まえた施設整備のご参考に

テーマに沿った優良な実践事例を紹介

リサーチ・コンサル事例に基づいた講義

機構融資に関する質問・相談の受付

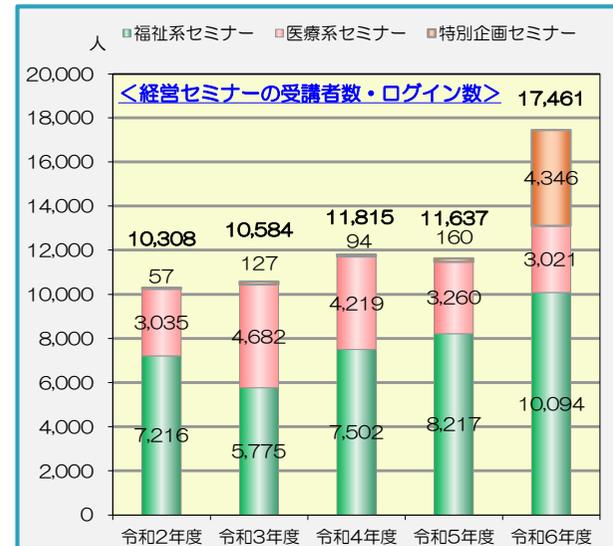
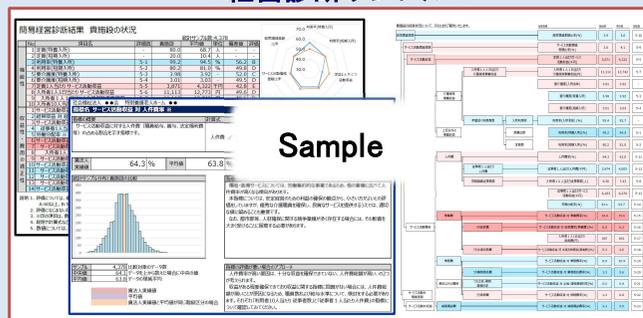
コンサルティング等

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種のコンサルティング等を実施

■コンサルティング事例■

経営分析プログラム	複数年の決算書等による経営診断を中心とした総合的な経営分析
人事給与分析プログラム	機構保有データを活用した給与規程分析等により給与改定等の方策を提示
個別支援プログラム	相手方のニーズに対応した個別コンサルティング
介護医療院移行支援プログラム	医療療養病床等から介護医療院への円滑な移行を支援
経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

《経営診断サンプル》



※令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーをWEB配信としたため、視聴ページへのログイン数を記載
令和4年度以降はオンラインと集合形式を併用して実施したため、受講者数とログイン数の合計を記載
※福祉系セミナーには、行政担当者向け事業者支援セミナーを含む



(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業について

1 事業の目的

- (独) 福祉医療機構が行う福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進及び向上を図ることを目的として実施。

2 貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業
貸付対象施設等 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金
貸付金利 (注2・3)	年1.40%～2.60% (年1.50%～2.20%)
償還期間 (注4)	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。 (注2) 貸付金利は時期、施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和7年6月2日現在の建築資金 (20年以内) の金利。 () 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充（令和7年4月～）

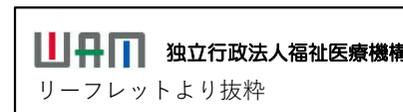
《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50% ^{※1}	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 ^{※2} 限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院：7.2億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人 ^{※3}	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。
 ※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。
 ※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

▼利率表はこちら

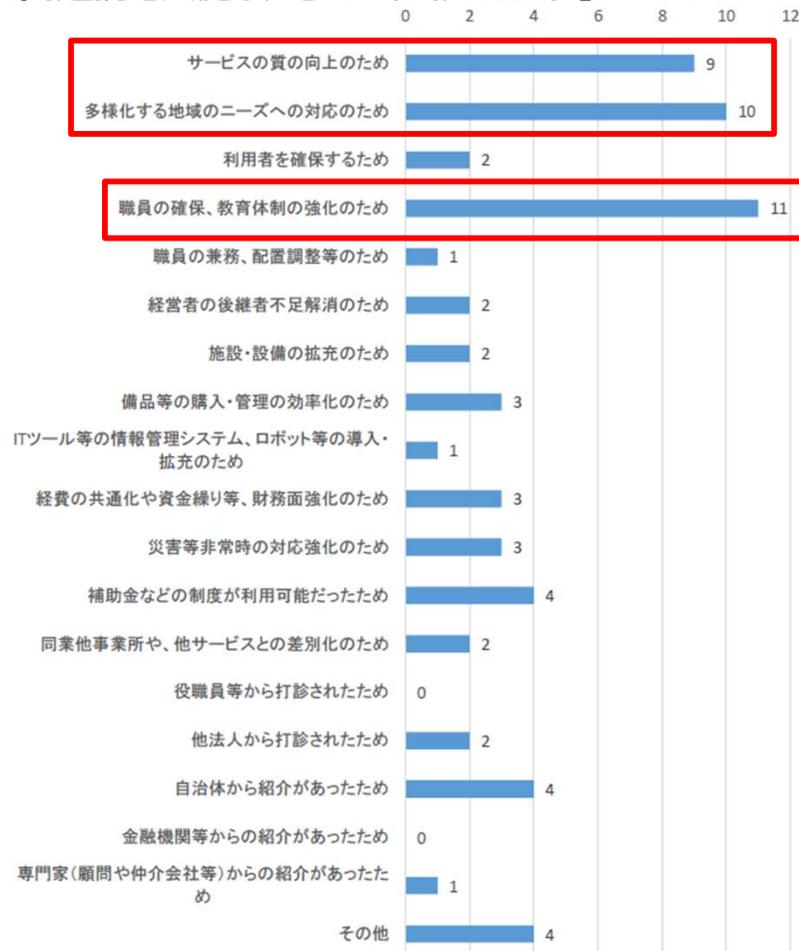


協働化・事業者連携、大規模化

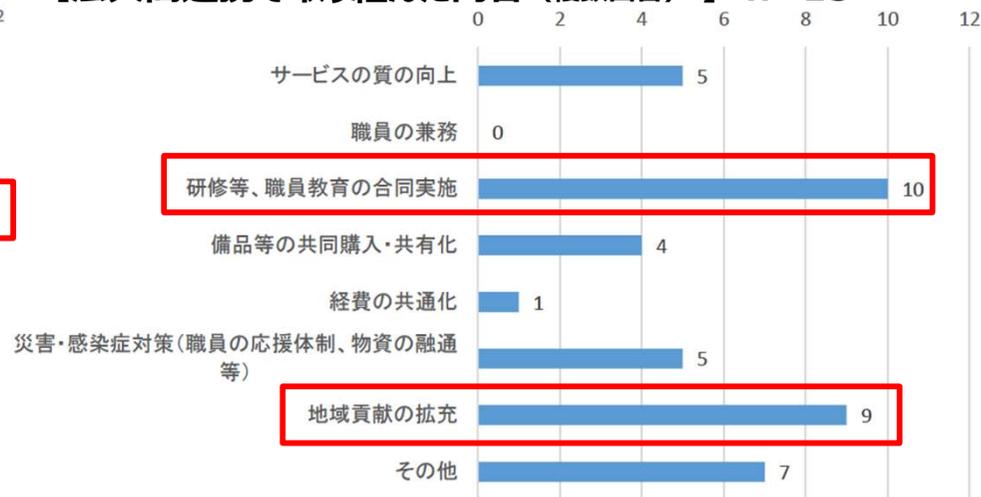
介護サービス事業所の経営の協働化の事例①（アンケート調査）

- 小規模法人のネットワーク化を実施した団体等を対象としたアンケート調査によれば、法人間連携を実施したきっかけは、「職員の確保、教育体制の強化のため」が最も多く、「多様化する地域のニーズへの対応のため」、「サービスの質の向上のため」が続いた。
- 法人間連携で取り組んだ内容は、「研修等、職員教育の合同実施」が最も多く、「地域貢献の拡充」が続いた。

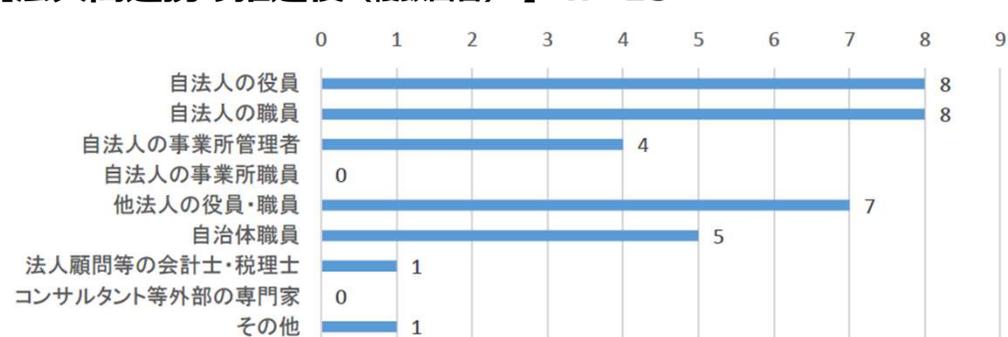
【法人間連携を実施したきっかけ（複数回答）】 n=13



【法人間連携で取り組んだ内容（複数回答）】 n=13



【法人間連携の推進役（複数回答）】 n=13



※1 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金利用団体等が対象。

※2 本調査において「法人間連携」とは、複数の法人間で協力関係を構築することをいい、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が含まれる。

【出典】令和3年度老人保健健康増進事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業報告書」

介護サービス事業所の経営の協働化の事例②（インタビュー調査）

協働化の好事例では、平成29年の社会福祉法改正により社会福祉法人の役割に「地域における公益的な取組」が位置づけられたこと等を契機とした連携が行われていた。協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が得られている。

協働化（法人間連携）の経緯

協働化により得られた成果

妻有地域包括ケア研究会 (12法人・88拠点・164事業所)

- 新潟県地域振興局健康福祉部より提案があり、設立準備委員会を立ち上げて開設。

- 人財育成の協働化により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- 備品の共同購入によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会 (24法人・52事業所)

- 平成29年の社会福祉法の改正を契機として、社会福祉協議会が推進役を担い、平成28年6月に福智町社会福祉法人公益活動連携協議会を設立。
- 令和3年4月に法人化。

- 合同での人財募集のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。また、合同研修により講師費用等を抑えることができた。
- マスクや抗原検査キットなどの共同購入を実施。また、電力会社と交渉し大規模特約割引契約に至った。

やまがの介護協働推進ネットワーク (10法人・10事業所)

- 介護崩壊の危機感を契機として、生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり、連携を実施。

- 地域住民と施設職員との共同研修を実施。
- 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、職員確保に務めている。

※1 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

※2 各好事例は、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用して運営。

介護サービス事業所における経営の協働化・大規模化の取組

- 地域や事業者の実情やニーズを踏まえ、介護サービスの経営の協働化・大規模化が進んでいくことは、生産性向上の観点からも重要であり、各地域・事業者において様々な取組が行われている。
- 小規模事業所を対象とした協働化・大規模化に関する支援メニューは以下のとおり。
 - ・ 社会福祉法人等を対象とした、小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
 - ・ 介護サービス事業者を対象とした、協働化・大規模化等による職場環境改善への支援
 - ・ 訪問介護事業者等を対象とした、協働化・大規模化の支援

(参考) 協働化・大規模化の事例 (物品の共同購入)

コラム 8

協同組合による取組

～専門性の高い介護職のキャリアパス構築と物品の共同購入～

背景

みちのく社会福祉協同組合は、外国人技能実習生の受入れを目的として、規模の異なる県内外の4つの社会福祉法人により、2019年6月に設立された。

協同組合として行う取組のうち、「物品調達」「人材の有効活用」を実施した。



みちのく社会福祉協同組合の体制

分野	品目
物品調達	・おむつ等の消耗品、固定資産、エネルギー等の共同購入
人材育成	・(テレビ会議システム等の利用による)各種研修の協催 ・研修講師(法人職員)の相互派遣 ・(少人数向けの)専門性の高い研修の共同開催
外国人技能実習生	・外国人技能実習生の確保、受入れ等に関する手続き ・外国人技能実習生の教育
人材の有効活用	・専門性の高い介護職の育成 ・専門性の高い介護職等の相互派遣
事業継続計画	・災害等の緊急時における相互支援
福利厚生	・団体扱いによる職員向け各種保険の優遇 ・旅行手配や物品購入、サービス利用における団体割引サービスの利用
事務の共同化	・介護報酬請求、人事労務関連の事務等の共同化

協同組合として想定される取組み (例)

みちのく社会福祉協同組合における「おむつ」の共同購入事例

目的

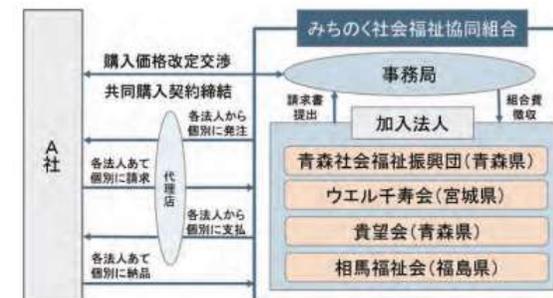
物品調達の合理化を念頭に、共同購入を検討する。

実施事項

- 1.【品目の特定】共同購入できそうな項目のうち、使用頻度の高い「おむつ」を共同購入することに決定した。製品の選定にあたり、おむつのサンプルを取り寄せ、現場で試用し、ケアの質が維持・向上できることを確認した上で決定した。
- 2.【メーカーとの交渉】メーカーと価格交渉を行い、統一価格を決定した。
- 3.【購入プロセスの整理】これまでの調達プロセスを変更することなく、代理店を経由して発注、精算することにした。
- 4.【費用対効果の測定】購入費用が、2019年10月～2019年12月末の3か月間の金額ベースで前年同期比3割削減した。

分野	品目
エネルギー	・電気料金 ・灯油 ・ガス ・車両燃料(ガソリン、軽油)
固定資産(リース、購入)	・ベット ・車両
消耗品	・手袋 ・マスク ・消毒液 等
保険料	・損害(火災)保険

物品調達における共同購入の項目(例)



共同購入のプロセス

今後の取組

- 組合では「手袋」や「マスク」等の消耗品、「車両」や「ベット」等の固定資産(リース)、電気やガス、車両燃料といったエネルギー等の共同購入に向けて検討中である。

※「介護サービス事業(施設サービス分)における生産性向上に資するガイドライン」より抜粋

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策**を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等の必要性とその方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信**する。
（厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等）

① 「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）における相談対応や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

② 「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化（※1）（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールを明確化（※2）（事務連絡の発出）

※1 社会福祉法人において合理性を判断の上支出
※2 社会福祉法人について支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

③ 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

令和7年度当初予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

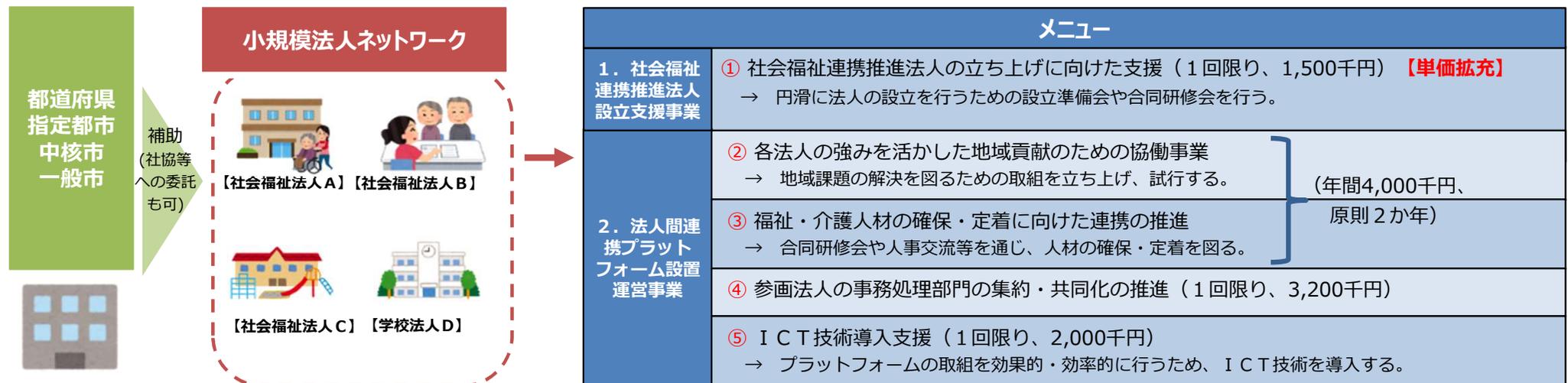
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



施策名：社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

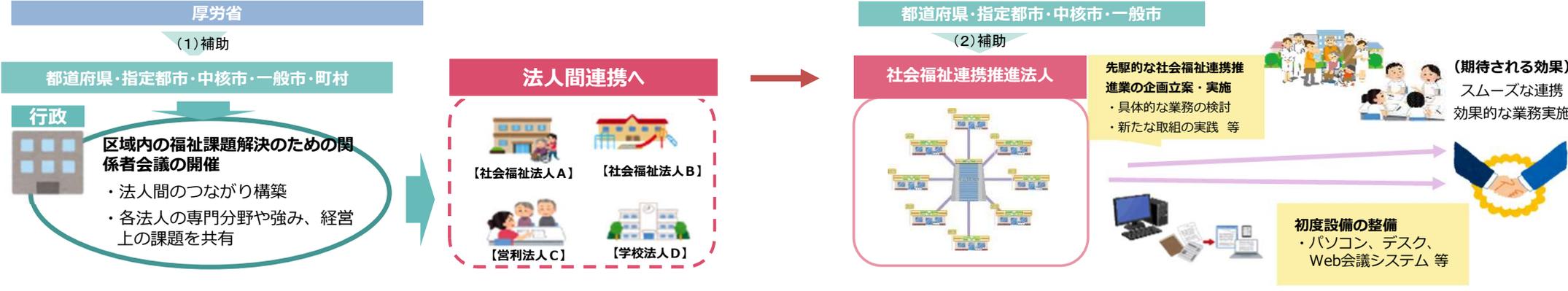
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
 - ① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
 - ② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

令和6年度補正予算 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策 介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

※令和7年4月1日施行予定

【補助率】

1と併せて3を実施	国・都道府県 4/5、事業者 1/5
2を実施	国・都道府県 10/10
1又は3のみを実施	国・都道府県 3/4、事業者 1/4

- ◆事業要件：介護テクノロジーの導入を行うグループ
- ◆補助上限額：2,000万円
- ◆事業者負担：なし

1 介護テクノロジー定着支援事業

介護テクノロジーを導入する事業所に対して都道府県がその支援を実施

- (1) 介護テクノロジーの導入支援
- (2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援（テクノロジー導入する事業所は必須）

【補助上限額】

移乗支援、入浴支援（1機器あたり）、その他	100万円
介護業務支援のうち「介護記録ソフト」	250万円※1~3
上記以外（1機器あたり）	30万円
パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	400万円以上、1000万円以下で都道府県が設定する額
一体的に行う業務改善支援	45万円（3を併せて実施する場合は48万円）

- ※ 1 利用者一人あたりのライセンス料で合計金額が変動する契約の場合は職員数に応じて100万円～250万円
- ※ 2 情報端末の上限は10万円
- ※ 3 「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は5万円を加算

- ◆事業要件：小規模法人を1以上含むグループ
- ◆補助上限額：1,200万円
- ◆事業者負担：1/4
(1の介護テクノロジー定着支援を併せて実施する場合は1/5)

2 地域における介護現場の生産性向上普及推進事業

(1) 面的支援によるモデル施設の育成・モデル地域づくり事業

地域のモデル施設の育成等、事業所の生産性向上の取組を面的に支援する事業を都道府県が実施

【対象経費】※ ①は必須（②～⑤はいずれかを実施）

- ①介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入
 - ②テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修
 - ③業務コンサルタントの活用
 - ④好事例集の作成
 - ⑤その他本事業に必要と認められるもの
- ※ 対象事業所数に上限なし。
※ 1都道府県あたり上限3モデル

【補助上限額】 1モデルあたり 2,000万円

(2) ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業

【補助上限額】 1モデルあたり 850万円

3 協働化・大規模化等による職場環境改善事業

小規模法人を1以上含む複数の法人による事業者グループが協働化等を行う取組を支援

【対象経費】

- ① 合同での人材募集や一括採用等による人材確保、職場の魅力発信に必要な経費
- ② 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
- ③ 職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
- ④ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
- ⑤ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費
- ⑥ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
- ⑦ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
- ⑧ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備や、老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費
- ⑨ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費

【補助上限額】 1事業者グループあたり 1,200万円

- 事業者グループを構成する1法人毎に120万円（訪問介護の場合150万円）
- 市町村が実施主体となることも可能

- 訪問介護については、小規模な事業者が多く、中山間や離島などの事業所も含め、人材不足が顕著で経営資源に制約があるため、経験年数の短い方でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援が必要。

人材確保体制構築支援

(支援内容(例))

- 事業所における研修体系の構築や環境づくりの支援により、安心して働ける職場環境を整備
- 中山間・離島等地域における採用活動の経費を支援し、地域外の求職者に対する採用機会を拡大
- 経験年数が短いヘルパーへの同行支援に係る取組を支援し、ベテランヘルパーの技術を継承

経営改善支援

(支援内容(例))

- 臨時的な事務員の雇用やコンサル活用による支援を通じて、加算制度の活用等を促進
- 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する場合、必要な経費を支援し、常勤化を促進
- 協働化・大規模化の取組を支援し、地域の状況や事業規模を踏まえた事業者間の連携を促進

<補助率>

実施主体：都道府県（市町村も可）

補助率：国 2 / 3、自治体 1 / 3（地方財政要求済）

（※）中山間・離島等地域においては、事業規模や地域特有のコスト増を踏まえ、一部取組の補助率のかさ上げ

⇒ 国 3 / 4、自治体 1 / 4（地方財政要求済）

<事業規模（イメージ）>

予算額：90億円（国費ベース）

給付費：約1兆円（年額）

- ◆事業要件：小規模な訪問介護事業者を含むグループ
- ◆補助上限額：200万円（中山間地域等の場合）
- ◆事業者負担：なし

(小規模事業者の例)

- ・ 1法人あたり1の訪問介護事業所を運営する法人
- ・ 事業所の月の延べ訪問回数が平均200回未満である法人
- ・ 事業所が中山間・離島等地域に所在する法人

(事業取組の例)

- ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組
- ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施
- ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化

【〇障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
 (障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業)

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

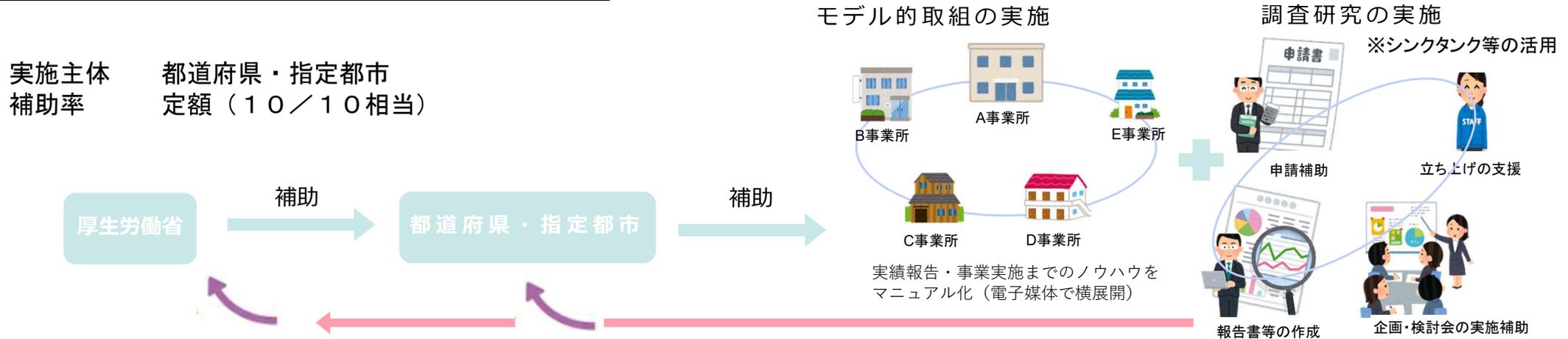
① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

(独) 福祉医療機構 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資について

【概要】

社会福祉法人に対する「協働化・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」または「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等の優遇措置を行う。

【創設年度】

平成26年度

【対象】

社会福祉法人が整備する全ての施設（法人単位での融資）

【優遇内容】（ ）は通常の経営資金の融資条件

- ・ 融資率 90%（70%～80%）
- ・ 貸付利率 基準利率※1 - 0.8%※2 又は - 0.5%（基準利率）
 - ※1 2.1%（令和7年4月1日時点）
 - ※2 協働化（社会福祉連携推進法人に限る）・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金のみ
- ・ 償還期間 10年以内※3 又は 8年以内（3年以内）
 - ※3 協働化（社会福祉連携推進法人に限る）・大規模化（合併等）の際に必要な経営資金のみ
- ・ 据置期間 1年以内（6月以内）

令和7年度概算要求額 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和6年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【令和2年度創設】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。【令和4年度(レッドゾーン)、令和5年度(イエローゾーン)創設】

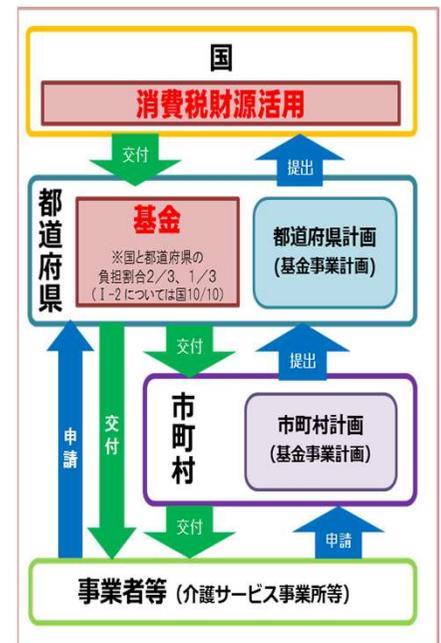
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>

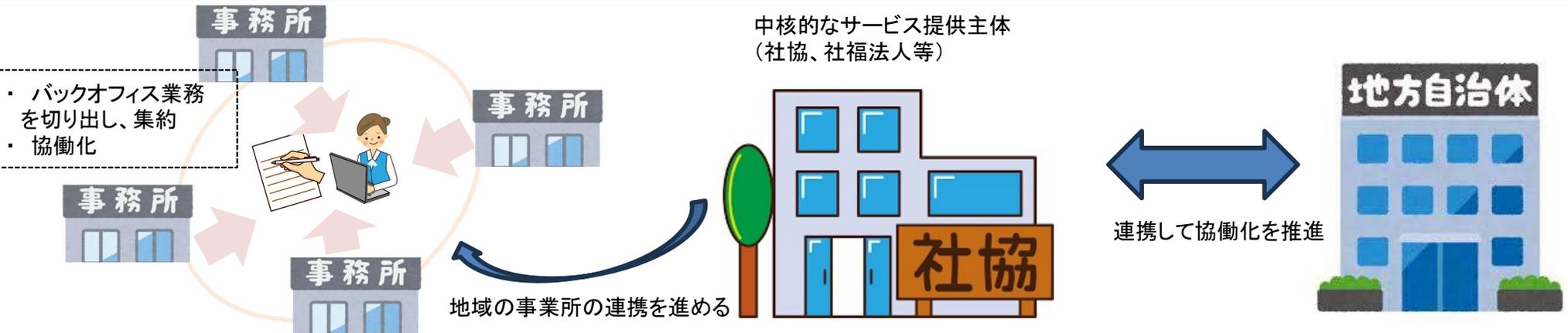


<令和5年度交付実績> 38都道府県

中山間・人口減少地域等における事業所の協働化

<2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ> (抜粋)

- 中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図っていく必要がある。
- 小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業所が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化や、施設・設備の共同利用等を行うことで、2040年に向けて、安定的に事業の継続を図ることが必要である。
- 中山間・人口減少地域においては、介護事業者が今後もその地域でサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、こういった現行制度の活用を促進するとともに、必要に応じて、拡張・見直しして対応していくことが考えられる。例えば、地域の中核的なサービス提供主体に対して、地域に残り続けるとともに、地域の介護事業者の協働化や連携を進めることにより地域におけるサービスを維持・確保していくことなど一定の条件・特別の役割を付した上で、配置基準等の弾力化やこうした取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、新たな柔軟化のための枠組みを検討することが考えられる。
- 既に行政において、事業者の協働化等を推進するための補助事業等を実施しているが、規模を問わず、事業者が協働化等しやすい体制を整備していくため、自治体や事業者団体等と連携して実施していく必要がある。その際は、協働化等のメリットについてわかりやすく示していく必要がある。



社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」について

- 希望する法人が合併・事業譲渡等に円滑に取り組めるよう、令和2年9月に、実務担当者向け「社会福祉法人の「合併・事業譲渡等マニュアル」」を策定し周知している。

合併・事業譲渡等マニュアル

目次

第1章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の検討のポイント	5
第2章 社会福祉法人における合併・事業譲渡等の課題と解決に向けた取組	9
2.1 合併・事業譲渡等の課題.....	10
2.2 課題解決のための取組み.....	13
第3章 社会福祉法人における合併の手引き	15
3.1 合併におけるポイントと留意事項.....	16
3.2 合併手続きの全体像.....	21
3.3 吸収合併手続きの解説.....	23
1 合意形成.....	24
2 役員等の検討.....	28
3 合併契約書の作成.....	30
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	34
5 評議員会の承認.....	40
6 所轄庁の認可.....	42
7 債権者保護手続き.....	46
8 合併の登記手続き.....	52
9 事後開示 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	58
10 会計・税務処理.....	62
11 職員の処遇の検討および説明.....	68
12 利用者や利用者家族、地域への説明.....	72
13 規程・システムなどの整備.....	74
3.4 新設合併手続きの解説.....	77
1 合意形成.....	78
2 役員等の検討.....	82
3 合併契約書の作成.....	84
4 事前開示 合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	88
5 評議員会の承認.....	92
6 定款の作成.....	94
7 所轄庁の認可.....	96
8 債権者保護手続き.....	100
9 合併の登記手続き.....	106
10 事後開示 新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等.....	112

11 会計・税務処理.....	114
12 職員の処遇の検討および説明.....	120
13 利用者や利用者家族、地域への説明.....	124
14 規程・システムなどの整備.....	126
第4章 社会福祉法人における事業譲渡等の手引き	129
4.1 事業譲渡等におけるポイントと留意事項.....	130
4.2 事業譲渡等の手続きの全体像.....	139
4.3 事業譲渡等手続きの解説.....	141
1 調査・検討の準備.....	142
2 事前調査.....	146
3 事業譲渡等の契約.....	150
4 事業にかかる各種申請.....	152
5 定款の変更.....	158
6 会計・税務処理.....	162
7 資産・負債等の移管.....	168
8 人事・労務関連.....	172
9 利用者や利用者家族、地域への説明.....	176
10 規程・マニュアル類、システムなどの整備.....	178

合併・事業譲渡等の仲介者の手数料にかかる留意点について

- ・令和6年度に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」「合併・事業譲渡等マニュアル」を改定し、第三者からの支援・仲介に必要な経費については、社会福祉法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払う際の留意点について周知している。※令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」報告書に基づく記載。

<社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン>

○ 仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が果たせるかの観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性と選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。

社会福祉法人合併支援業務の概要

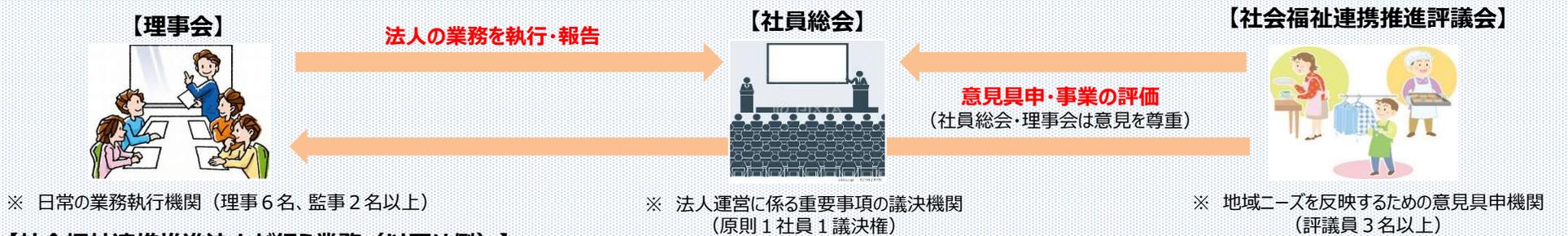
- 令和7年度から新たに、福祉医療機構において、合併を検討・希望する社会福祉法人から情報の登録を受け付け、希望する条件に合致する法人同士を引き合わせる社会福祉法人合併支援業務を実施する。
- 令和7年4月1日から、福祉医療機構のホームページに申込フォームを公開し、情報登録の受付を開始する。登録のあった法人の中から、希望する条件に合致する社会福祉法人の紹介を行う（紹介前に両法人間で秘密保持契約を締結し、引き合わせ以降は両法人間で交渉）。



社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

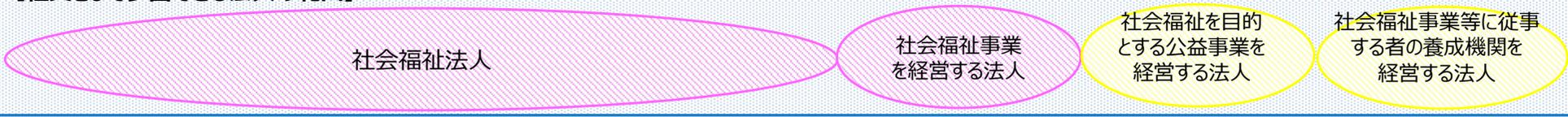
①地域福祉支援業務 ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供	②災害時支援業務 ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援	③経営支援業務 ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行	④貸付業務 ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け	⑤人材確保等業務 ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整	⑥物資等供給業務 ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給
--	--	--	---	---	---

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



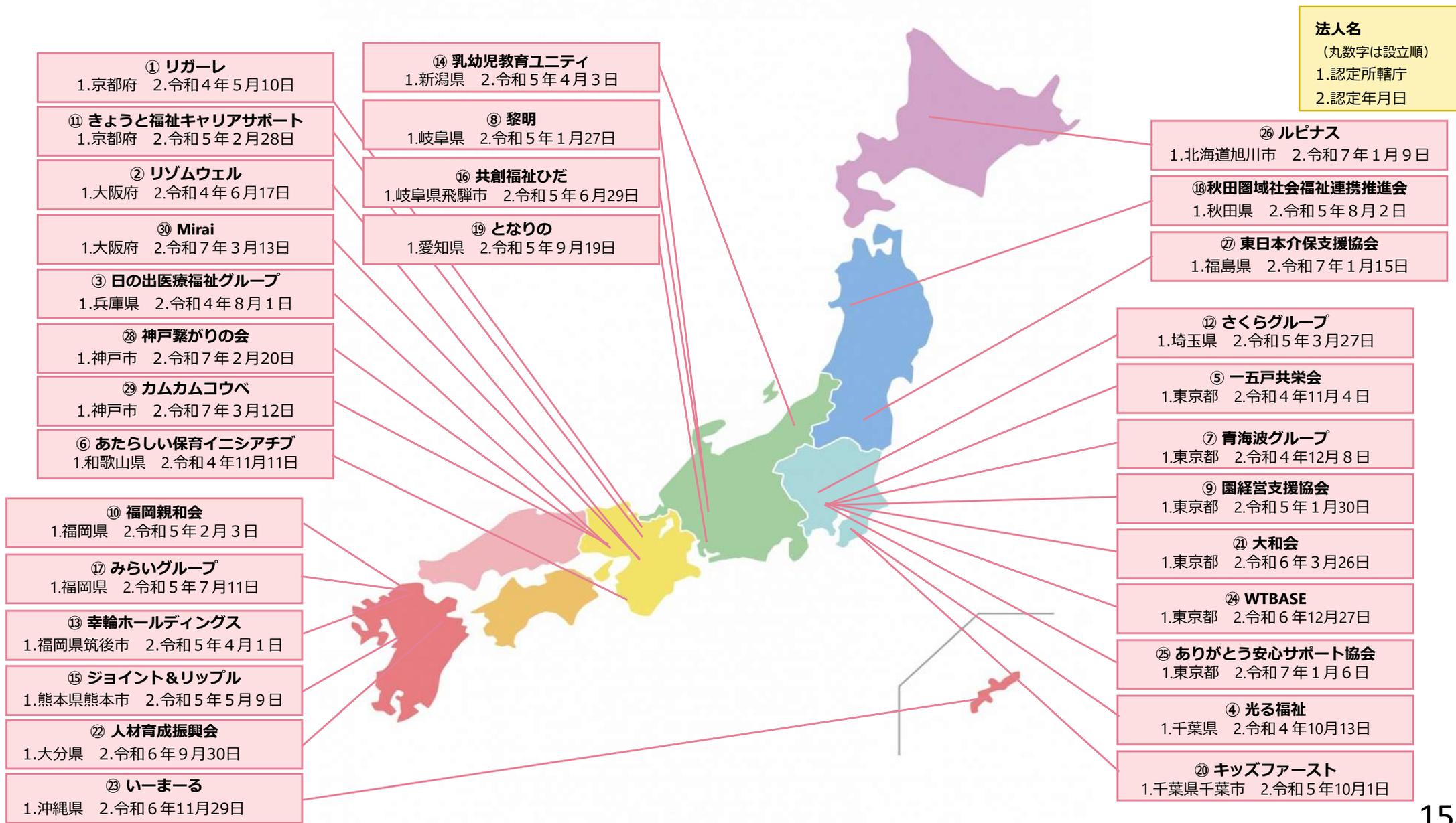
認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**30法人**※。

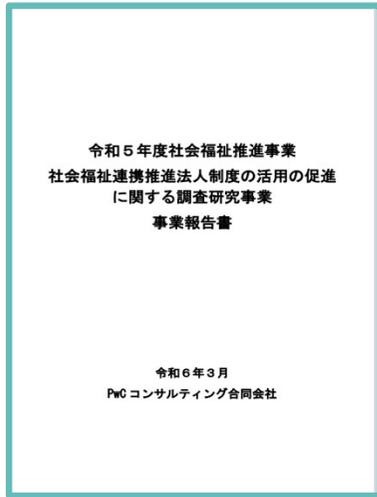
※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



社会福祉連携推進法人・法人間連携プラットフォームの先行事例集、認定申請マニュアル

- ✓ 社会福祉連携推進法人や法人間連携プラットフォームを検討している法人等に向けて、令和5年度に、取組の参考となる事例集と社会福祉連携推進法人認定申請マニュアルを作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼。

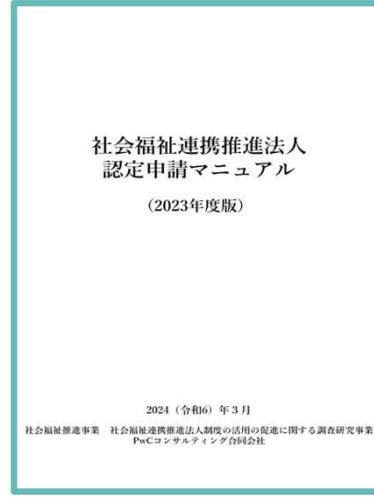
<事業報告書>



<事例集>



<認定申請マニュアル>



事業報告書、事例集、認定申請マニュアル掲載先URL

<掲載先URL>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2024.html>

ホーム> インサイト > 事例紹介 > 令和5年度社会福祉推進事業の実施について

※上記は、本調査研究を実施した PwC コンサルティング合同会社の HP へのリンクです。リンク先には、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和5年度社会福祉推進事業が掲載されており、本調査研究の事例集・マニュアルについては、上から3つめの事業に掲載されています。

▼ 事例集掲載事例の例 ▼

リガーレ

- 市内での3法人によるグループ活動が連携の端緒である。その後、活動の中で理事長や職員が議論を重ねることで、理念を共有し、信頼関係を構築することで、連携推進法人設立の機運が加速した。
- 人材確保等業務において統一研修（経験別・階層別研修等）とスーパーバイザーの巡回による社員法人の人材の育成などを実施している。

日の出医療福祉グループ

- 理念を同じくする法人が集まり、より強固に連携して事業展開することが重要であるとし、連携推進法人制度以前より、一般社団法人を設立し活動を続けてきた。
- 経営支援業務において業務のICT化を推進するとともに物資等供給業務においてIT機器の一括購入する、人材確保等業務において特定技能者（介護）の養成・受入を支援している。

あたらしい保育イニシアチブ

- 保育業界をよくしたいというビジョンに賛同する団体が幅広く集結し設立した。
- 管理コストをできるだけ削減し、保育そのものに労力をかけられるようにするため、ICT等の導入は必須事項であると考えている。物資等供給業務において、規模が小さい事業者が電子決済システムの活用できるようにするため複数の法人横断での活用を検討している。

社会福祉連携推進法人及び小規模法人の ネットワーク化による協働推進事業の取組の実例

社会福祉連携推進法人リガーレ（認定所轄庁：京都府）

- ・ 研修
連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、5法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施。
- ・ 人材確保共同事業
人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用2～3年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を実施。さらに、外国人技能実習生の受入も共同で実施。
- ・ スーパーバイザーによる巡回
社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走を実施。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを実施。

社会福祉連携推進法人日の出医療福祉グループ（認定所轄庁：兵庫県）

- ・ 業務におけるICT化の推進
業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供。
- ・ 一括購入
パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施。

社会福祉連携推進法人となりの（認定所轄庁：愛知県）

- ・ 法人後見
権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題に対し、行政、社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力の下、家庭裁判所等との綿密な打ち合わせを経て、法人後見を受任。

福祉の魅力発信 阿蘇ネットワーク（事務局本部：熊本県阿蘇市の法人）

- ・ 人材確保・定着活動
HPでの魅力発信や学生のインターンシップ受け入れ、参加法人の職種別の交流会を実施。
- ・ ICT導入支援
参画法人の中でICTに関するノウハウ共有やオンライン会議の環境を整備。

気仙沼市本吉地区小規模法人連携事業協議会（事務局本部：宮城県気仙沼市内の法人）

- ・ 人材確保・育成事業
職員スキルアップ研修を実施し、今後は中堅職員の育成や交流の機会を創出に務める。
- ・ 地域への福祉啓発活動及び地域貢献活動
参画法人の福祉事業所の場所をマップにまとめて地域住民へ配布。こどもの帰宅時間に合わせたゴミ拾い活動を実施。

注「社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業事例集（2023年度版）」（厚生労働省 令和5年度社会福祉推進事業 社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業）を基に作成。

令和7年度当初予算 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.5億円 (3.5億円) ※ ()内は前年度当初予算額

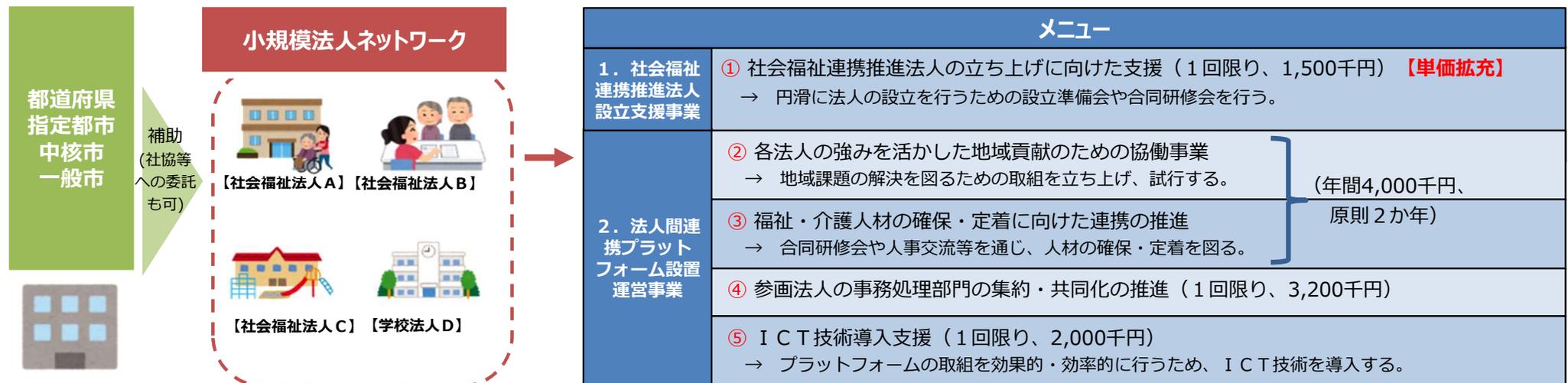
1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制を確保するため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。

(※) 令和4年度に創設した事業メニュー「社会福祉連携推進法人設立支援事業」の単価を拡充し、法人の連携・協働化の支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）
- 補助率：定額補助



施策名:社会福祉法人の連携・協働支援事業

① 施策の目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立や法人間連携を促進する必要がある。本事業では、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進する。

② 対策の柱との関係

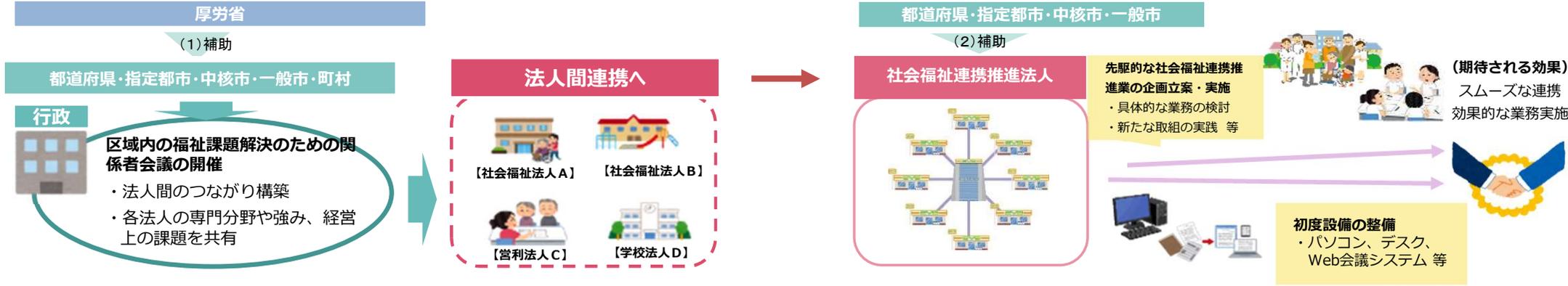
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- (1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催(1カ所あたり1,000千円)
地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を補助する。
- (2) 社会福祉連携推進法人の設立支援の強化
 - ① 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(1回限り、上限1,500千円)
円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
 - ② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(1回限り、上限1,000千円)
社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、先駆的な取組と経営効率化の取組を行う場合に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

〇 補助スキーム:国→都道府県・指定都市・中核市・一般市・町村(定額補助)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉法人の連携・協働を一層促進することにより、地域の福祉ニーズへの対応力を強化し、誰も取り残さない社会の実現に取り組む。

社会福祉連携推進法人の認定等に関する手続

- 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁は、社会福祉法人と同様、原則として、主たる事務所の所在地の都道府県が担うことになるが、市域において業務を行う場合は市、主たる事務所が指定都市にあって同一都道府県内で市域をまたがって業務を行う場合は指定都市、全国規模で行われる場合は国が担うこととなる。
- その上で、認定所轄庁は、以下のような役割を担うこととなる。

【認定手続】

○ 社会福祉連携推進認定

(認定の基準)
第百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定の公示

(認定の通知及び公示)
第百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

【認定後の変更手続】

○ 定款変更認可・届出受理

(定款の変更等)
第百三十九条 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進方針の変更認定

(社会福祉連携推進方針の変更)
第百四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。

○ 代表理事の選定・解職認可

(代表理事の選定及び解職)
第百四十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【認定取消手続】

○ 社会福祉連携推進認定の取消

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消の公示

(社会福祉連携推進認定の取消し)
第百四十五条
3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。(以下略)

○ 社会福祉連携推進認定取消に係る変更登記の嘱託

第百四十五条第五項により準用される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条
6 社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。(以下略)

【監督】

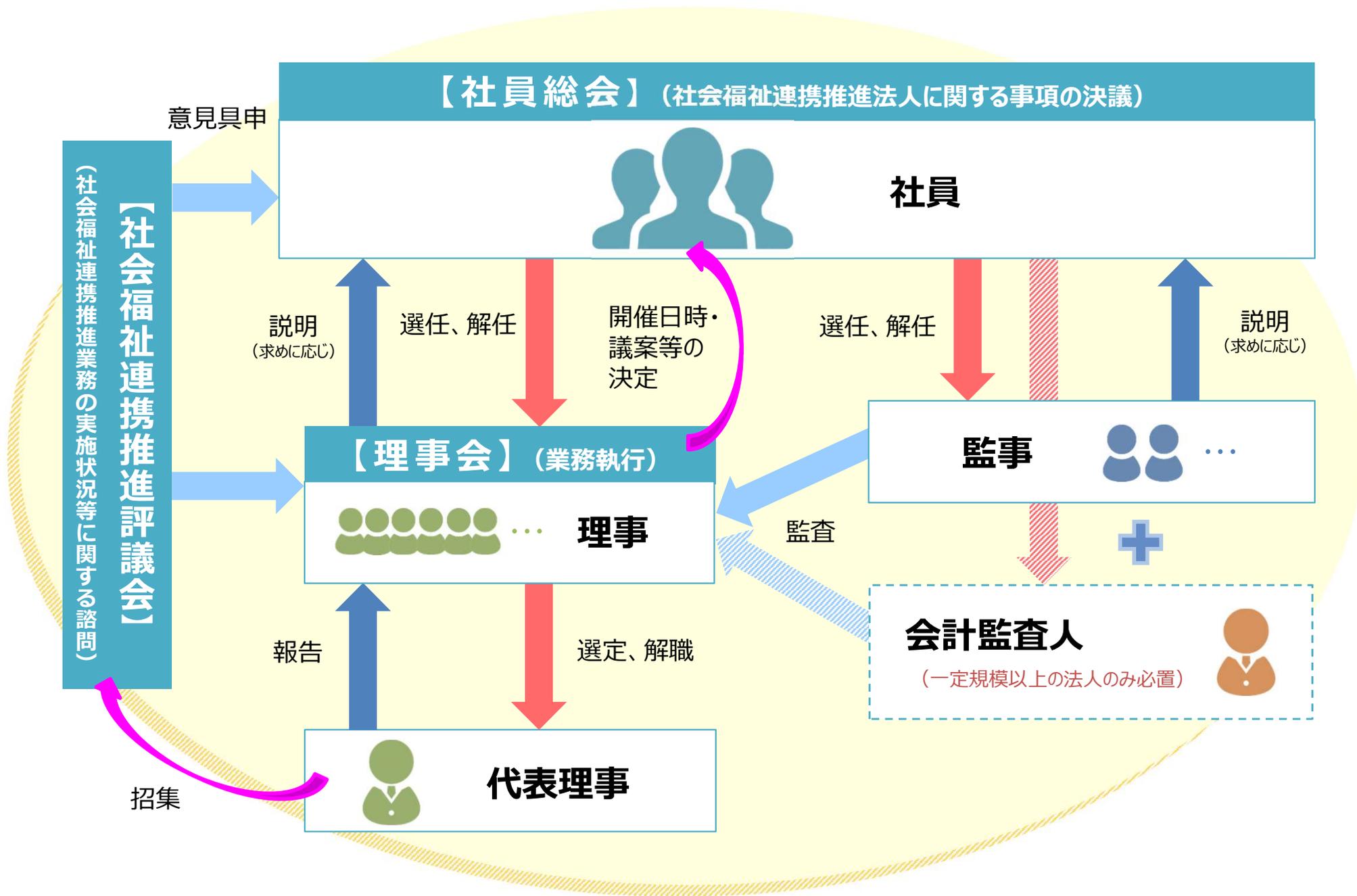
○ 社会福祉連携推進法人に対する監督

(監督)
第百四十四条により準用される第五十六条 認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。(以下略)

○ 一時役員・代表理事の選任

(役員等に欠員を生じた場合の措置)
第百四十三条により準用される第四十五条の六
2 この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。)は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。

社会福祉連携推進法人に置くべき組織機関



社会福祉連携推進業務以外の業務

○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に支障がない範囲において、以下の要件を満たす社会福祉連携推進業務に関連する業務を行うことは可能とする。

- ① 当該業務の事業規模が社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② 当該業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 法第132条第4項に基づき、社会福祉事業を実施できないこととされており、社会福祉事業には該当しない社会福祉関係の事業についても、例外的に地域福祉支援業務として行われる場合を除き、実施できないこと

※ 対象者を社員の従業員の家族に限定しているサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一環と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。

